

13世紀のドイツ北西部における 紛争解決と政治秩序

服 部 良 久

目次

- I 紛争解決と地域的秩序
- II 13世紀のドイツ北西部における領邦関係の展開
 - (1) 下ライン・ヴェストファーレン：政治地図
 - (2) 国王ルードルフ・フォン・ハプスブルクのラント平和政策をめぐって
- III イーゼンブルガー・フェーデ（1227-43）における紛争解決と同盟
 - (1) フェーデの構図
 - (2) テクレンブルク伯とラフェンスベルク伯
 - (3) ケルン大司教とアルンズベルク伯
 - (4) フェーデの終息

小括
- IV ケルン大司教コンラート（1238-1261）時代のドイツ北西部
 - (1) ケルン大司教とパーダーボルン司教およびユーリヒ伯
 - (2) 下ラインのラント平和同盟（1259年）とヴェストファーレンにおける覇権

小括
- V ケルン大司教エンゲルベルト 2 世（1261-74）時代のドイツ北西部
 - (1) 大司教の同盟策
 - (2) チュルピヒの戦いにおける大司教の敗北

小括
- VI ケルン大司教ジークフリート（1275-97）時代のドイツ北西部
 - (1) 大司教の同盟推進と反大司教同盟
 - (2) 血讐と和解
 - (3) 下ラインのラント平和同盟（1279年）と大司教権威の盛期
 - (4) 国王と大司教のラント平和をめぐる対立

小括
- VII 「ヴォリンゲンの戦い」とドイツ北西部の政治秩序
 - (1) 同盟関係の展開と「ヴォリンゲンの戦い」
 - (2) 「ヴォリンゲンの戦い」後の下ライン・ヴェストファーレンにおける政治秩序

小括
- VIII 総括：紛争解決とドイツ北西部の諸侯ネットワーク

I 紛争解決と地域的秩序

中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決は、村や小地域、都市から大小の政治的領域、国家に至るまで、各々の秩序のあり方やその維持と密接に結びつく共同行為であった。このことは中世ヨーロッパに限らない。各時代、地域において紛争と紛争解決は、その社会の特質と結びついた独特の様相を帯びて現れる。法秩序が多元的で、当事者が紛争解決の方途を選択的に利用することができた中世ヨーロッパ社会では、紛争とその解決はそうした社会の秩序を規定する様々な人的結合（ネット）と不可分に進行する。しかしそのような紛争プロセスは単純に人的ネットの上で展開するのではなく、これを破綻させ、再編し、また創造もする。中世の国家と社会を支える制度や法が、人々の相互関係や合意のプロセスに基づいていたとすれば、紛争とその解決における共同行為は、国家と社会の構造と秩序を維持・再生産するのみならず、その変化をも促したと考えるべきであろう¹⁾。本稿で対象とするのは13世紀ドイツにおける諸侯、貴族領主たちの紛争と紛争解決であり、その特質はドイツに特徴的な政治秩序（国制）に規定され、また同時に政治秩序の新しい展開を促すものでもあった。この意味で、紛争と紛争解決は国制との動態的な相互関係にあったと考えたい。

筆者は前稿において、12、13世紀のドイツにおける国王、諸侯、貴族間の紛争と紛争解決の考察を行い、概ね次のような点を明らかにした²⁾。すなわち、フリードリヒ・バルバロッサの宮廷集会における紛争解決においては、裁判・判決と仲裁・和解の区別は流動的で、前者を象徴する *ius, iustitia*, 後者を意味する *amicitia, amor* などの表現が対句的に用いられたように (*in amore vel in iure*)、両者は同等の価値を持つと認識されていた。また実際にも両方の場合において、諸侯の助言、協議、合意が重要な意味を持ち、この意味で国王宮廷における紛争解決は、国王、諸侯間のコミュニケーションと合意形成のプロセスであった³⁾。このような共同行為の繰り返しは、帝国の政治的統合を維持する不可欠のファクターであったと言える。

しかしバルバロッサ統治末期より国王宮廷の人的吸引力が低下し、同じころから帝国各地域において有力諸侯を中心とした紛争解決（仲裁）のための協力関係が見られる。とりわけ、元来王権の影響力が相対的に希薄であった下ライン地方では、12世紀

末以後の二重王権期、反シュタウフェン家の対立王の時代、さらに大空位時代など、国王の直接的な権力作用が後退する時代になると、ケルン大司教やブラバント大公など有力諸侯がこの地域の諸侯間の、そして教会と俗人の紛争の解決において重要な役割を担った。13世紀に入ると領邦的利害関係の錯綜の中で、ケルン大司教自身もそうした利害対立の渦中にある紛争当事者として現れることが多くなる。それゆえ諸侯間の紛争解決は、複数諸侯の協力下における交渉、仲裁、和解という集团的行為として現れるようになるのである。

13世紀にはまた、諸侯間の多様な同盟関係が頻繁に結成された。こうした同盟は仲裁・和解による紛争解決の後に成立する友好関係 *amicitia* であり、詳細な義務規定をともなう相互援助のための軍事的な同盟であった。このような同盟は、援助の物的、人的、地理的範囲から、同盟の想定する敵対者から除外されるべき人々の列挙、義務違反、協定違反の際の罰則に至るまで、極めて詳細な規定を記した文書の作成により成立する。錯綜する複雑な領邦利害と友好・敵対の関係の中で、13世紀下ライン地方の諸侯は、そのような詳細な関係調整によってはじめて、潜在的な対立を顕在化させずに多重的な同盟関係を形成し得た。繰り返される諸侯間の同盟関係の広がりとは複合は、なお流動的ではあるが、王権から自立したネットワークとも言うべき広域的政治秩序の形成を促したのである。それは領邦と帝国の間の中間的な地域秩序の形成の可能性を展望させるものであった。

このような同盟関係の形成と維持において不可欠の役割を果たしたのは、やはり紛争仲裁システムであった。同盟はパートナーの第三者との紛争の仲裁・和解に協力し、また同盟者間の紛争再燃を未然に防ぎ、あるいはその拡大を妨げ、平和的に收拾すべく、仲裁者団を設けた。このことから紛争解決と政治秩序（ネットワーク）は密接な関係にあったと言えるのである。

さて前稿までの考察からは、以下のような課題が残された。まず全般的な問題点として、諸侯間の紛争解決については東南ドイツ、下ライン、とりわけケルン大司教関係の史料から紛争解決に関わる文書を抜き出して通覧し、そこに見出される仲裁・和解と同盟の特質を把握することはできたが、個々の紛争と紛争解決を各々の政治状況

をふまえて解釈する、政治史的な考察はなおきわめて不十分なままであった。また前稿は大司教事績要録（レゲステン）によるところも多く、和解、同盟の内容に関する史料の考察も充分ではなかった。

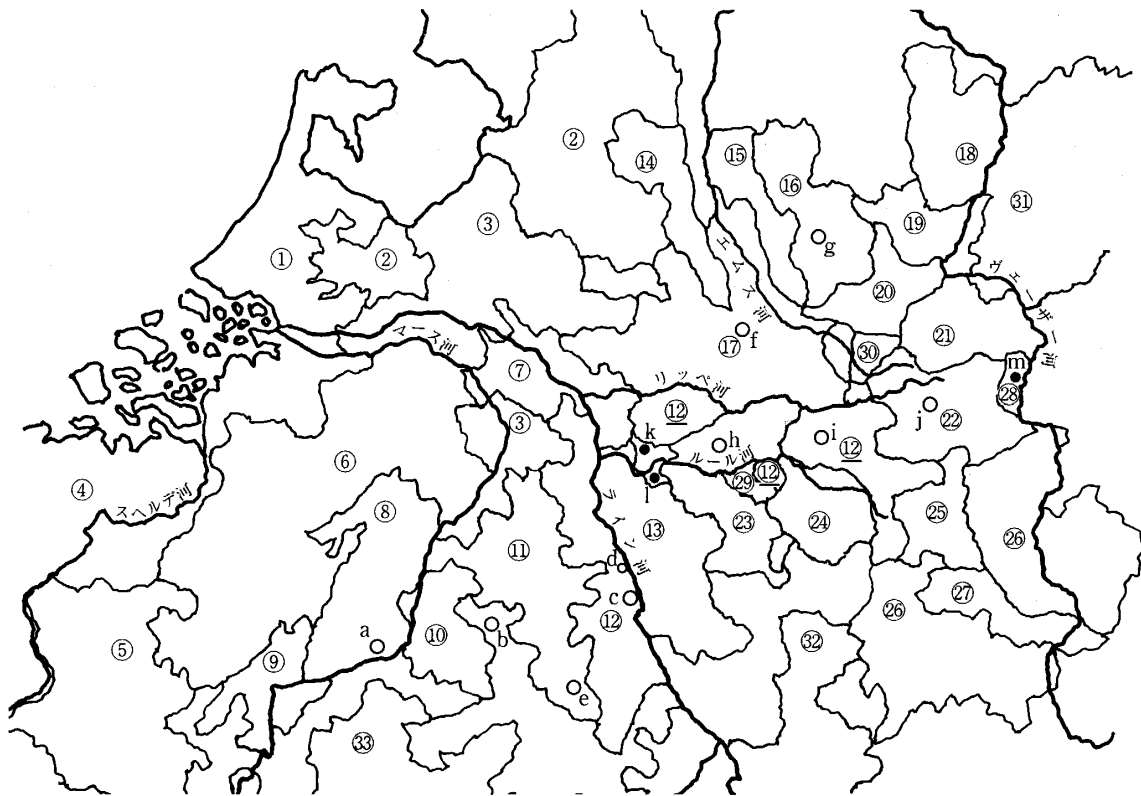
本稿では下ライン地方と密接な関係にあるライン右岸からヴェーザー河に至るヴェストファーレン地方をも考察対象として、これらの地域の具体的な政治状況の中に紛争と紛争解決を位置づけようとする。本稿が取りあげる紛争関係史料は、その大半が和解や同盟の協定文書であり、この点では前稿と同様であるが、本稿では個々の文書の内容をできる限り詳細に和訳して示し、仲裁と和解の特質をそうした史料に即して明らかにしようとする。

Ⅱ 13世紀のドイツ北西部における領邦関係の展開

（1）下ライン・ヴェストファーレン：政治地図

13世紀における下ライン、ヴェストファーレン地方の領邦関係をあらかじめ概観しておこう。この地域では帝国東部、東南部に比して、たしかに領邦の細分化は歴然としているが、（帝国）騎士領や修道院領邦、多数の帝国都市領域が分立するフランケン、シュヴァーベンなど中部、西南部ほど領域的モザイク状態は顕著ではなかった。むしろ後述する諸伯領など中規模の領域が多く、そのことが紛争と同盟の領邦間関係の活発な展開を促したのだとも言える。このような下ラインとヴェストファーレンの中規模諸侯や、伯の称号を持たない小規模な世俗領域支配者にとって、権威と実力において優位に立つケルン大司教の領邦政策は脅威となり、彼らは個別的に、そしてまたしばしば相互援助同盟を形成して大司教に対抗した⁴⁾。

とりわけヴェストファーレンにおける大司教と他の諸侯の対立の背景には、次のような事情があった。すなわち、周知のように1180年、フリードリヒ・バルバロッサによるハインリヒ獅子公の追放宣告とザクセン大公領の没収の後、分割された同大公領の西部、ライン・ヴェーザー河間地域は、ヴェストファーレン大公領としてケルン大司教に与えられた。もちろんヴェストファーレン大公領は、10、11世紀の大公領とは異なり、現実には高権をとまなう官職的領域ではなかったが、ヴェストファーレン大



下ライン・ヴェストファーレンの領邦
(14世紀の領域関係地図を基に一部変更を加えた)

○ 都 市

● 修道院

- ① ホラント伯領
- ② ユトレヒト司教領
- ③ ゲルデルン伯領
- ④ フランドル伯領
- ⑤ エノー伯領
- ⑥ ブラバント大公領
- ⑦ クレーヴェ伯領
- ⑧ リエージュ司教領
- ⑨ ナミュール伯領
- ⑩ リンブルク大公領
- ⑪ ユーリヒ伯領
- ⑫ ケルン大司教領
(⑫ ヴェストファーレン大公領)
- ⑬ ベルク伯領
- ⑭ ベントハイム伯領
- ⑮ テクレンブルク伯領
- ⑯ オスナブリュック司教領
- ⑰ ミュンスター司教領
- ⑱ ホヤ伯領
- ⑲ ミンデン司教領
- ⑳ ラフェンスベルク伯領
- ㉑ リッペ家領
- ㉒ パーダーボルン司教領
- ㉓ マルク伯領
- ㉔ アルンズベルク伯領

- ㉕ ヴァルデック伯領
- ㉖ ヘッセン方伯領
- ㉗ ツーゲンハイン伯領
- ㉘ コルファイ修道院領
- ㉙ リンブルク伯領
- ㉚ リートベルク伯領
- ㉛ ブラウンシュヴァイク＝リューネブルク大公領
- ㉜ ナッサウ伯領
- ㉝ ルクセンブルク伯領

- a リエージュ
- b アーヘン
- c ケルン
- d ヴォリンゲン
- e チュルピヒ
- f ミュンスター
- g オスナブリュック
- h ドルトムント
- i ゴースト
- j パーダーボルン
- k エッセン女子修道院
- l ヴェルデン修道院
- m コルファイ修道院

公という称号は、ケルン大司教がライン左岸の領邦から右岸のヴェストファーレンへと領域支配を拡張する根拠にして理念的目標となったのである。ヴェストファーレン大公領を獲得したフィリップ・フォン・ハインズベルク以後の大司教は、ライン流域からヴェーザーに及ぶ大司教領邦の一体化を目指した。ヴェストファーレンにおける大司教の領域は、自身の司教区であるリッペ河以南に限られたが、そのヘゲモニアルな政策は、ヴェストファーレン北部においても、ミュンスター司教、オスナブリュック司教、テクレンブルク伯と、そしてリッペ河以南ではイーゼンブルク伯、マルク伯、アルンズベルク伯、リッペ家、東部のパーダーボルン司教らと度々、厳しい紛争を生じさせていた。なおヴェストファーレンでは、ドルトムントが唯一の帝国都市であったが、ケルン大司教支配下のゾーストもハンザ都市として自立性を強め、ミュンスターを加えた3都市は、ライン同盟の影響下に13世紀後半、主要なヴェストファーレン都市を加えて頻繁に都市同盟を結成した⁵⁾。もちろん都市ケルンは前世紀以来、大司教権力からの一層の自立化を目指し、ヴォリンゲンの戦いにおけるごとく、反大司教勢力と同盟することも稀ではなかった。下ライン地方では、大司教領邦の西側に隣接する領域を持つ、最大のライヴァルであるユーリヒ伯の他、北部のクレーヴェ伯、ライン対岸のベルク伯らが大司教と競合した。直接的な領域的利害対立は小さいものの、ゲルデルン伯やマース河畔のリンブルク大公、そしてマース以北の最有力者ブラバント大公らもまた、下ラインの諸侯間紛争、対立と同盟において大きな影響力を持った。とりわけブラバント大公は長期的にはケルン大司教と友好的関係にあったが、13世紀後半におけるマース・ライン間への進出の試みは、大司教との間の軋轢を強めることになる。

このような諸侯（都市）間の紛争においては、後段に提示する史料に見られるように、領域支配と権益にかかわる多様な争点が現れる。その主なものは、所領（耕地、村、森林その他）、帝国領、帝国修道院（エッセンなど）のフォークタイ、領邦境界付近の城塞建設とその所有、領域や領邦の相続（リンブルク大公領、イーゼンブルク伯領など）などである。しかしライン河とその周辺陸路の交通と商業がきわめて重要な意味を持つこの地域では、新たな関税設定や安全通行料の徴収をめぐる諸侯間の争いが絶えず、「不法な（新しい）」関税・通行税の廃止と水陸交通の安全保障は、広域的

な平和秩序の不可欠の要素として、諸侯間の交渉やこの地方のラント平和における重要な課題となった。

このようにケルン大司教の領邦政策が下ラインとヴェストファーレンの領域に及んだこともあり、とりわけ大司教の領邦政策をめぐる紛争においては、両地域の諸侯が直接間接に関わるが多かった。本稿で両地域を考察対象としたのは、そのような事情によるものである。しかし両地域の諸侯は、ケルン大司教と争っていたばかりではなく、またケルン大司教とのみ争っていたのでもない。上述の司教たちは（マインツ大司教管区に属すパーダーボルンを除いて）ケルン大司教管区の属司教であり、また殆どの世俗諸侯は大司教の封臣でもあった。大司教は当然ながら、フェーデに際して支持者を求め、とりわけ本拠地から隔たったヴェストファーレンでは同盟政策に重点を置いた。様々な領邦利害の対立点が繰り返し現れ、緊張関係が常態化する中で、ある諸侯との間の個別的な問題の調整は、両者間における当面の友好と同盟関係の可能性を生み出した。潜在的対立と紛争、利害調整と和解、同盟の繰り返しは、決してケルン大司教派と反ケルン大司教派のような党派関係の図式を固定化することではなく、各領邦の抱える固有の利害関係と紛争の絡まりの中で、絶えず変化する流動的な諸侯間関係が展開したのである。本稿で提示されるいくつかの事例では、仲裁者や和解の保証人たちは長期にわたる党派関係とは別に、局面的な紛争仲裁への関与により、地域平和のためのオフィシャルな役割を果たしているかに見える。このように下ライン、ヴェストファーレンの諸侯は、紛争と紛争解決、友好と同盟の繰り返しの中でその都度立場を変更しつつ、広域的な政治秩序に関わっていた。

（２）国王ルードルフ・フォン・ハプスブルクのラント平和政策をめぐって

さて、前稿では下ラインにおける諸侯間の紛争と紛争解決、同盟を、基本的に王権から自立した共同行為として考察した。下ラインの諸侯と密接な関係を持った国王（ホラント伯）ウィレムを除けば、「大空位時代」のみならずルードルフ・フォン・ハプスブルクの統治期においても、国王の諸侯との同盟はこの地域の秩序にとってさほどの影響力を及ぼさなかった。ルードルフ時代の国王宮廷裁判は決して不活発ではなかったが、地域の紛争解決はやはり、当該地域の諸侯の仲裁に委ねられることが多か

ったのである。こうした認識はこの地域における諸侯間同盟を、王権から自立的なネットワークと見なしたクラウディア・ガルニアの研究に負うところが大きい⁶⁾。

これに対し、下ライン、ヴェストファーレンにおけるルードルフ・フォン・ハプスブルクのラント平和政策について、精緻を極めた研究を行ったクリステル・マリア・フォン・グレーフェニッツの近著は、この地域の平和秩序を徹底してルードルフの平和政策に結びつけようとしている⁷⁾。グレーフェニッツによればルードルフは皇帝フリードリヒ2世による1235年のマインツ帝国平和令を継承しつつ、帝国各地域の諸侯に国王のイニシアティヴの下にラント平和同盟を形成させ、国王に忠実な諸侯、貴族をラントフォークトに任命し、当該地域の平和の管理者・裁判官とした。1279年、1281/82年、1288年の下ライン地方におけるラント平和は何れもそのような国王の、帝国全体を念頭に置いた平和政策の所産であり、下ライン地方でそうした王の委任により平和維持の責を担ったのは、ブラバント大公、ヴェストファーレンではマルク伯であった。このような地域の平和同盟は、ケルン大司教のような国王の敵対者を平和破壊者とし、同盟勢力を動員して対処するための手段であり、また当該地域の帝国領回復のためにも利用された。さらに上ライン、フランケンにおいても見られるこのような王権の委任による、帝国法（帝国判告）を基礎とした地域的平和同盟は、中世後期の諸王に継承され、帝国クライス制度の起源となったというのである。

グレーフェニッツのラント平和研究は、マインツ帝国平和令の中世後期における継承、そして地域のラント平和令との関連を重視するアルノ・ブシュマンや、(国王の)平和令の国制史的意義を強調するアンガーマイアーらの研究の流れを汲むものであるが、その論理と解釈はいささか国王の政策的視点に偏りすぎていると言わざるを得ない⁸⁾。ここで詳論の余地はないが、その論証においては、「委任連関」によって公権力としての王権の存在を証明しようとした、かつての法制史家の形式論理に流れる傾向もないではない。国王ルードルフの平和政策を地域平和との関連で再評価したことはグレーフェニッツの功績であるが、彼女自身述べるように、ルードルフのラント平和は諸侯、在地貴族、騎士、都市に及ぶ地域の広範な権力や共同体の同盟的な相互関係に基づいていた。それゆえ国王から地域の側に視点を移せば、そのようなネットワークの形成を可能にした下ライン、ヴェストファーレンのような広域的地域の政治秩序

と、諸侯、貴族の相互関係、すなわち具体的には紛争と紛争解決、同盟関係の成立事情、プロセス、方法などを明らかにすることが、何よりも重要な課題となるのである。

以上のような北西ドイツの政治状況、紛争解決と平和秩序に関する基本的な問題をふまえ、以下では個別的な紛争とその解決を、関係史料をできる限り具体的に示しながら考察する。またこの地域の政治状況の展開に沿って五つの時期区分を設けているが、その際にはやはり、政治的影響力と伝来（刊行）史料の豊かさのゆえにケルン大司教の領域政策と、これに対する下ライン、ヴェストファーレンの諸侯の動向が軸となる。

史料表示の略号は以下の通りである。

WUB : *Westfälisches Urkundenbuch.*

3. Bd. *Die Urkunden des Bisthums Münster von 1201-1300*, 1871, ND 1973.

4. Bd. *Die Urkunden des Bisthums Paderborn vom Jahre 1201-1300.*, 1892, ND 1973.

5. Bd. *Die Papsturkunden Westfalens bis zum Jahre 1304*, 1888, ND 1975.

7. Bd. *Die Urkunden des kölnischen Westfalens vom Jahre 1200-1300*, 1908, ND 1980.

UBNR : *Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins*, hg. von Lacomblet, Th.J., ND 1960.

REK : *Die Regesten der Erzbischöfe von Köln*, bearb. von Knippling, R., ND 1985.

CRCOL : *Chronica regia Coloniensis. Continuatio IV : MGH Scriptores rerum germanicarum in usum scholarum* 18.

CGMARK : *Levold von Northof, Chronik der Grafen von der Mark : MGH Scriptores rerum germanicarum, nova series tomus VI.*

なお本稿の本文中に挙げた史料は重要な部分はすべて訳出したが、完全な逐語訳ではなく、人名や詳細な所領の叙述などは省略したところもある。紙幅の制約により原文全体の提示は行っていないが、紛争解決の方法や合意形成にかかわる文言は訳文中

に挿入した。また訳文中の筆者の補筆は[]で示した。

Ⅲ イーゼンブルガー・フェーデ (1227-43) における紛争解決と同盟

(1) フェーデの構図

ベルク伯家出身のケルン大司教エンゲルベルト1世（在位1216-1225年）は、ライン右岸のベルク伯領を媒介とした、ラインとヴェストファーレンを結合する領邦の形成をめざし、フォークタイの回収、城塞と都市の建設などを通じて、従来のレーエン政策にとどまらない強力な領域拡張政策を展開した。この意味でエンゲルベルトはケルン大司教領邦の定礎者とされる¹⁾。しかしその領邦政策は同時に下ライン、ヴェストファーレンの諸侯、貴族の強い反発を招いていた。1225年には両地域の広範な貴族が蜂起し、その中で同年11月には大司教エンゲルベルトが殺害されるという事態となった。すなわち、以前からエッセンの帝国女子修道院のフォークタイをめぐる大司教エンゲルベルトと争っていたイーゼンブルク伯フリードリヒは、この問題についてゾーストでエンゲルベルトと交渉したが、合意に至らず中断した。そしてゾーストからシュヴェルムに赴く途上のエンゲルベルトを拉致しようとしたフリードリヒは、結局エンゲルベルトを殺害してしまったのである。フリードリヒは後任大司教ハインリヒ（フォン・ミュレナルク）の訴えにもとづき、国王により追放宣告（アハト）を受け、さらに大司教の封臣により捕らえられ、処刑されたうえ、イーゼンブルク伯領は大司教ハインリヒによりマルク伯アドルフに授封された²⁾。（アルテナ＝）マルク伯家は元来ベルク伯家から分家した家門であり、（アルテナ＝）マルク伯家からはさらにイーゼンブルク伯家が分出したのである。殺害された大司教エンゲルベルトはフリードリヒのオジであり、マルク伯アドルフはフリードリヒの従兄弟であった。アドルフはイーゼンブルク伯の領域を併合することにより、同伯家が分家する以前のリッペ河南部に広がるマルク伯領を復元し得たのである。

さてフリードリヒの遺児、フリードリヒとディートリヒは母方のオジであるリンブルク大公ハインリヒの下に保護されていたが、1230年代より従兄弟のマルク伯アドルフに父の領地返還を要求してフェーデを開始した。イーゼンブルク兄弟の敵意は当然、

ケルン大司教にも向けられたが、上述のような、大司教に対する諸侯、貴族たちの反発から、このフェーデと結びつき、また平行して下ライン、ヴェストファーレンの両域に跨る一連のフェーデが展開することになる。歴史家はこれをイーゼンブルガー・フェーデと呼ぶ。もちろんこのフェーデの中では紛争と和解、同盟が繰り返され、そうした和戦両様のコミュニケーションは両地域の政治的一体化を促すことにもなるのである³⁾。

イーゼンブルガー・フェーデに関わる対立関係を概観しておこう。その中心にイーゼンブルク兄弟とマルク伯のフェーデが位置することは言うまでもない。マルク伯の背後には、その支持者ケルン大司教が存在する。他方、当時ベルク伯でもあったリンブルク大公がイーゼンブルク兄弟を保護したのは、殺害されたベルク伯家出身の大司教エンゲルベルトがケルン教会に与えた、元来大公家の所有であったジークブルク修道院のフォークタイの返還を求めて後任大司教ハインリヒと対立していたからでもある⁴⁾。ユーリヒ伯家は、リンブルク大公の甥にあたるユーリヒ伯ヴィルヘルムのもとで、このころから殆ど100年わたるケルン大司教との恒常的な競合と対立の関係に入っていく。また伯の称号をもたない貴族Edelherrenであるリップペ家Herren zur Lippeは、ヴェストファーレン東部にリップシュタットを中心とする自立的な領域を形成し、ケルン大司教の封臣ではあるが、しばしば大司教のヴェストファーレンにおける領域政策に反発、敵対した。このリップペ家、そして大司教に対して同様な利害を持つアルンズベルク伯、リートベルク伯らもイーゼンブルク派に属したが、いずれもシンパにとどまり、直接的な軍事支援は行っていないようである。

イーゼンブルガー・フェーデの初期の局面に大きな影響を与えたのは、テクレンブルク伯の関わる一連の紛争であった。ヴェストファーレン北部において隣接する領域を持つ、ヴェルフエン家の封臣でもあるテクレンブルク伯とシュタウフェン派のラフェンスベルク伯は繰り返し紛争に陥り、その中で1203年にテクレンブルク伯ジモンが殺害されたことから、両者の争いは激しさを増していた。またテクレンブルク伯オットーはオスナブリュック司教教会のフォークトであったが、その権限をめぐってオスナブリュック司教と長期にわたって争い、1226年にはオスナブリュック司教はオットーに対して、ケルン大司教と同盟を結んだ。こうした事情より、テクレンブルク伯オ

ットーは反ケルン大司教派であり、大司教殺害直後にはフリードリヒを匿い、その後はイーゼンブルク兄弟の有力な支持者となった。他方、ラフェンスベルク伯はケルン大司教の助力者であった。しかしオスナブリュック司教エンゲルベルトはイーゼンブルク伯家の出自で、フェーデを行うフリードリヒ、ディートリヒ兄弟のオジでもあり、後述するように甥たちとマルク伯の仲裁役をも担いうる立場にあった。このようにイーゼンブルガー・フェーデにおいては、大半の主要人物は親族関係にあったが、親族関係は対立と友好、双方の行動選択をもたらした。またイーゼンブルガー・フェーデが異なる背景を持つ紛争の複合体であったことから、この期間を通じてケルン・マルク派と親イーゼンブルク・反ケルン派という党派関係が固定的であったわけではない。

(2) テクレンブルク伯とラフェンスベルク伯

まずテクレンブルク伯とラフェンスベルク伯のフェーデに関する史料を検討してみよう（以下、通し番号の後に証書作成時期、証書番号を付す）。

① 1231 WUB 3, 293

テクレンブルク伯とラフェンスベルク伯は、テクレンブルク伯ジモンの殺害についてあらためて和解した。

伯ヘルマンとその息子たち、ヘルマン、オットー、ルートヴィヒが行ったテクレンブルク伯ジモンの殺害について、テクレンブルク伯ハインリヒ、オットーと、前述のラフェンスベルク伯たちの間に、ケルン大司教アドルフとその他の誠実なる人びとの仲裁により完全な和解が成立した。しかしテクレンブルク伯オットーとラフェンスベルク伯オットー、ルートヴィヒによってこの和解が守られなかったので、長い間不和が続き、両者間の争いが激しくなった。そして神のお示しにより、ようやく友人たちの助言に従って和解への合意が成立した。その内容は次の通りである。

テクレンブルク伯オットーは最初の和解で行われた自分へのオマージュから、かの伯たちを解く。彼がケルン大司教、ブレーメン司教、パーダーボルン司教に委ね、その後自身が封

土として与えられた土地は、今、(大)司教たちのために放棄し、彼らの自由な利用に戻す。KappeleとBersemburgenの家産の所有権はvrithincと呼ばれる裁判において[ラフェンスベルク伯らが]彼に譲渡し、彼から封として得たのだが、いまや同じ裁判で彼らに戻し、彼の手に至ったのと同じ法的手続きによって彼らの手に戻されるべきである。自身の、あるいは封としての財産は、前回の和解においてどのような権限がテクレンブルク伯の手に移ったにせよ、ラフェンスベルク伯らの手に戻るべきであり、テクレンブルク伯とその後継者はこれらの財産についていかなる権利をも奪ってはならない。

また前回の和解においてラフェンスブルク伯が支払いを義務づけられた1000マルクは、支払われない限り滞納の罰金として年々110マルクが課されていたのだが、テクレンブルク伯はこれを免除し、全ての金額と罰金として課されつつ数年間収められていない額を放棄するべきである。そしてこの支払額の担保として押さえられていた所領は、全ての付属物とともに完全に担保から解除すべきである。さらに彼らの間の真の和解、永遠の協調と友好が続くように、テクレンブルク伯に最初の和解の際に与えられた全ての文書は、ラフェンスベルク伯たちが義務づけられたオマージュについてであれ、所有権についてであれ、封であれ、あるいは彼らの間で取り決められた如何なる条件についてであれ、テクレンブルク伯は彼らに快く真摯に、廃棄さるべきものとして渡すべきである。

これに対してラフェンスベルク伯たちはテクレンブルク伯に、かつてケルン大司教であるエンゲルベルト大公殿の前で、同伯に加えられた損害について訴えたときに彼らに判決によって認められた、300マルクの支払い義務を免除するべきである。さらにラフェンスベルク伯オットーがトリア、パーダーボルン教会から[テクレンブルク伯の]罰として受け取ったテクレンブルク伯の如何なる所領であれ同伯に譲り、放棄すべきである。またラフェンスベルク伯は、彼らの名誉を損なわずになし得る場合にはいつも、テクレンブルク伯を助言と援助で支え、同伯に変わらぬ親愛と協調を、終生守り抜くべきである。この和解が記された文書の内容に従って強固であるように、テクレンブルク伯とラフェンスベルク伯は手による誓約を交互に与え、受けた、また双方の騎士たちも同様にした。テクレンブルク伯の側からは... [12人の騎士]ラフェンスベルク伯の側からは... [11人の騎士]。さらにこのことが損なわれずに維持されるように、テクレンブルク伯オットー、ラフェンスベルク伯、シャウムブルク伯アドルフ、... ホヤ伯ハインリヒとその息子はこの文書に彼らの印璽を付すことにより

保証を与えた。テクレンブルク伯に要請されて、リンブルク大公、ベルンハルト・ツァ・リッペ、ルードルフ・フォン・シュタインフルトも同様のことを行うであろう... 証人...

この和解協定の冒頭にあるように、1203年にケルン大司教の仲裁によって和解が成立したにもかかわらず両者は長くフェーデを続けていた⁵⁾。この度の和解にはこの文書に印璽を付したヴェストファーレンの貴族たちが協力したのであろう。その内容は、おそらく前回の和解において、犠牲者を出したテクレンブルク伯家に対するラフェンスベルク伯側の賠償条件が厳しすぎたことに配慮し、オマージュの解除、所領の返還など、テクレンブルク伯側の譲歩が目立つ。また双方の騎士が集団的に協定遵守を誓約した。和解はフェーデの実質的な担い手である封臣たちをも加えて、その効力を保障されねばならなかったのである。テクレンブルク伯への支援について「名誉を損なわずになし得る場合には」とあるのは、ラフェンスベルク伯と友好関係にある者を敵とすることは避ける、という意味であろう。この和解により、ラフェンスベルク伯はイーゼンブルガー・フェーデへの関わりを弱めた。他方、テクレンブルク伯オットーはいわば後顧の憂いを断って、イーゼンブルク兄弟の支援を強め、マルク伯領への攻撃を本格化したようである。しかしやはり、領域の隣接するテクレンブルク伯・ラフェンスベルク伯の争いは容易には収まらなかった。和解協定を交わしたラフェンスベルク伯オットーが1244年に没すると、その兄弟ルートヴィヒはフェーデを再開したが、テクレンブルク伯側の捕虜になり、オスナブリュック司教の仲裁により次のような条件で和解することを余儀なくされた⁶⁾。

② 1246 WUB 3, 451

オスナブリュック司教エンゲルベルトはテクレンブルク伯オットーとラフェンスベルク伯ルートヴィヒおよび双方の同盟者の間の和解を取り持った。

これは一方のテクレンブルク伯オットーとその息子ハインリヒとその助力者、すなわちリートベルク伯コンラート、... ベントハイム伯オットー、ツィーゲンハイン伯ベルトールト、ユトレヒトのフォークト Gore および貴族、ミニステリアーレンを含む全ての彼らの助力者

たち、そして他方のラフェンスベルク伯ルートヴィヒとその相続人および助力者たち、すなわちミュンスター司教ルードルフ、ヴァルデック伯アドルフ、ホヤ伯ハインリヒ、その他の貴族、ミニステリアーレンの間で行われた和解の内容である。Hec est forma compositionis consummate inter comitem Ottonem de Tekenenburch et filium suum et eorum heredes ipsorumque coadiutores, videlicet ...伯ルートヴィヒはテクレンブルク伯オットーに、与えた損害のために80マルクを払った... 同じく損害のためにルートヴィヒとその相続人たちはcastrum Vlotoweをミニステリアーレン、封臣、従属民、自有地、封土、その他全ての付属物とともに完全に放棄した。さらにKappeleの所領、ミニステリアーレン、封臣、従属民、その他全てのWittenveldeの側にある財産を放棄した。また伯ルートヴィヒとその、息子、娘、その他の全ての共同相続人は前述の全ての財産を放棄し、そこに彼らが有すると思われる全ての権利、そしてOsenbrucgeとHarstの間のSunnelesbikeにおけるvridhincと呼ばれる裁判における権利をも放棄した。

ラフェンスベルク伯夫人ゾフィアが自有地としてあるいは封として有している全ての都市、城塞、封臣、ミニステリアーレン、従属民と全ての財産は、彼女と、テクレンブルク伯ハインリヒの妻である彼女の娘ユッタが活着している間は、伯ルートヴィヒも彼の相続人もこれを妨げるべきではない。もし伯夫人ユッタが相続者、息子か娘を生んだら、母ゾフィアが所有している前述の財産は、その相続人の手に移る。しかしユッタが相続人を生まなければ、あるいは相続人が死ねば、ゾフィアが所有する全ての財産は、ラフェンスベルク伯の支配に帰す。伯ルートヴィヒとその相続人はこれらの財産の所有を妨害してはならない。また同様に、テクレンブルク伯オットーとその息子ハインリヒ、伯夫人ゾフィア、ユッタ、その相続人とその援助者... [上掲の人々]... を殺したり捕らえたりしてはならない。また彼らの城塞や都市を攻撃してはならない。また伯ルートヴィヒは、テクレンブルク伯オットーと全ての上掲の人びとの利害に反して、誰かに奉仕したりフェーデを行ったり、誰かを捕らえたりしてはならない。

これらを遵守することをルートヴィヒは誓約し、騎士の誠実にかけて約束した。同様にルートヴィヒのミニステリアーレン10人、... はその妻および息子たちと次のように誓約した。すなわちもし伯ルートヴィヒとその相続人が、前述の内容のいずれかに違反したら、ルートヴィヒとその相続人の意向により、また自身の判断によって、彼らはラフェンスベルクの領

地から保有している所領[財産]とともに、また妻と子供たちを伴って、そこに永久にとどま
るべくテクレンブルク伯の支配下に赴く。これらのことが伯ルートヴィヒとその相続人たち
によって守られるように、誓約し、騎士の誠実にかけて約束したのは：オルデンブルク伯オ
ットー、ホヤ伯ハインリヒ、ハラームント伯ルードルフ、アルンズベルク伯ゴットフリー
ト、ヴァルデック伯アドルフ、ダーレ伯ハインリヒ、ヘルマン・フォン・ローン、コンラ
ート・フォン・シャウムブルク、ハインリヒ・フォン・シュテルンベルク、シュトロームベル
クの城代コンラート、ハインリヒ・フォン・ホムブルク、Swedherus de Ringelenberch,
Adolfus de Dasle, Hermannus Werene, Fridericus advocatus de Warendhorp, Hermannus de
Holte, Bernhardus de Osede, Hermannus de Monsterio.

しかしもし伯ルートヴィヒあるいはその相続人の誰かが、このことのいずれかに違反した
ら、前述の誓約者たちはミュンスター市あるいはテクレンブルク伯が彼らに指示したいずれ
かの安全な場所に入るべきである。そして半年以内にテクレンブルク伯かその相続人に1000
マルクを支払う。違反について仲裁または裁判に基づき *in amicitia vel in iure* 賠償がなさ
れるまで、そこから退去してはならない。

両者のミニステリアーレン、封臣たちの間で生じるかも知れない揉め事については、各々
から6人の騎士が仲裁者としてたてられ、このような揉め事を仲裁する *amicabiliter*
component. もし仲裁をなし得なければ、1人の裁判官を選び、その前で揉め事を正しい判
決により決着させる。しかしその際に、伯ルートヴィヒとその仲裁人の側に欠員が生じたら、
前述の誓約者たちは、求められたときにそのような欠員を埋めることを誓約により自分に義
務づける。そしてテクレンブルク伯はこの文書により、また彼のミニステリアーレンと城塞
守備隊 *castrenses* の前で、このことを行うと言明した。

証人：オスナブリュック司教エンゲルベルト。彼の前で、また彼の取りなしによりこのこ
とが行われた。さらに、オルデンブルク伯オットー、ホヤ伯ハインリヒ、アルンズベルク伯
ゴットフリート、ヴァルデック伯アドルフ、ラフェンスベルク伯ルートヴィヒ、ダーレ伯ハ
インリヒ、その他の貴族たちがこの文書に印璽を付して保証した。

いわば両伯の隣人であるオスナブリュック司教が仲裁したのは容易に理解できる。
和解協定の内容は、1231年のそれに対して、この度はフェーデの敗者であるラフェン

スベルク伯ルートヴィヒがテクレンブルク伯に対してほぼ一方的な譲歩を強いられている。いずれにせよ、この和解協定に登場する助力者たちは、イーゼンブルガー・フェーデがほぼ終結していたにもかかわらず、この間のテクレンブルク伯とラフェンスベルク伯のフェーデが、ヴェストファーレンの多数の伯、貴族を巻き込むものであったことを示している。ラフェンスベルク伯に課された義務の履行を保障する人々として、まず伯のミニステリアーレンが、さらにオルデンプルク伯、アルンズベルク伯、ホヤ伯、ヴァルデック伯、その他のヴェストファーレンの有力貴族がたてられ、彼らは義務不履行の場合は、高額の賠償に加え、集団的に一定の場所に移っていわば自主的軟禁状態に入るという独特の仕方で連帯責任を負っている。しかもこの第二の保証人団はラフェンスベルク伯の助力者以外に、何れの助力者でもない人々をも含む、第三者的な集団であった。このような中立的人々が高額賠償金のような重負担を覚悟の上で、和解協定遵守、還元すれば地域の平和維持に尽力したという事実は注目に値しよう。なお死去したラフェンスベルク伯オットーの妻ゾフィアの寡婦産が娘ユッタに相続されることを認めた点は異例であるが、これも同伯ルートヴィヒに不利な和解であることを示すものである⁷⁾。

(3) ケルン大司教とアルンズベルク伯

アルンズベルク伯はやはりケルン大司教の封臣であるが、ヴェストファーレンにおける大司教領を東西に分断する自立的領域を持ち、大司教にとってヴェストファーレンにおける、テクレンブルク伯に次ぐ第二のライヴァルであった。イーゼンブルガー・フェーデ期にはアルンズベルク伯ゴットフリートはゾーストのフォークタイをめぐって大司教と争っていた。次の相互援助同盟は、ケルン大司教を敵対者として想定したものであろう。

③ 1237 9.1 WUB 7, 465

アルンズベルク伯ゴットフリートとその親族、リートベルク伯コンラート、リッペ家、ビューレン家は和解し、相互援助の同盟を結んだ。

アルンズベルク伯ゴットフリート、リートベルク伯コンラート、ベルンハルト・ツア・リッペ、ベルトールト・フォン・ビューレンはこの文書を見る人々に挨拶を。

... 私たちの封臣の助言によりアルンズベルクにおいて、伯ゴットフリートとその血縁の伯コンラートの間に、忠誠によって私たちと結ばれている多数の私たちのミニステリアーレン、封臣の仲介により仲裁が行われ、私たちは誓約を行ったうえで以下のように和解した。

nos de consilio nostrorum hominum facta compositione apud Arnesberg inter comitem Godefridum et comitem Conradum suum consangwineum corporali fide prestita mediantibus quam pluribus nostris ministerialibus et hominibus ratione fidei nobis astrictis compromisimus,...

私たちのどちらも、相手が必要（困窮）や窮迫にある場合には、自身の名誉を損なわずになし得るなら嘘偽りなく、彼をあらゆる者に対して助力する。

また私たちのどちらも、その裁判区においてどのような理由であれ[その裁判においてどのような訴訟のためであれ]相手の封臣を捕らえたり、自分の封臣に捕らえさせたりしてはならない。すなわち事前に6週間前にその封主のもとに來たり、件の封臣たちをその封主に訴えることなしには。

さらにこの和解に立ち会った、全ての私たちのミニステリアーレンや封建関係により私たちに結びついている者たちは、私たちとともに騎士の仕方で右手を差し出して誓約し、この和解を損なうことなく守ることを約束した。もし私たちの何れかが、私たちが行ったこの合意に違反し、誓約を損なったら、彼のために誓約した10人の騎士とともに自身で、指定された都市に入り、相手にとって十分なふさわしい償いを行なうまでは出ない。アルンズベルク伯が違反した場合は、ヴェルルに封臣たちとともに入り、もし他の3者の誰かが上述の同盟の合意に反したなら、その騎士とともにベックムに入る。この同盟の合意が有効なものたり続けるよう、この文書に私たちの印璽を付して強化する。立ち会ったのは貴族...、ミニステリアーレン...

和解を行ったのはいずれもイーゼンブルク派の貴族であり、この協定では封臣間のトラブルによる対立を収拾し、将来の同様な紛争を未然に防ぐルールを確認している。封臣、ミニステリアーレンをも誓約に含めているのは、こうした事情による。この場

合協定違反を犯した側が、定められた都市で自主的に拘束状態に入るものとされる。当面の争いを仲裁し、将来の紛争再燃に備えることが同盟関係につながり、また同盟関係の維持のためには、封臣を含めた関係者の紛争を平和的に解決する努力が不可欠であったことがわかる。

しかしこの同盟の翌年には、アルンズベルク伯とケルン大司教の対立を克服し、関係を調整する試みが次のように行われた。

④ 1238 11.9 WUB7, 475

アルンズベルク伯ゴットフリートは、ケルン大司教の役人を Berwich で殺害したことに關して大司教コンラートに対して釈明と和解を行った。その際、伯の一連の所領について確認が行われた。

私、アルンズベルク伯ゴットフリートはこの文書により、私が50人の騎士とともにケルン選任大司教コンラートに対し、次のことについて誓約を行なったことを知らしめる。すなわち、Berwichにおいて領民hominessを殺したことに於いて、私は法的に贖罪を要するとき休戦違反を犯しておらず、また大司教あるいはその教会の利益を損なうようなことを行っていない。しかし好意によりわたしは領民の死について相応しい補償を行う。また聖ゲレオン、聖ゼヴェリン教会のプロプスト、マルク伯アドルフ、ベルンハルト・ツア・リッペ、リートベルク伯コンラート、ヘルマン・フォン・リュエデンベルク... は自身で来たり、誓約の上、ユーリヒ伯ヴィルヘルムと私の父が、どのようにゾーストのフォークタイを保有していたかを調査する。そして私も同じ法により保有すべきである。件のプロプストたちは Warstene の森林とその付属物とともに、私と大司教の間で分割する... Meneden, Sumberen, Eysbern のフォークタイ、Grascaph の教会の所領については Adolfus de Dassel がこれを所有したのと同じ法により私もこれらを所有する。

このことの遵守のために、私は私の父がかつて大司教ハインリヒに呈したのと同じ24人の保証人を大司教にたてる。もし私がこのことに反したら、貴族身分の保証人たちは、私から保有する所領を、永久にケルン教会から保有する。ミニステリアーレンの保証人は、自身とその所領を同教会に帰属させる。また私は、求められたときには、私の名誉をもってなし

うるなら、大司教に200人の騎馬戦士とともに大司教の費用負担で奉仕する。

また、このことが[大司教に]受け入れられるよう、私は300人の騎士とともに、ケルンの宮廷の前で大司教の足下に伏すつもりである。もし前述の聖職者アーノルトに対して、あるいは、大司教の城塞用兵、ミニステリアーレンに対して私は何らかの不満を持つなら、大司教の裁判の前に訴えてその裁きを受ける。もし大司教と私の間に不和が生じたら、双方から12人の騎士が選ばれ、1ヶ月以内に裁定する。

上掲の和解は大司教関係者の殺害後の、アルンズベルク伯のケルン大司教への恭順、あるいは降伏を基調としたもので、伯は新大司教コンラートの宮廷において、いわゆる「平伏の儀礼 *deditio*」を行なうこととされている。しかし、最大の争点であったゾーストのフォークタイの所有権については、マルク伯やリートベルク伯など、大司教派、反大司教派の双方の人々が「調査」し、裁定する、とあるように、仲裁はやはり党派を超えた、ヴェストファーレンの有力者たちの協力を前提としていた。ゾーストはハンザ都市として自治権を強めていたが、大司教にとってはヴェストファーレンの領域の結節点であり、他方、アルンズベルク伯のみならず、マルク伯にとってもこの都市をその影響下に置くことは領域拡張にとって重要な意味を持ったからである。

両者間の将来の紛争においては、双方からの24人の騎士（封臣）が裁定するとの約定も、この種の協定にはよく見られるものであるが、バランスのとれた両者の利害調整をはかる意図が読み取れ、決して大司教優位の不平等協定ではなかった。

（4）フェーデの終息

前任者エンゲルベルトに比して凡庸で目立つ事績のないとされる大司教ハインリヒが1238年に没した後、アーレ・ホッホシュターデ伯家出身の後任大司教コンラートは、その教会・俗事の両領域において辣腕を揮うことになる。皇帝フリードリヒ2世と教皇の対立が深まる時期において、下ライン・ヴェストファーレンの貴族は概ねシュタウフェン派であった。ケルン大司教コンラートも自身の大司教選出に際して支持を与えたフリードリヒに忠実であったが、皇帝破門が宣告された1239年、教皇グレゴリウス9世の特使との密約によりその領邦政策支持を約束され、教皇支持に転じた。こ

れを知ったユーリヒ伯、リンブルク大公（＝ベルク伯）、ブラバント大公などシュタウフェン派の諸侯は反ケルン同盟を形成した。そのため窮した大司教は1240年には自身の出身家門ホッホシュターデ家とリンブルク大公（＝ベルク伯）の家門との婚姻を結ばせ、1241年には大司教はマインツ大司教とシュタウフェン派に対する同盟を結んでいる⁸⁾。このような緊張の高まりの中で1242年初、大司教コンラートはレヘニヒ Lechenichの戦いにおいてユーリヒ伯の捕虜となり、9ヶ月後の11月によりやく釈放条件に同意し、和解が成立した⁹⁾。

⑤ 1242 11.2 UBNR II-270

ケルン大司教コンラートは、彼を捕らえたユーリヒ伯ヴィルヘルムと、釈放の条件に関して合意した。

… 私、ケルン大司教コンラートは知らしめる、ユーリヒ伯が帝国のために私を捕虜にし、また私を釈放したので、私は件のユーリヒ伯と、これまでの全ての戦いにおいて彼に助力してきた全ての彼の血縁者、封臣、友人、支援者たちに対して、すべての不法[侮辱]、攻撃を赦し、これら全てのことについて決して報復を企てず、また彼らに対してこのことについて、諍い、敵対を行わないことを約束する。もし私の友人たちの誰かが、彼あるいは彼らの友人たちの誰かに対して戦い、あるいは諍いが生じることがあれば、私とユーリヒ伯はただちに彼らを和解せしめる。また、もし私たちが和解させることができないなら、あるいは、争う者たちが、私と伯の意思に沿うことを望まないなら、私は彼らを、各々が自分の権利で満足するようにさせる。

私、私の友人たち、そして私の助力者たちも、新しい城塞を建設したり、破壊された城塞を再建して伯や彼の友人たち、あるいは伯領に損害を与えたり、圧迫してはならない。

伯と友人、助力者たちは、戦いの前にケルン教会から有したものは何であれ再び得、平和のうちに保有する。同様に私の友人たち、助力者たちは、伯から得ていたものを全て再び与えられる。

さらに私は伯、全ての援助者、助力者たちを赦し、彼の領地の聖務停止を解く。そして教皇がローマで即位したらすぐに、私は自分の費用で特別の使者を送り、教皇陛下がこの赦免

の有効性を確認するよう、また私は伯と全ての助言者たちを、彼らが国王と帝国の顧問 consilio に対して行った不正な誓約を解除するべく配慮する。またその誓約はそれ自体無効なものであったと理解する。

また私は、私の、およびケルンの聖堂参事会の印璽を付して、伯に、彼が私の宮廷の四官職について有する特権すべてを更新させる。そしてその他の、彼の祖先がケルン教会から得ていた、そして得るべき全ての収入や慣習[的権利]についても同様である。そして伯を件の特許状に含まれるすべてのものの真の所有者とする。伯がさらに正当な特許状により、あるいは同輩の証明により、その他の収入や権利をケルン教会より有することを示すなら、私は全てを伯に所有させる。

また私はこれらの収入を生み出す差し押さえられた財産を正当に計算して、4000 マルクを善意により伯に賠償する。500 マルクを私の釈放後ひと月以内に、1500 マルクを来るマルティヌスの日の次の冬のマルティヌスの日[11月11日]に、またさらにもう一年後に2000 マルクを支払い、こうして4000 マルクを、私と私の前任者たちの時代に差し押さえられた財産のために、同伯に賠償する。この支払いの保証のため私はいくつかの村において十分な収入を同伯に帰せしめる。

また私は同伯から求められたので、同伯の助言により皇帝、帝国あるいは国王と和解し、あるいは賠償を行う。ただし私の生命、私の大司教位、ローマへの忠誠は保持され、また私の教会[の権利]は削減されない。また私は、同伯との協議なく帝国あるいは国王、あるいは国王側の何人とも和解することはない。もし帝国あるいは国王、あるいは国王側の誰かが、私の捕縛、釈放のゆえに伯を圧迫することがあれば、私は伯から求められれば、彼を誠実に援助し、また私が伯とともに、あるいは伯のために帝国と国王からの恩寵を得るまでは、伯は私を抜きにして国王と和解することはない。また私と伯は袂を分かつことなく、相互に助言と可能な限りの力により助力する。

私は、マルク伯がユーリヒ伯のためにその遺産を放棄し、存在を賠償するように誠実に、全力で働きかける。もしマルク伯がこれを望まなければ、遺産と損害が回復されるまでマルク伯に対してユーリヒ伯を援助する義務を負う。

さらに私は私の属司教であるリエージュ司教、ミュンスター司教、オスナブリュック司教、ミンデン司教、ユトレヒト司教の文書を与える。その文書には、私が上述の合意に反するこ

とがあれば、これらの司教たちは誠実に、たしかに、私に対して伯に助力すべきことが記されている。同様に、ケルン、ノイス、ゾースト、アンデルナハのプロプスト（聖堂参事会長）たちの文書、および私の他の封臣とミニステリアーレンの文書を同伯に与えさせる。この私の文書に記されていることを保証するために私は以下の人質をたてる：W. de Vreinze,...Th. comitem Hoistadensem, filium comitis Viannie, filium domini de nouo Castro, ...viros nobies; ...ministeriales nostros. 加えて私は前述のように義務が遂行されるよう、保証人fideiussoresをたてる：...C.dominum de Mulinarchin, Ph. dominum de Wildinberg, ...伯に対して4000マルクが支払われ、前述のように文書が与えられたら、人質と保証人は解放される。これらのことに保証が与えられ、私がこれらを遵守するように、この文書を前述のことの証拠として私と伯の印璽により強固にし、伯に与える。

このように、ケルン大司教コンラートはユーリヒ伯から釈放されるに際し、いかなる報復も行わないこと、彼らと友好関係にある人々の争いは以後、両者の仲介により解決すること、大司教とその支持者は伯の不利益になるような城塞建設は行わないこと、双方のレーエン保有が回復されること、伯とそのラントを聖務執行停止から解くこと、伯が要求すれば国王と和を結ぶこと、伯が大司教から得ていた諸特権を更新すること、4000マルクの賠償など、様々な譲歩を余儀なくされた。しかし戦闘における捕縛という決定的に不利な状況に置かれたにもかかわらず、大司教の基本的な権限の削減、変更はなく、フェーデの間に行われた、あるいはフェーデの原因となったユーリヒ伯を脅かす行為を止め、平和的な関係を回復、維持することに重点が置かれている。当時すでに家門の断絶や相続でなければ、実力による領邦の併合（同君連合）はあり得なかった。競合する領邦間の紛争解決は、このようにして共存の道を確認し合うこと以外にはなかったと言えよう。

この間、ディートリヒ・フォン・イーゼンブルクは1230年代初より、弟のフリードリヒ、オジのヴィルヘルムらとマルク伯に対してフェーデを続け、ラフェンスベルク伯とのフェーデをひとまず終えたテクレンブルク伯とともに、リッペ河流域のマルク伯領に侵攻し、略奪、放火を繰り返していた。マルク伯アドルフはガルゼンブラハトで勝利したものの、ヴッパータール付近のゾンボルンで大敗を喫した。イーゼンブル

ク兄弟は1242年にケルン大司教がユーリヒ伯の捕虜となった機会に乗じて、兄弟の父フリードリヒが有した帝国女子修道院エッセンのフォークタイの獲得をめざし、その近傍にノイ・イーゼンブルクと称する城塞を設けた¹⁰⁾。このようにイーゼンブルク派の優位が明らかになる中で、前述のように1242年にケルン大司教がユーリヒ伯と和解し、続いて同年11月にはリンブルク大公とも和解したことにより、下ライン地方でフェーデは収拾に向かった。そこでヴェストファーレンでは多くの支援を頼みにできなかったマルク伯アドルフも、イーゼンブルク兄弟との和解に傾いたのであろう。1243年5月、イーゼンブルク兄弟のオジであるオスナブリュック司教およびリンブルク大公＝ベルク伯ハインリヒの仲裁によりマルク伯アドルフとイーゼンブルク伯ディートリヒは和解し、旧イーゼンブルク伯領は折半された。すなわちマルク伯は1225/26年にケルン大司教から授封された所領の半分をディートリヒに譲ったのである。次の文書は、オスナブリュック司教が作成した和解協定文書である。

⑥ 1243 5.1 WUB7, 546

オスナブリュック司教エンゲルベルトはディートリヒ・フォン・イーゼンブルクとマルク伯アドルフの間の、イーゼンブルクの所領をめぐる争いを仲裁した。

オスナブリュック司教エンゲルベルトとリンブルク大公にしてベルク伯ハインリヒは知らしめる... 私たちとマルク伯アドルフの間に、私たちの親族、ディートリヒ・フォン・イーゼンブルクが、マルク伯がケルン大司教ハインリヒおよびコンラートより封として与えられ、保有していたディートリヒの父親の所領の返還を要求したことから、争いが生じていた。しかしディートリヒは、私たちが時宜を得た要請を行い、助言を与えた結果、前述の伯アドルフに、以下のような所領を譲ることを認めた。それは...

私たちと私たちの聖俗の同胞たち、すなわち一方のディートリヒとフリードリヒ・フォン・イーゼンブルクの兄弟とその友人、助力者たち、そして他方のマルク伯とその助力者、相続人たちを、この和解の取り決めとその内容が永久に不朽のものとして拘束するよう、前述の聖職者は誓約により約束し、俗人は聖遺物にかけてこの和解の内容を決して損なわないことを誓約して、私たちとともに彼らの印璽をこの文書に付した。またディートリヒ・フォン・

イーゼンブルクの3人の姉妹も、和解を確かなものとするため、ディートリヒがマルク伯に割譲した所領を完全に放棄した。この和解を聖職者あるいは俗人が敢えて損なうことがあれば、聖職者は誠実違反により、俗人は偽誓により告発してよいし、またすべきである……

イーゼンブルク兄弟を支えた下ラインとヴェストファーレンの聖俗の有力者であり、かつイーゼンブルク兄弟のオジにして、マルク伯とも親族関係（従兄弟）にあったオスナブリュック司教とリンブルク大公は、このフェーデを収拾する仲裁役としてふさわしい人物であった。オスナブリュック司教はイーゼンブルク兄弟の後見人的立場にはあったが、このフェーデに直接関わることはなく、この仲裁においては高位聖職者として平和の実現、維持への意志を表示している。兄弟を支援してきたリンブルク大公は、フリードリヒの遺領を兄弟のために回復することに少なからず貢献したであろう。この文書の中略部分には、個々の農場、村、土地、裁判権、フォークタイ、騎士封臣、ミニステリアーレンにいたるまで詳細にわたる両者の取り分の記述がある。それらは単なる折半ではなく、双方に脅威となる新たな城塞の建設や破壊された城塞の修復を禁止し、また所領の交換をも行うことによって、より安定した両者の領域的關係を築くことに配慮している。この所領再分配により、ひとたびは顕著に拡大したマルク伯の領域の縮減により、イーゼンブルク伯家、その他のヴェストファーレンの諸侯とのバランスは幾分か回復されたと言えよう¹¹⁾。

なおイーゼンブルガー・フェーデの複合的紛争としての性格より、マルク伯とイーゼンブルク兄弟の和解によってこの地域の紛争全体が即座に解決されるものでなかったことは自明である。1243年から翌年にかけてマルク伯、アルンズベルク伯が同盟してケルン大司教と争う事態となったが、同年11月には大司教はリンブルク大公と援助および両者間の紛争仲裁のための協定を結び、その際にリンブルク大公の援助者であるマルク伯、アルンズベルク伯、クレーフェ伯と和解する方途を確認した。

⑦ 1243 11.2 WUB 7, 549

ケルン大司教コンラートはリンブルク大公にしてベルク伯ハインリヒに支持を約束し、大司教が大公の援助者であるマルク伯、アルンズベルク伯、クレーフェ伯の長子と和解する条件

を確認した。

... 私は親愛なる、忠実なリンブルク大公ハインリヒ、ベルク伯を、必要な場合いつでも専属封臣として誠実に援助する。しかし大公自身の援助者については、以下のように合意した。すなわちマルク伯アドルフは私の恩顧に服し、私もミュンスター司教と同大公の助言と指示により、マルク伯の償い *satisfactio* を受け入れる。同伯が私に償いを行った後、私の利害に反して彼に権利があり、また私に対して訴訟をなすような全てのことに於いて、もし我々の間で友好的に和解することができないなら、遅延なく彼と私の同数の封臣の協議により、正当な裁定を行う。アルンズベルク伯も私の恩顧に服し、私は前述のミュンスター司教、リンブルク大公、セイン・ユーリヒ伯の助言と指示により彼の償いを受け入れる。償いがなされた後、同様に同伯が私に対して訴える全てのことに於いて、もし友好的な和解が成立しなければ、双方の同数の封臣により、遅滞なく裁定を行う。もしクレーヴェ伯の長子が私と和解せず、償いをなさなければ、協定したように、件の大公が私に対して、このことについて作成された大公の文書にあるように行う。もし誰かが私とともに友好の同盟 *amicitia* を持ち、維持することを望むなら、私は前述の大公に、この同盟に私とともに加わることを望むかどうかを尋ね、そしてこれに加えられることを望むなら、その通りにする。もし大公がこれを望まず、そして私が誰かと同盟するとしても、私はなすべき義務をはたす。以上のことは我々の間で誓約をなして確認された...

この協定ではリンブルク大公との友好関係の確認のみならず、同時に大公の同盟者であり、大司教と紛争関係にあった3人の伯と和解する手順をも確認している。さもなくば大公と大司教の関係自体が危うくなりかねない。和解の条件を整える仲裁役はリンブルク大公自身、そしてユーリヒ伯など、大司教との和解を実現した諸侯であった。この点でイーゼンブルガー・フェーデにおける党派のネットが、この度は和解の連鎖を促したとも言えよう。しかしこの協定は各々の第三者との同盟関係を制約するものでないことも明記されている。それは両者にとって、あくまで多面的な友好と同盟のひとつなのである。

またここでも紛争の最終的な仲裁者が双方の封臣から選ばれることは、封臣＝領邦

貴族の、紛争解決のための責任能力、あるいはコミュニケーション能力への信頼を示唆している。頻繁な紛争とその克服の繰り返しの中でこの地域の在地貴族は、ときには本来の主君への奉仕以上に、紛争当事者間の利害調整と和解に対する責任を意識せざるをえなかったのではないだろうか。

小括

ケルン大司教とユーリヒ伯、リンブルク大公の和解による下ラインのフェーデ收拾は、なお個別的な紛争の余韻を残しつつもヴェストファーレンにおけるフェーデの終息を促した。これらの個別フェーデは相互に関連していたからである。たしかにイーゼンブルガー・フェーデは、ケルン大司教・マルク伯陣営と反ケルン・イーゼンブルガー陣営の間で展開した。しかし先にも述べたように、これに関わった諸侯、貴族は各々が独自の利害による個別的敵対関係を持っており、イーゼンブルガー・フェーデはこれらの対立の複合であった。したがってそれぞれの陣営は固定的な一枚岩ではなかった。上掲のケルン大司教とアルンズベルク伯の和解におけるように自身が直接関わらない対立には、党派を異にする諸侯が仲裁者として協力することもあった。各々は自身の当面の敵に対抗するためにこのフェーデに関与したが、その目的が弱まるとフェーデへの関与も希薄になる。1231年以後のラフェンスベルク伯、1242年以後のケルン大司教がそうである。

今ひとつ指摘すべきは、ヴェストファーレンにおけるマルク伯とイーゼンブルク伯という、隣接する領域を持つ貴族の争いから始まるこのフェーデにおいて、直接境界を接することのない下ライン、ヴェストファーレン両地域の諸侯、貴族が紛争、仲裁、和解、同盟という相互（共同）行為を展開したこと、それによりマース河からヴェーザー河にいたる両地域の政治的一体化が促されたという点である¹²⁾。こうした広い地域に及ぶ諸侯、貴族間の相互に関連する紛争と紛争解決・同盟の繰り返しという経験が、以後の和戦両面からなるこの地域の政治秩序に影響を及ぼしたことは疑い得ない。それはある諸侯が他の諸侯間の紛争や和解・同盟を自身に無関係ではないと認識する、そのような意味での地域的共属意識と言えるかもしれない。

Ⅳ ケルン大司教コンラート（1238-1261）時代のドイツ北西部

（1）ケルン大司教とパーダーボルン司教およびユーリヒ伯

イーゼンブルガー・フェーデ期に大司教位に就いたコンラート・フォン・ホッホシュターデは、前述のように1242年にユーリヒ伯の捕虜となったが、釈放後精力的に領域政策を推進し、晩年にはライン・ヴェーザー間のリッペ河とジーク河に挟まれた領域、すなわちヴェストファーレン大公領を直接、間接の支配下に置くことができた¹⁾。大司教コンラートは1246年には相続人を欠いた、自分の出身家の家領であるライン左岸、大司教領南部のホッホシュターデ伯領をケルン教会領（大司教領）に編入し、ユーリヒ伯領のライン流域への進出を妨げる領域ブロックを形成した。ライン右岸では大司教の封臣であったザイン伯家の断絶により同伯領を獲得し、ヴェストファーレンの領域拡大のための新たな拠点とした。ホッホシュターデ伯領の獲得により、大司教はユーリヒ伯に対する劣勢を挽回し、下ラインにおける領邦形成の競合において優位に立つことになる。これに対しユーリヒ伯家、とりわけ同家の出身で、コンラートの婚姻政策によりその姪を妻としたヴァルラムは、ホッホシュターデ伯領の相続権を要求して大司教と争った²⁾。

前述のように反シュタウフェン朝、新教皇の立場から帝国政治にも積極的に関わった大司教コンラートは、1247年にはホラント伯ウィレムの対立王国への選出に荷担し、同王より帝国都市ドルトムントの抵当保有を認められた。リッペ河南部を東西に走る古来の道路、ヘルヴェーク Hellweg とその周辺は、大司教にとって下ラインとヴェストファーレンの領域を結合する重要な意味を持っていたので、その中央部に位置するドルトムントに対する支配権を得たことの意義は大きかった。大司教がリッペ河以南において、その勢力をヴェストファーレン東部に及ぼすに際して大きな抵抗勢力であったのは、パーダーボルン司教である³⁾。当時、パーダーボルン司教はミュンスター司教オットーとともにリッペ家の出身であり、この三者はユーリヒ伯らと同盟し、さらにやはり大司教勢力の東方拡大に警戒するヴェーザー以東の有力諸侯、ヴェルフェン家のブラウンシュヴァイク大公アルブレヒトの支持をも得ていた。これに対し、ケルン大司教コンラートはマルク伯、アルンズベルク伯、ヴァルデック伯らと同盟し、

次に挙げる史料のように、1248年にはオスナブリュック司教とライン・ヴェーザー間の相互援助同盟を結んだ。

⑧ 1248 3.24 WUB 7, 661

オスナブリュック司教エンゲルベルトはケルン大司教コンラートとライン・ヴェーザー間における相互援助のための同盟を結んだ。

… 私、オスナブリュック司教エンゲルベルトは、私の教会の同意により、ケルン大司教コンラートおよびその教会と相互に手による誓約を交わし、永遠の同盟の契りを以下のように結んだ。私と私の後継者は私の教会とともに、尊敬すべき父にして主人[ケルン大司教]、およびその後継者たちとその教会のために、彼らとケルン教会に不正を加えようとするすべての者に対抗して、ライン・ヴェーザー間において私の費用で支援し奉仕する。また尊敬すべき私の父にして主人である大司教とその後継者はその教会とともに、私とその後継者およびその教会のために同様のことを行う。この同盟の結合が私とその後継者、その教会によって、結ばれた契りに従って永遠に損なわれることなく守られ、前述の同盟の内容に従って遂行されるように、このことについて作成された文書を私の印璽の保証により強化する。立ち会ったのは、ユーリヒ伯ヴィルヘルム、ベルク伯アドルフ、マルク伯アドルフ、シュパンハイム伯ジモン、アルンズベルク伯ゴットフリート、ラフェンスベルク伯ルートヴィヒ、イーゼンブルク伯ディートリヒ、アルブレヒト・フォン・ホルテ、その他多数。

この相互援助の同盟形成にはケルン大司教と友好的な関係にある者に加え、ユーリヒ伯も立ち会っているのは、前述のような1246年以後の大司教とユーリヒ伯家の対立を考えればいささか奇妙である。これを、ライン左岸における両者の対立にもかかわらず、直接的な領域的利害対立を持たないライン右岸、ヴェストファーレンにおける大司教の同盟関係には、大司教の封臣として、また有力諸侯として立ち会い、これを確認することができたのだと解釈することもできよう。それは後に挙げる協定からも推測できる。また、1248年にはすでに大司教とユーリヒ伯の関係は修復に向かっていたとも考えられる。二つの推論は、後に挙げる協定文書からも蓋然性を持つ。

さてこの間にパーダーボルン司教ジモンは、大司教領との境界に近いザルツコッテンやフィルゼンを防壁で強化し、大司教との対立を深めたが、次の史料のように大司教に譲歩を強いられる結果に終わった。

⑨ 1248 4.6 WUB 4, 390

ケルン大司教コンラートと選任パーダーボルン司教ジモン・ツア・リップの間で、ザルツコッテン市の城壁による防備と、当地への城塞建設をめぐる生じた争いは、ミュンスター司教とコルファイ修道院長の仲裁により、以下のように解決された。

ケルン大司教コンラートとパーダーボルン選任司教ジモンは知らせる... フィルゼンとザルツコッテンの城塞建設をめぐる私たちの間に生じた争いは、ミュンスター司教オットー、コルファイ修道院長ヘルマンの仲裁により以下のように、平和裡に解決された... *...Discordia, que inter nos super edificatione castri Vilissen et Salcotten vertebatur, domino (Ottone) electo Monasteriensi et (Hermann) abbate Corbeiensis mediantibus sopita est amicabilem sub hac forma, quod...*

私、パーダーボルン司教ジモンはケルン大司教コンラートに対し、ザルツコッテンの町の防壁を破壊し、以前のように、何も後に残らぬようにすること、フィルゼンのヴィリカチオンはその付属物をともに私のミニステリアーレン Albertus de Strumede に、彼とその祖先が有したのと同じ法により、委ねることを義務づけられる。しかし私の先任者たちが有したこのヴィリカチオンの裁判権は私に保留される...

私たちの間のフェーデ外のところで生じた損害は、ヘルフォルト女子修道院長の葡萄酒に車によって、あるいはケルン大司教の大公領の他の場所で私が加えた損害であれ、大司教とミュンスター選任司教、および彼らが選んだ人々の好意的な取りなしにしたがって、弁済する。また私はケルン大司教の許可なしに、大司教の大公領内にいかなる城塞をも設けない...

これにより私は、ケルン大司教およびその助力者たちと、私および私の助力者たちの間の争いは... 平和にまた友好的に終えられたことを明らかにする。

私、ケルン大司教コンラートは、この和解においてパーダーボルン選任司教から私に呈さ

れた名誉のために、私の大公領内でフィルゼンの城塞を築くことを認め、これを所有することを許す。

私、パーダーボルン司教はこの和解が有効で確かなものたり続けるように、ケルン大司教殿の手に誓約をなし、その遵守へと自らを義務づけるために、下記の25人の騎士を保証人としてたてる。彼らは前述の和解の遵守のために誓約し、自身で私のためにケルン大司教に対して次のように義務づけられる。すなわち、もしかの和解が損なわれ、一ヶ月以内に賠償されなかったら、彼らは警告を受けて一ヶ月以内にゾーストに入り、違反についての賠償が行われるまで退出しない。もし和解に反してブルクを建設するなら、ケルン大司教の側の前述の保証人たちは、警告を受けてゾーストに入り、大司教に賠償がなされるまで退出しない。保証人の名は...

この城塞をめぐる紛争の解決は、ミュンスター司教とコルファイ修道院長の仲裁により、パーダーボルン司教ジモンが、自身の司教領においても城塞建設については大司教のヴェストファーレン大公としての高権、すなわち築城高権に服することを認めるかたちで譲歩し、和解した⁴⁾。ここでもパーダーボルン司教の封臣団が主君の和解条件遵守の連帯保証人となり、違反行為があればゾースト市に拘束されるという特徴的な規定が見られる。かくして第一次フェーデにおいて大司教は勝利者となった。1249年8月にはマルク伯はケルン大司教の専属封臣としての忠誠を誓約することにより、両者の結びつきは強められた⁵⁾。

さてホッホシュターデの相続をめぐって対立していたユーリヒ伯家のヴァルラムは、1249年にひとたびは大司教と和解したが⁶⁾、この協定は効力を持たなかったようで、ようやく翌1250年9月、双方は仲裁者を選び、和解に向かう意思を示した。

⑩ 1250 9.10 UBNR II-361

ユーリヒ伯ヴィルヘルムとケルン大司教コンラートは、将来の紛争の平和的な解決のために、6人の仲裁者を選び、ベルク伯アドルフをその仲裁裁判官Obmannとした。

... 私、ユーリヒ伯ヴィルヘルムは知らしめる。私はケルン大司教コンラート殿に誓約に

より、大司教とその教会に対して負っている通りに、確かな友好と誠実な恭順を示すことを約束した。そして大司教と私の間のあらゆる紛争を避けるために、私たち双方は、各々の相手の封臣（聖職者）より3人ずつ、計6人の仲裁者団を選んだ。その名は... 彼らは、もし私の封臣と大司教の封臣の間に何らかの争いや揉めごとが生じたら、裁判あるいは仲裁によりこれを解決し、裁定したことに私は報復を企てたり、加えたりすることはない。私の側の3人が大司教側の3人に紛争について報告したら、2人が不在でも双方から2人ずつ、4人がそろっておれば、裁定を行う。仲裁者たちが一致できなければ、彼らはその職務を私の親族でもあるベルク伯アドルフに委ね、大司教と私は誓約により、ベルク伯が裁定したことを厳守する義務を負う...⁷⁾

この和解協定には具体的な争点の解決には何らふれられておらず、この意味で休戦協定のごときのものであった。以後の紛争に備えて設けられる仲裁者団6人を双方が相手の関係者（封臣・聖職者）から選び合うことも、仲裁者団への信頼を高めるための合理的方法と言えよう。ただし、この仲裁者団は主として双方の封臣間の紛争に対処する任務を負ったようである。1年後の1251年9月に、両領邦の境界が入り組むヒュルクラート、ヴァンロ、チュルピヒにおける権限をめぐるユーリヒ伯と大司教の争いは、「良き人々と双方の助言者の仲裁により和解へと導かれ、終息した *Discordia... mediantibus bonis viris, consiliariis utriusque, hoc modo est concordata et terminate...*」ここでは双方の支持者をふくめた、フェーデの損害賠償や、個々の城塞、所領、権限を巡る合意点が詳細に確認され、大司教に従軍したザイン伯への損害賠償についてはベルク伯の裁定に従うものとされた。この和解に立ち会い、その証書に印章を付したのは、枢機卿特使フーゴ、ベルク伯アドルフ、リンブルク大公ヴァルラムなどである⁸⁾。前掲の和解協定に続いて、ベルク伯がユーリヒ伯の親族として関わり、さらに同族のリンブルク大公も立ち会った。

しかしホッホシュターデ伯領の相続をめぐる大司教コンラートとユーリヒ伯の対立はなお解消されておらず、ユーリヒ側は同伯領獲得のために引き続き尽力していた。ようやく1254年の10月にユーリヒ伯はホッホシュターデを放棄し、両者間の和解が成立した。

⑪ 1254 10.15 REK 3-1808; UBNR II-404

ケルン大司教コンラートはユーリヒ伯ヴィルヘルムおよびその兄弟ヴァルラムと、ホッホシュターデの相続要求、そして伯がフェーデにおいて加えた損害の賠償等について和解した。

ケルン大司教コンラートとユーリヒ伯ヴィルヘルムおよび兄弟のヴァルラムは、和解と平和の協定（文書）が私たち相互の間で下記のように作成されたことを知らしめる。私、ヴァルラムと妻メヒティルデが大司教に対してホッホシュターデの遺産に関して行ってきた要求については完全に、大司教の恩寵 *gratia* に服する... 大司教がいかなる恩寵を与えようとも、これに満足し、以後、この所領について大司教に訴えたり、煩わせたりフェーデ *guerra* を行ったりすることはない。

さらに私、ヴァルラムの求めにより、私の血縁、友人、兄弟、すなわちリンブルク大公ヴァルラム、その兄弟であるベルク伯アドルフ、ルクセンブルク伯ハインリヒとその兄弟ゲアハルト、ヴァルラム・フォン・モンシャウ、ケッセル伯、ヘル・フォン・ブランケンハイム、ハインリヒ・フォン・リーフェルシャイトは次のことを誓約した。すなわち、もし私と妻が前述の大司教の恩寵に満足しないなら、彼らは私たちを助言と援助によって助力することはない...

私、ユーリヒ伯ヴィルヘルムがフェーデのときに大司教に加えた攻撃や不正については、ルクセンブルク伯とクレーヴェ伯の長子 Th. の指示により、賠償する。私、大司教コンラートは、そのような賠償を、これらの貴顕たちの指示により受け取る...

大司教とユーリヒ伯ヴィルヘルムの間で生じていた、双方の遺産と権限に関する相互の要求については、そのために両者が争っていたのだが、ケルンの聖ゼヴェリーヌス教会、使徒教会およびゾーストの3人のプロプストが誓約のうえ、このことについて誠実に、真実を追求し、確認できたとおりに、両者いずれに対してであれ、その権限を承認し、そのことで大司教の不興を被ることはない、という条件で和解した。また両者は、各々の封臣がこのことについて尋ねられたら、誓約のうえ、真実について知るところを述べるようにさせる。もし必要なら、彼らは、大司教の権威を委ねられた教会監督官によってこのことを強要される。プロプストが判告したことに確実に従うことを大司教、伯は誓約した。

もし伯が誓約に反して、判告に従わず大司教とフェーデを行ったら、前述の伯の血縁者たちは伯に助力しないことを大司教に誓約した。もし大司教が判告に従わなければ、大司教の血縁者たるユトレヒト司教、クレーヴェ伯の長子Th., その兄弟Th. dictus Luf, フィルネブルク伯ハインリヒ、ハインリヒ・フォン・イーゼンブルク、Dietherus dominus de Mollesberg, Fredericus dominus de Sleida, Th. dominus de Milendunc, Otto de Wiherodeは大司教を助力しないことをユーリヒ伯に誓約した。

3人のプロプストの1人が退出したり正当な理由で来られない場合、残った2人がふさわしいもう1人を選ぶ。ユーリヒ伯とその兄弟、助力者たちがケルンの諸教会と教会の人々に加えた放火、略奪、誅求などの攻撃と不正については、赦しを与えられた後、和解のために大司教が誠実に仲裁を行い、和解に至らねば大司教は判決を追求するために裁判官となる。すなわち教会の裁判および世俗の裁判を通じて。しかしこのことで大司教とユーリヒ伯の間の和解が損なわれることはない。

またユーリヒ伯からミュンスター司教、パーダーボルン司教、リッペ家に行われる支援については次のように合意した。ユーリヒ伯がリッペ河の彼方[リッペ河以北]まで彼らを支援しようと望むなら、大司教とその支持者からの妨害なしに、そして大司教とその支持者に何ら損害を加えることなく自由に渡ることができる。もしラインの彼方[ライン以東]にあって大司教に損害を与えるなら、大司教は彼を敵対者と見なす。しかしラインのこちら側では、両者の間に確固たる平和が存続する。もしユーリヒ伯が渡河の際に大司教に損害を与えたら、戻る前に真実に従い、この損害の賠償を行い、大司教はこの損害のために彼を敵と見なすことはない。しかしもし大司教とラインの彼方のその敵の間に休戦が成立したら、ユーリヒ伯は安全に戻るることができる。すなわちもし大司教に損害を与えておれば、ラインを超えて戻る前に賠償することにより。

またユーリヒ伯の親族や友人たちは、ミュンスター司教、パーダーボルン司教、リッペ家とその支援者たちに対して大司教を助力することを誓約した。またリンブルク大公は、専属封臣としての仕方で、前述の者たちに対して大司教を支援することを約束した。しかし大司教自身は、その義務に従ってアンジュー伯[シャルル]、フランドル伯を援助することは自由である。またユーリヒ伯にはジャン・ダヴェーヌJohannes de Avensisをその義務に従って援助することは自由であり、それはかの平和を損なうことはない。ラインのこちら側で捕ら

えられた捕虜は双方で釈放される。双方の助力者は、この和解にその主人たちとともに加わり、彼らの封は戻される。そして休戦までに失ったものは、真実に従って戻される。略奪と放火において武装して加わった聖職者は、教会人になされる回復や賠償から完全に除外される。このことを強化するため印璽を付す...

この和解において懸案のホッホシュターデ領についてユーリヒ伯が譲歩することにより、ようやく両者の間には10年ほどの平和ないし休戦状態が保たれることになった。この下ラインにおける最大のライヴァル関係にあるケルン大司教とユーリヒ伯の和解には、広範囲な人々が関わっている⁹⁾。まず個別的な相続権の調整は、3人の聖職者による仲裁に委ねられた。そして各々の側の協定違反の場合には、リンブルク大公、ベルク伯、ルクセンブルク伯、ユトレヒト司教、クレーヴェ伯など本来それぞれと友好関係ないし助力者の関係にある聖俗諸侯、貴族が支援を行わないとの誓約により、その遵守の保証人となった。しかしこの協定において注目すべきは、両者間の平和維持がさしあたりその領邦が隣接するライン左岸（下ライン）に重点を置き、ライン右岸、ヴェストファーレンにおいては、ユーリヒ伯はその同盟者であり、大司教と対立するミュンスター、パーダーボルン両司教、リッペ家への支援行為を認められていることである。すなわち、そうしたヴェストファーレンにおける軍事的支援行為が大司教に損害を加えた場合でも、しかるべき賠償により紛争を穏便に納める意図が明記され、何れの場合にもライン左岸における平和的關係は揺るがないというのである。さらに低地地方においてフランドル伯領をめぐって争うフランドル伯とアヴェーヌ家（エノー伯）への両者の支援もまた可能とされている。イーゼンブルガー・フェーデ以後、下ラインとヴェストファーレン両地域を紛争と友好・平和のネットが覆いつつあると述べたが、このネットは、ある紛争当事者から見て、休戦・平和が喫緊の課題である地域と、第三者の友好関係にともなう対立を許容しうる地域を含み込んでいたと言えよう。これも、いわばそうした当事者の当面の和解と広い友好関係を維持するために、おそらく経験的に生み出された便宜的手段であった。

ともあれケルン大司教コンラートは、下ラインの問題をひとまず解決し、ヴェストファーレン東部において、再度ザルツコッテンの城塞建設をめぐる対立を強めていた、

パーダーボルン司教ジモンの攻勢に対処することになる。ジモンは前掲の大司教とユーリヒ伯の和解が成立する以前の1254年夏にはユーリヒ伯と同盟し、ブラウンシュヴァイク大公の支援をも受けて大司教領を攻撃していた。しかし1254年10月24日、ジモンはドルトムント付近、ヴルフェリクスキャンプの戦いで大司教に敗れ、捕虜となった。このとき大司教を支援したのは、アルテナ伯、マルク伯、アルンズベルク伯、イーゼンブルク伯などであった¹⁰⁾。1256年8月、パーダーボルン司教ジモンは大司教と次のような和解協定を結ぶことにより釈放された。

⑫ 1256 8.24 WUB 7, 922

ケルン大司教コンラートとパーダーボルン司教ジモンの仮の、そして真正の和解協定

和解と平和の取り決めの内容 *Tenor ordinationis, compositionis et pacis.*

城塞フィルゼンは破壊される。ザルツコッテン市はすべての付属物、権限とともに *wicbelede* と称する範囲で、現在そうであるように、今後もケルン大司教と教会、パーダーボルン司教と教会の等しい支配に属す。市内の何らかの物件が買い取られたら、そこからの収入は均分される。ゲゼケについても同様...

...*Albertus de Stormede* については次のように取り決める。パーダーボルン司教ジモンが大司教の立会の下に自身で裁判を行い[自分で和解の条件を決め] *sibi iusticiam faciet*、もし *Albertus* がこれに満足しないなら、ミュンスター司教オットーとオスナブリュック司教ブルーノが大司教コンラートとともに、*Albertus* とパーダーボルン司教を和解させる *amicabiliter component*。もしミュンスター司教オットーが前述の人びととともに和解させることができないければ、大司教コンラートとオスナブリュック司教ブルーノの側に立つべきである。しかしパーダーボルン教会の権限排除にならないようにする。

ヘアフォルト修道院に関するケルン大司教の権限の確認... パーダーボルン司教はこれに対し何ら権限を持たない。*Ervethe* の裁判 *gogerithe*、都市 *Brielon* についても大司教が従来通り完全な権利を有す。フィルゼンの城塞は大司教の許可なく再建されない。また大司教の大公領の境界内ではその許可なしに如何なる堡塁や城塞も建設してはならない。

司教ジモン、あるいは誰かが司教の名、指図、同意あるいはその権威によって、大司教と

その教会、土地、領民にいかなる暴力、戦い、略奪、強奪をもはたらいではならない。もしそのようなことの嫌疑が生じたら、ケルン大司教コンラートの前で追及され、大司教はこの件について裁判を行う。

またパーダーボルン司教ジモンは、同司教を捕らえ、拘禁したことに対する大司教への赦しを記した文書を、教皇および大司教が要求する全ての人々にあてた開封文書として作成し、彼のそして彼の教会および彼の兄弟、ミュンスター司教オットーの印璽を付す。もしパーダーボルン司教の捕虜化や拘禁、その他何かこの件に関わることにについて教皇またはその特使、あるいは国王宮廷（法廷）からの文書が存在するとしても、それらは価値のないものとし、パーダーボルン司教もその教会もその他の誰も、これを利用してはならない。またこのような文書は決して作成されてはならないし、もし作成されても無効、無意味なものとされるべきである。ケルン大司教がこの和解、取り決め、平和について、あるいはこの件に関わることにについて、教皇あるいは特使から確認あるいは保護の文書、その他を得ようとしても、パーダーボルン司教ジモンはこれに反対してはならない。

もし大司教コンラートが誰かに対して戦いをなそうとし、あるいは誰かが大司教に戦いをなそうとするなら、パーダーボルン司教ジモンは大司教に敵対して何人をも援助してはならないし、また助言と援助により何人をも支援してはならない。しかし大司教がパーダーボルン教会、ミュンスター司教、ベルンハルト・ツア・リッペとその長男、リートベルク伯コンラートおよびその息子とフェーデを行おうとする場合には、パーダーボルン司教ジモンは可能な限り仲裁し、これを止めさせる。しかしもし15日以内に司教がこのことに成功しなければ、Albertus de Horde, Heinricus ce Vitinchove, Hunoldus marscalcus, Godefridus de Meskedeがパーダーボルン司教から選ばれた者として、Bertoldus et Hermannus de Brakelo, Ludolfus de Herisia, Amelungus de Driburgが大司教から選ばれた者として、可能なら、続く15日以内に和解させる *amicabiliter component*. もしこれが奏功しなければオスナブリュック司教ブルーノ、Albertus de Hurde, Hunoldus marscalcus, Heinricus de Vintinchoveが大司教から選ばれた誓約者 *iurati* としてゾーストに集まり、誓約のうえ、可能な限り速やかに、ケルン大司教のフェーデが正当な理由を持つかどうかを明らかにするまでは市から出ない。彼らがもし大司教が正当な理由を持つと認めるなら、パーダーボルン司教ジモンは [大司教に敵対するミュンスター司教らを] 援助すべきではない。もし正当な理由を持たないとするな

ら、パーダーボルン司教は彼らを援助してよい。

この [4人中の]3人の決定と宣告が守られねばならない。4人目が3人の判断に合意しなくともそれが守られるべきである。もしパーダーボルン司教の友人のある者が、ケルン大司教によって圧迫され、攻撃されていると訴え、これによってフェーデへと強いられるなら、そして前述の4人のうちの誰かが死亡したら、あるいは同席できない事情が生じたら、あるいは同席を望まなければ、あるいは主君のもとより退去するなら、彼の替わりに、残りの3人の助言により、大司教によって他の者が補充され、前述のように3人が一致する限り、その判断に従う。この4人または3人の宣告がなされるまでパーダーボルン司教は援助をしない... パーダーボルン司教は求められたときは、300の装甲つきの馬をもって大司教に奉仕する。また大司教とミュンスター司教オットーの間の合意として、城塞 Lunnan は完全に破壊され、また将来、40年以上堡塁の存在しなかった村では、いかなる堡塁、城塞も設けられてはならない。

保証誓約文書 Tenor assecuracionis

パーダーボルン司教は前述の取り決め、和解、平和の内容を守ることを誓い、自ら誓約した。パーダーボルン教会の高位聖職者と聖堂参事会、その他の聖職者、俗人、貴族、ミニステリアーレンが、大司教から指名され、嘘偽りなく、彼らの主人が上述のことを損なわずに守るようにさせること、そしてもし何らかの違反を行ったら、大司教とその教会の利害に反して主人の司教を助言と援助により支えることはしないことを誓約した。誓約したのは：...

またパーダーボルン市とヴァルトベルク市民も彼らの主人に前述の内容を守らせること、違反した場合は主人を援助しないし、食糧を与えも売りもしないことを誓約する文書を作成した。パーダーボルン司教の兄弟であるリッペ殿とその長男、そして12人の封臣... も司教にこれを守らせるために同様の誓約をした。ミュンスター司教も25人の騎士... とともに同様のことを行った。

ヴァルデック伯、シャウムブルク伯、ホヤ伯、ラフェンスベルク伯オットー、エーフェルシュタイン伯、ツィーゲンハイン伯... も、司教が違反したら助言と援助を行わないと誓約

し。各々がその開封文書を作成した。

ブレーメン（司教）、オスナブリュック司教、ミンデン司教、コルファイ修道院長は、パーダーボルン司教が違反したら、ケルン大司教の味方であることを誓約した。もしリップペ殿とその長男が誓約に反してパーダーボルン司教を援助したら、前述の12人の封臣は、司教およびリップペ殿と長男をケルン大司教に敵対して支援はしないと誓約した。ミュンスター司教が誓約に反してその兄弟であるパーダーボルン司教を援助するなら、前述の大司教側から指名された25人の騎士は、ミュンスター司教を援助しないことを誓約した。

リートベルク伯コンラートと6人の騎士についても同様のことが行われた。

ミュンスター司教とリップペ殿は、もし彼らが誓約に違い、兄弟を援助するなら、6000マルクを罰金として払うことを誓約した。この金額は大司教が彼らの個人的所領と、彼らの援助者の財産から取られる。パーダーボルン司教はこの和解に違反したら5000マルクの罰金を、その所領および援助者の財産から大司教に与える。またパーダーボルン司教は25人の保証人（誓約者）を選び、もし彼が誓約に違反したら、警告の日から15日以内に彼らはゲゼケに入り、司教が違反行為の償いを完了するまでとどまる。もし彼らの誰かがこの約束に反するなら大司教に100マルクを支払う。もしこの25人の誰かが死去したら司教は1ヶ月以内に替わりを補充する。その名は...

この和解が成立したので、パーダーボルン司教はケルン大司教とともに、ケルン市、その他の都市が、パーダーボルン司教がこの和解を罰金と義務づけによって遵守することを約束したことについて、証言を文書にするように配慮した。またミュンスター司教、パーダーボルン司教は教皇猊下と、当地に来る特使に開封文書を送り、もしパーダーボルン司教が和解を守らなかったら、自分が教皇の権威により破門されることを望み、教皇と特使がその執行者あるいは文書を送り、破門を警告し、それによって罰金の支払い、和解の遵守へと促すことに合意した。執行者は...

またもしパーダーボルン司教がケルン大司教の領地や領民を、openpare orlogeと俗称される明らかな放火や略奪によって侵略したら、都市ザルツコッテンをパーダーボルン司教と高位聖職者、パーダーボルンの参事会と他の俗人聖職者、貴族、ミニステリアーレンの合意と意志により、その付属する権限全てとともに完全に大司教の所有に帰せしめる。しかし都市ゲゼケは大司教とケルン教会の所有にとどまる。

この内容が損なわれず、永遠に維持されるよう、大司教コンラート、ミュンスター司教オットー、パーダーボルン司教ジモン、パーダーボルン教会のプロプスト、高位聖職者たちと聖職者たち、ベルンハルト・ツア・リップとその息子、リートベルク伯コンラート、ヴィドゥキント・フォン・シュヴァレンベルク、貴族、ミニステリアーレン、保証人と前述の誓約者が印璽を付した。印璽を持たぬものは付された印璽に満足した...

この和解においても、前回の司教とパーダーボルン司教のフェーデ後の和解と同様、パーダーボルン司教は基本的に大司教の城塞高権への服属に同意した¹¹⁾。ここでも各々と友好・同盟の関係にある人々、その他両地域の諸侯、高位聖職者、在地領主、騎士、ミニステリアーレンから、教皇の介入にいたるまで、多種多様な人々が関与している。とくにパーダーボルン司教の兄弟であるミュンスター司教と、ケルン大司教の同盟者であるオスナブリュック司教の2人が、将来の紛争を仲裁する重要な役割を与えられていることに注目しておきたい。またミュンスター司教、リップ家、リートベルク伯などと大司教の争いに対しては、パーダーボルン司教自身が仲裁する義務を負う、とあるように、和解した相手は第三者との紛争の仲裁者として紛争解決に協力した。もちろんこの場合はパーダーボルン司教と結びつきの深い人々と大司教のフェーデを対象としているので、関係者を含めた広い紛争解決の可能性を目指しているといえるかもしれない。このパーダーボルン司教による仲裁に続いて、双方から出される仲裁者団、そしてオスナブリュック司教を中心とする最終仲裁者という3段階の仲裁（調査・裁定）が用意されている。

また協定遵守の保証のための文書では、パーダーボルン司教によるこの和解協定の遵守は、これを様々な方法で促す人々により、幾重にも強化された。すなわち司教の聖職者、封臣はその司教の協定遵守に責任を負い、司教が協定に反したら司教を援助しないこと、同じ場合、大司教陣営（ないし中立）の人々は大司教に助力し、パーダーボルン司教派の人々は同司教に加勢しないこと、そして司教派の人々がこれに反したら、その封臣たちは主君に奉仕しないこと、さらに違反に対する賠償の保証人設定等、実に念の入った包囲網である。換言すればこの和解協定の遵守には、様々な立場の人々、集団が、異なる義務を担いつつ関与したわけである。とりわけ封臣たちが違

反した主君への奉仕を控えるとの規定は、封主・封臣関係も地域の平和と秩序という、より大きな、いわば公共的な課題の枠内で相対化されることを意味している。

パーダーボルン司教との和平を共同で維持すべきこれらの人々は、ミュンスター司教を含むリップペ家の一門の他、ヴェストファーレンの有力者の大半に及ぶことから、大司教優位に基づくネットワークがヴェストファーレンに実現したと言えよう。次節でみるように、この大司教の優位はまもなく下ラインにおいても誇示されることになる。

(2) 下ラインのラント平和同盟 (1259年) とヴェストファーレンにおける覇権

前節で見たように下ラインにおける諸侯との関係を安定させ、ヴェストファーレンにおいて自身の優位を貫くことができたケルン大司教コンラートは、1259年11月、下ライン地方の諸侯とともに次のような内容のラント平和同盟を形成した。

⑬ 1259 11.14 UBNR II-478

ケルン大司教コンラート、ゲルデルン、クレーヴェ、ユーリヒ伯、ユトレヒト司教、ベルク伯、ザイン伯、ケルン市の代理人は、ラント平和を誓約した。

ケルン大司教コンラートは知らしめる。1259年聖マルティヌスの日の後の土曜日、私の召喚により私のもとに、ゲルデルン伯オットー、クレーヴェ伯の長子ディートリヒ、ユーリヒ伯ヴィルヘルム、そしてユトレヒト司教ハインリヒの使者、ベルク女伯およびザイン女伯の代理、その他の貴族、ミニステリアーレン、そして諸都市の代表、多数のケルン市民が集まった。彼らは共通の平和のために有益と考えられることについて同意する完全な権限を持ち、父、子、聖霊の名において神の恩寵が与えられ、その全員の共通の協議によって共通のラントの平和を、神、教会、神聖なる帝国、国王リチャードの名誉と全ての者の共通の平安のために、誓約により強固にすることで合意が成った。...*placuit omnibus, ut communis pax terre ad honorem dei et s.ecclesie, ac sacri imperii et domini nostri Rycardi regis Romanorum illustris, et ad communem tranquillitatem omnium iuramenti sacramento firmaretur.*

そして私、ケルン大司教コンラートは聖なる福音書を前にして次のように共通の平和を守

ることを誓約した。すなわち、私は今後は水陸における平和を保護し、かつ私と私の教会、そして全ての他の権利、裁判権、直轄領、特権は害されることはない、そして私の支配領域を通る水陸の道は、商旅中の商人、旅人、その他全ての人々に対して（通行）自由であり平和に、また安全に通行できる。すなわち定められた場所で商人たちが、しかるべき正当な通行税 *thelonea* あるいは貢納 *vectigalia*、あるいは関税 *pedagia*、その他どのように呼ばれようとも、これらを支払うならば。

またかの平和の擁護者である前述のゲルデルン伯、ユーリヒ伯、クレーヴェ伯は、聖遺物にふれて以下のように誓約した。すなわち私、ケルン大司教と私の教会、そして彼らの各人および前述の平和に関わる全ての他の人々を害することなく、次のことを守る、すなわち、定められた場所で商人たちがしかるべき、正当な通行税、貢納、関税その他どのように呼ばれようと、これらを支払う限りにおいて、水陸の彼らの支配領域を通る道を、商人、旅人、そして全ての人々が自由に、また平和、安全に通行できるように。

また他の貴族たちは、居合わせた前述のミニステリアーレン、代理、市民たちとともに上述の平和の内容を守ることを誓約した。この平和の保護のために、私たちとともに前述の伯や、その他の誓約者たちは次のように決めた。すなわち彼らの各々が、各々の領地において幾人かのふさわしい人物を選び、もし彼らの領地において回復さるべき平和違反が生じたら、この人々のところに届け出る。そして彼らはこのことについて誓約の上、見出された平和違反を誠実に彼らの主人に報告する。主人は報告を受けたら、平和の違反者をふさわしい償いへと導き、強制する。もしこのことがその主人の力に余るなら、誓約者たちの助力を要請する。しかしもし主人が平和違反者を懲罰することを望まないなら、またあるいは主人自身が平和違反者であるなら、全ての誓約者は彼に全力で立ち向かう義務を負うべきである。またこの平和の協議において、平和を望む全ての成人に達した人 *homo legalis* は、かの（平和の）同盟の協定に *in istius formam federis* 加盟を認められることが決められた。それゆえ私たち前述の伯は、厳粛に誓約したことを明らかにする。そして私たちの印璽を、ケルン大司教コンラートおよびケルン市の印璽とともに付し、永久の効力の証拠と力とする。

一見して理解できるように、この平和のための協定は、下ライン地方の商業交通のための平和と安全を保障することを目的としている。しかしこの種の平和と安全の享

受は無償ではなく、またその保障は政治的にニュートラルな行為ではなかった。ここではまず大司教が、その所領や裁判権など全ての現有支配権を前提として、大司教の既存の関税、通行税の存続を確認したうえで、商業ルートの安全をその保護下に置いた。その上で、他の下ラインの諸侯もこれにならうことを要請したのである。ブラバント地方、マース河からケルンにいたる地域は、水陸商業交易が都市のみならず、領邦君主にとってもきわめて重要な意味を持っていた。この商業交通の平和を保障する権威として、関税、通行税、あるいは安全通行料 *Geleit* を徴収することは、この領域に対するヘゲモニーに結びつく政治的行為であった。大司教の発給したこの文書は、この平和の同盟が大司教のイニシアティブによるものであり、大司教の関税徴収を含む権益の保全を前提としていることから、これを大司教コンラートの下ラインにおける権威のピークを示すものと考えてよいだろう¹²⁾。この下ラインの平和同盟は、ドイツにおける、国王の関与しないラント平和同盟の初例である。グレーフェニッツは、この文書中の「国王リチャードの名誉のために *ad honorem ... sacri imperii et nostri Rycardi regis*」との文言を根拠に、この平和同盟が国王のイニシアティブの下にその委任を受けて形成されたものと述べているが、根拠の弱い形式論理だと言わざるを得ない¹³⁾。しかし他方で、この同盟により大司教コンラートは一時的に下ラインの支配者=ヘルになったと述べるロットホーフのごとく、ケルン大司教の影響力を過大視することも控えねばならない¹⁴⁾。このラント平和においては、記名された諸侯以外は「自由参加」であった。また同盟全体の平和維持のための裁判や仲裁組織が設けられることはなく、基本的には個々の諸侯が各々の領域において、平和違反を取り締まることとされ、それが困難な場合のみ、同盟全体で対処するものと規定されている。後にフェーデの原因となる、関税設置をめぐる諸侯間の対立とその解決の方途などは、なんら言及されていない。この点ではこの平和同盟は、1254年のライン同盟のような平和規定違反者取り締まりのための具体性や共同組織を欠く、緩やかな諸侯間協定にとどまっていた。それは大司教権力の限界でもある。

下ラインからヴェストファーレンに至るケルン大司教の権威ないし権力は、ヴェーザー河以東のブラウンシュヴァイク大公との間に軋轢を生じることになったが、1260年5月に大司教コンラートとコルファイ修道院長ティーモ、ブラウンシュヴァイク大

公アルブレヒトは次のような和解と相互援助の協定を結んだ。

⑭ 1260 5.30 WUB 7,1054

ケルン大司教コンラート、コルファイ修道院長ティーモ、ブラウンシュヴァイク大公アルブレヒトは平和同盟を結んだ。

コーゲルベルクの城塞にてケルン大司教コンラート、コルファイ修道院長ティーモ、ブラウンシュヴァイク大公アルブレヒトは協議を行い、3人の間に相互の同盟と永遠の友好の取り決りきめが行われた。talīs inter eos federis mutui ordinatio et amicitie perpetue intervenit.

件の大公とその兄弟は、ヴェストファーレン大公領に有する全ての所領の所有権を大司教の手に委ね、大司教から封として受け取り、忠誠のオマージュを行った。大司教とその後継者はその領域を分かつヴェッラ河あるいはヴェーザー河を越えて、都市、城塞、堡塁を建設したり獲得してはならない。同様に大公、修道院も前述の河川を越えて、ヴェストファーレン大公領の外側、ヘッセンに向かって2マイル以内にも、また同大公領内部[に向かって2マイル以内]にも、またミンデン、オスナブリュック司教区にも城塞、都市を設けたり獲得したりしてはならない。

もしミンデン、オスナブリュック司教がブラウンシュヴァイク大公あるいはその兄弟、子孫を不当に自身の欲求のために苦しめ、損害を加えようとし、また大司教自身が彼らのために仲裁amicabili compositioneをなし得ないなら、いかなる協定にも妨げられずに、大公、修道院は自由に自己防衛をなし得る。

またケルン教会、コルファイ修道院と大公の間に次のような永久の同盟pactio perpetuae unionisが結ばれた。すなわち今後、ケルン教会とコルファイ修道院は、大公とその相続人たちに敵対して何人をも助力せず、また援助をなさない。また大公とその兄弟、相続人たちも同様である。しかし必要が生じたら、一方の側は他方に対して、その城塞、堡塁を開くことができる。同盟者の何れかが誰かから攻撃されたら、他の同盟者はこの攻撃を排除するために、100人の武装兵力とともにヴェッラあるいはヴェーザーを越えて8マイルまで自身の費用で援助に向かう。コルファイ修道院は20人の兵力を提供する。しかし大司教、大公から100人を越える援助が必要とされる場合は、その費用は当事者[必要とする者]が負担す

る...

同盟者の封臣、領民の間で争いが生じたら、1ヶ月間武力行使を行うことなく争いを休止させる。この間に争いが収まらなければ、不正が加えられた封臣、あるいは領民を援助することができる。

大公アルブレヒトはヴェストファーレン大公領における所領の要求を放棄する。ミンデン司教区はヴェーザーを越えてブラウンシュヴァイク大公領に広がっているので、大公が彼の領域の川岸に堡壘その他の建物を設けても、それは同盟規定違反にならない。

もし同盟者の間で不和の原因が生じたら、これを收拾するために各々から、計10人が集まる。その名は、大司教からは... 4人、コルファイからは... 2人、大公からは4人。彼らは2ヶ月以内に裁定する義務を負い、彼らの判告、決定により收拾されるべきである。この裁定者たちが裁定を行わないまま一定期間が過ぎたら、彼らはヘクスター市に入り、その義務を果たすまでは出ない。もし裁定者の一人が死去すれば1ヶ月以内に補充する。もし裁定者の一人が正当な理由で欠席しても、不都合なく、他の者はその義務を遂行する。

3人の印璽に加え、国王リチャードの印璽をも付す。証人はJ.prepositus Ressensis, アルンズベルク伯ゴットフリート、フィルネブルク伯ハインリヒ、ヴァルデック伯アドルフ、エーフェルシュタイン伯オットーおよびコンラート、ベルトールト・フォン・ビューレン、ゲアハルト・フォン・ヴィルデンベルク、Sifridus comes de Wedegenstein; Humoldus marscalcus Westfalie, Gozewinus de Rodenberg, ...

この協定は基本的にヴェーザー以西における大司教の優位を確認する内容のものである。双方はヴェーザー、ヴェッラ（ヴェーザー上流部）を高権領域の境界として確認し、ブラウンシュヴァイク大公は、ヴェーザー以西をケルン大司教のヴェストファーレン大公領として、この領域における大司教のレーエン高権と築城高権を認めた。また大公はリッペ以南の大司教の領域、すなわち狭義のヴェストファーレン大公領に対してのみならず、リッペ以北のオスナブリュック司教、ミンデン司教の領域に対しても、大司教の築城高権を承認している。それは両司教と大司教の友好・同盟をふまえたものであろう。このような双方の影響圏を相互に確認した上で、3者間のきわめて具体的な軍事援助規定をとまなう相互の友好関係が確認され、同時に、将来の封

臣・領民間の紛争を平和的に収拾するための仲裁者団が設けられた。ここでも仲裁者団はいわば平和の連帯保証人として、義務遂行のために両勢力の境界に位置するヴェーザー河沿いの都市、ヘクスターにおいて自主的軟禁状態に入るのである。

小括

このようにケルン大司教コンラートは、下ラインにおいては自らのイニシアティヴによりラント平和同盟を形成し、ヴェストファーレンではオスナブリュック司教と攻守同盟を結び、さらにパーダーボルン司教を屈服させ、ブラウンシュヴァイク大公に対する優位を保ち得た。それによって大司教権威の下に、リッペ以北をも含む、下ライン・ヴェストファーレンの一体化が促されたことは明らかであろう。しかしケタリングのようにこれをもって、ヴェストファーレン大公領を追求する大司教の領域政策の完成と考えることはアナクロニズムである。たしかにコンラートは、ライン右岸のザイン伯領や帝国領（修道院）エッセン、ドルトムント市に対する支配（影響力）の獲得・強化等により、ライン左岸の領邦から右岸、リッペ以南の領域（狭義のヴェストファーレン大公領）の連続性を創出した。しかしそれはいわば個々の領域を点と線で結ぶものに過ぎず、ライン・ヴェーザー間の領域支配ではない。この地域は13世紀には、自立的領域支配の確立、あるいは拡大強化をめざす聖俗諸侯、貴族のせめぎ合う場となっていた。大司教コンラートの権威による下ライン・ヴェストファーレンの秩序は見てきたとおり、絶えざる紛争の中での交渉と妥協による利害調整と和解、そしてこれらが生み出す多面的な友好と同盟の複合的な関係形成の結果、大司教の相対的な優位のもとに成立したネットワークたるにとどまると言ってよい¹⁵⁾。

コンラートの没後1260年代には、後任大司教の下で一連の紛争により1259年のラント平和は意義を失い、大司教と下ライン・ヴェストファーレンの諸侯は引き続き、繰り返される紛争の中で、各々自身に有益な平和と同盟の可能性を追求することになる。

V ケルン大司教エンゲルベルト 2 世 (1261-74) 時代のドイツ北西部

(1) 大司教の同盟策

大司教コンラートの後を襲ったエンゲルベルト 2 世 (フォン・ファルケンブルク) は同時代の年代記等でも概して政治的才覚のない人物として描かれているが、エンゲルベルトが下ラインの領邦政策に重点を置き、ヴェストファーレンでは同盟の強化に意を用いたことは確かである。エンゲルベルトは1262年1月にパーダーボルン司教ジモンと終身の相互援助同盟を結んだ¹⁾。この協定には大司教とジモンの出身家であるリップペ家および親族の紛争を平和的に収拾するための詳細な規定が含まれ、また大司教によるジモンの親族への不当な攻撃に対しては、司教は彼らを保護する権利を持つとされている。さらに双方の臣民、封臣の間の紛争を仲裁するため4人、そして10人の二段階の仲裁者団が双方から選ばれる。なおこの相互援助は、パーダーボルンと友好関係にあるユーリヒ伯とミュンスター司教に敵対する場合は例外とされている。

さらに1263年9月には大司教エンゲルベルトは、アルンズベルク伯ゴットフリートと次のような攻守同盟を結んだ。

⑮ 1263 9.2 UBNR II-1130

ケルン大司教エンゲルベルト 2 世とアルンズベルク伯ゴットフリートは攻守同盟を結び、大司教は伯にネハイム村を壁で防備することを認めた。

私たちケルン大司教とアルンズベルク伯は、同盟と友好の和合および相互援助の結合と協定 *federis et amicie unionem ac adiutorii mutui vinculum atque pactum* を以下のように結んだ。

私、アルンズベルク伯はケルン大司教とその教会を攻撃し、苦しめる全ての者に対して大司教と教会を援助することを誓約により義務づけられる。しかしパーダーボルン司教ジモン、血縁であるマルク伯エンゲルベルト、私と同族であるリップペ家の父子、やはり同族であるヴァルデック伯ハインリヒ、そしてラフェンスベルク伯オットー、これらの人びとに敵対しては私の名誉を保ったまま行動することはできない。

私、大司教は私の家臣たちの助言により、私に対してなされる伯の誠実な義務づけを受け入れることを望み、またこの好意に対して忘恩と思われないう、伯にネハイムに圜壁 oppidi munitio を設けることを認める。ただし次の聖ミカエルの日から4週間を経るまで着手してはならない。しかしもし件の圜壁が私と教会にとってあまりに大きな圧迫になるように思われたら、伯に[圜壁設置中止の]代償として400マルクを与える。このことの保証として... 支払いの時期は... もし私が伯に約束した金額を期日までに払わなかったら、また私がこれを無視したら、伯は自由に圜壁を設けることができる。

また伯に次のことを約束する。彼に対する不正な攻撃に対して、彼の要請に応じて1ヶ月以内に、迅速な裁きをなさしめる。もしそうした者たちが不正を止めようとしなければ、私は伯がその権利を追求することを、この権利を否定する者に対して援助する。しかしミュンスター司教ゲアハルト、パーダーボルン司教ジモン、オスナブリュック司教バルドゥイン、さらにナッサウ伯オットー、ベルトールト・フォン・ビューレンとその同名の息子は除外する。これらの人びとに敵対して伯にいかなる援助も行わない。私、すなわち伯と私の子孫がもし圜壁を建設したら、大司教の家臣、また大司教の城代やミニステリアーレンの家臣 homines をこの圜壁守備のために受け入れたり、滞在を強要したりすることはない。大司教と伯はこの全ての、そして個々のことが真実であることを証言し、その証拠と保証のためにこの文書に我々の、そしてパーダーボルン司教、ディートリヒ・フォン・ファルケンブルクの印璽を付して強化する...

この相互援助の協定においても、アルンズベルク伯はパーダーボルン司教、マルク、ラフェンスベルク、ヴァルデック伯、リッベ家を、大司教は同じくパーダーボルン司教に加えて、ミュンスター、オスナブリュック司教などを、援助を要する敵対者から除外している。このことからこの時点のヴェストファーレンには、両者がともに挙げるパーダーボルン司教をふくめた3者間の同盟（ないし友好）関係が存在し、これに加えて各々に除外された聖俗諸侯、貴族が結びつくというネットワークが存在したことがわかる。

しかしこの潜在的敵対関係をも含むネットワークは、まもなくマルク伯とケルン大司教のフェーデにより分断の危機に陥った。このフェーデはマルク伯のベルント・ビ

ッターなる役人（騎士）がゾースト市民を殺害したことから始まった。大司教は多数の騎士を召集してエッセンとイーゼンブルクからマルク伯領を繰り返し攻撃し、村や教会を焼き討ちした。マルク伯も同様にして応戦するなかで、ベルント・ビッターは大司教側に捕らえられ、ゾースト市民により殺害された²⁾。このフェーデは次の和解協定のように収拾された。

⑩ 1265 5.1 WUB 7, 1184; UBNR II-551

マルク伯エンゲルベルトは、生じたフェーデについて、ケルン大司教エンゲルベルト2世およびゾースト市民と和解し、都市ウンナ、カメン、イザーローンをこれ以上強固に防備しないことを誓約した。

私、マルク伯エンゲルベルトは、ケルン大司教エンゲルベルトとその援助者たちの間で生じた争いが、私の助言者、友人たちの仲介により *mediantibus nostris consiliariis et amicis* 以下のように完全に解決された。

私はケルン大司教が存命の限り、その許可と同意なしに都市ウンナ、カメン、イザーローンを現状以上に防備したり、強固にすることはない。私が捕らえた大司教の領民および[大司教が捕らえた]私の領民は、ふさわしい節度ある額の費用を支払った後に釈放される。大司教およびその援助者によってこれまで私に加えられた損害については[賠償を]一切断念する。私がこれまで大司教の村と領民に対して行ってきた賦課 *exactiones* は、まだ受け取っていないものは放棄し、以後は要求しない。

この争いの間に殺害された領民に関しては、貴顕、貴族の間に生じた争いの和解においてはこれが法であるように、私、私の家臣、友人たちによっていかなる報復も企てられてはならず、完全に和解すべきである。

もし私の封臣の誰かが大司教への奉仕のゆえに私からの封をあきらめねばならなかったら、あるいは私への配慮から封を他の方法で得ていたとすれば、彼らは今後はそのような封を回復され、このことで以後は圧迫されることはない。

大司教の援助者であったゾースト市民との争いについては、以下のように和解した。相互に加えあった損害については相互に[賠償を]断念する。フランスの兄弟 *fratres dicti Vrans* が

ゾースト市民ヨアヒムに対して行っていた訴えは、その封主のもとにもたらし、そこで封主の面前で裁判を受け、法の判決によって定められたとおりにすべきである…。以上の全てのことを遵守するよう、私の兄弟ミュンスター司教ゲアハルト、ディートリヒ・フォン・ファルケンブルク、そして私の印璽を付してケルン大司教に渡す。

この和解のために仲裁した人物はマルク伯の助言者、友人たちとされているのみで、とくに記名されない。マルク伯のために取りなしを行うヴェストファーレンの有力者はいなかったということであろうか。あるいはこの文書に印璽を付したマルク伯の兄弟であるミュンスター司教が、同じく印璽を付した大司教の出身家のディートリヒ・フォン・ファルケンブルクとともに、各々両当事者に関わりのある人物として仲裁をリードしたのかもしれない。ともあれこの和解においてマルク伯は、ケルン大司教領（ヴェストファーレン大公領）との境界に近い3都市の防備強化を断念し、大司教軍の侵入による損害賠償要求を放棄するなど譲歩を強いられた。殺害された領民についての報復禁止は復讐断念誓約（ウアフューデ）を思わせるが、フューデの和解には人的、物的な被害を相互に赦し合うことが不可避であった。この後和解の強化のため、大司教の姪であるファルケンブルク家のエリーザベトとマルク伯エンゲルベルトの婚姻が取り決められている。

（2）チュルピヒの戦いにおける大司教の敗北

1267年9月30日、ノイスに集まりラント平和について協議していた、1259年のラント平和同盟のメンバー、ユーリヒ伯、ゲルデルン伯、ベルク伯、ゲルラハ・フォン・イーゼンブルク、ケルン市民らは、出席したケルン大司教に不法な関税の廃止を促し、この件について裁定者をたてたが、大司教はその裁定に従うことを拒否した。さらに大司教は同日のうちに、ジンツィングの帝国領をめぐって対立を深めていたユーリヒ伯ヴィルヘルムにフューデを宣告し、この地を占領した。

同年10月18日、ケルン大司教はユーリヒ伯領に侵入した際、その境界に近いチュルピヒ付近でユーリヒ伯およびその同盟者と遭遇し、戦闘の結果、大司教とその同盟者、パーダーボルン司教と従軍した多数の者が捕虜になった³⁾。このときクレーヴェ伯デ

イートリヒの他、ヴェストファーレンの大半の有力貴族はケルン大司教側で戦った。すなわち大司教の兄弟ディートリヒ・フォン・ファルケンブルク、オスナブリュック司教ヴェデキント、パーダーボルン司教ジモン、その甥リートベルク伯フリードリヒ、同じく甥のリッペ家のジモン、ベルンハルト、ヘルマン、後のケルン大司教であるマインツの聖堂参事会長ジークフリート・フォン・ヴェスターブルクとその兄弟ハインリヒ、そしてハインリヒ・フォン・ザイン (=シュボンハイム)、アルンズベルク伯ゴットフリート、マルク伯エンゲルベルト、ラフェンスベルク伯オットー等であり、またユーリヒ伯側ではケルン市民、ゲルデルン伯オットー、ベルク伯アドルフ、ミュンスター司教ゲアハルト、ユトレヒト司教ヨハン、リエージュ司教ハインリヒであった。ヴェストファーレン諸侯との同盟関係を恃んで下ライン諸侯に対抗するというケルン大司教の戦略は従来からのものであるが、この度は明確にヴェストファーレンと下ラインの諸侯、貴族は各々まとまった党派として大司教エンゲルベルトとユーリヒ伯に付いたのである⁴⁾。

ミュンスター司教のもとに捕虜として拘禁されていたパーダーボルン司教ジモンは、1269年1月にミュンスター司教と和解協定を結んで釈放されたが、大司教エンゲルベルトは3年半にわたり、ユーリヒ伯の城塞ニデッゲンにおいて虜囚生活を強いられることになる。釈放が遅れたのは、エンゲルベルトがユーリヒ伯の示す条件に容易に同意しなかったからであり、また派遣された教皇特使が伯への教会罰にこだわり、賠償金による釈放を認めようとしなかったからでもある。これまでも幾度か大司教とケルン市民の間の仲裁を行ってきたアルベルトゥス・マグヌスがこの度も、聖務執行停止等で危機状態にある領民司牧の優先をうたえて大司教エンゲルベルトを説得し、1271年によりやく大司教は釈放条件に合意して自由の身となった⁵⁾。パーダーボルン司教とミュンスター司教の和解協定は次のようなものである。

⑭ 1269 1.27 WUB 3, 826

パーダーボルン司教ジモンとその甥リートベルク伯フリードリヒはミュンスター司教ゲアハルトと平和協定（和解協定）を結んだ。

パーダーボルン司教ジモンは以下のことを知らしめる。私とリートベルク伯フリードリヒ、そしてミュンスター司教ゲアハルトの間に和解の内容が取り決められた。私は自発的に誓約し、福音にかけて次のように誓った、すなわちミュンスター司教とこの件に関わったその部下たち、友人たちが私を捕え、拘禁したゆえに科された破門、その他の判決から、また教皇庁のあるいはその他の派遣裁判官による圧迫からも、同司教とその部下たちを、パーダーボルンの聖パウロ修道院の院長とリップのプロプスト、ルトフリートおよびその兄弟の司祭H.とその仲間を捕え、院長の財産を奪った者たちとともに、来る聖ミハエルの日までに、可能な限り早く解放し免除する。もしこれができなければ、聖ミハエルの翌日3人の騎士...とともにゾースト市に入り、前述のことが実行されるかあるいは、3000マルクをミュンスター司教に罰金として私が支払うまで、騎士ともどもここにとどまる。

もし私が誓約を破り、あるいは3人の騎士またはその何れかが誓約に違反したら、以下の人びとが私たちの代わりに誓約により、自分たちを本来の債務者とすることを約束した：ラフェンスベルク伯オットー、ツィーゲンハイン伯ゴットフリート、リートベルク伯フリードリヒ、ダッセル伯ルードルフ、リップ家の兄弟ベルンハルトとヘルマン、ルードルフ・フォン・シュタインフルト、パーダーボルン教会の6人の参事会員... パーダーボルン教会とコルフアイ修道院の12人の騎士、ミニステリアーレン... 彼らは前述の人びととともに誓約の上、これらのことが遂行されるようにすること、さもなくば、リップシュタット市に入り、前述のことが遂行されるか、3000マルクが完全に支払われるまでそこから退出しないことを約束した。

また私は誓約により次のことを約束した。私が拘禁から釈放された日から15日以内に、この和解の内容を私の、そしてパーダーボルンの聖堂参事会の開封文書により公認し、個々の項目を通じて、私の自由な意志により更新する。また前述の貴族、聖職者、騎士の誰かが死亡したら、まだ義務が履行されていなければ15日以内にふさわしい者をかわりに同地に入れる。

私は誓約により約束した。私は封臣の誰にも、他の訴訟やフェーデにおいてミュンスター司教ゲアハルトの利害に反して助力しないし、いかなる援助によっても支えることはない。またオスナブリュック選任司教ヴィデキント、マルク伯エンゲルベルト、ヴァルデック伯アドルフに敵対して何人をも助力しない。しかしラフェンスベルク伯オットー、ホヤ伯ハイン

リヒ、リートベルク伯フリードリヒ、ベルンハルトとヘルマンのリッペ家の兄弟、ルードルフ・フォン・シュタインフルト、ベルクのフォークト、ハインリヒに関しては、フェーデが第一に彼らに関わる場合は、私には彼らを援助することが許される。

また私は誓約し約束する。私のパーダーボルンの都市、司教区においていかなる裁判官によれ、ミュンスター司教ゲアハルトとその支持者に敵対する強制や判決の執行がなされることを許さない。

また私は誓約し約束する。私がミュンスター司教と司教教会に加えた損害の賠償、および私の甥のリートベルク伯フリードリヒの釈放のために、私はミュンスター司教に1500マルクを下記の期日までに支払う。釈放されてから6週間以内に600マルクを、続く10週間以内に450マルクを、そして続く10週間以内に残りの450マルクの支払いを完済する。もしこの金額が全額、あるいは一部でも支払われなかったら、私はアルンズベルク伯ゴットフリートとともにミュンスター市に入り、さらに彼とともにHermannus de Nehem, Rocherus de Elvereが、そしてラフェンスベルク伯オットーとともに... ホヤ伯ハインリヒ...ベルンハルト・ツア・リッペ... 騎士... が入る。彼らは全て、個々に、誓約によりこのことに義務づけられる。またパーダーボルン教会の6人の聖堂参事会員、... が、パーダーボルン教会とコルファイ修道院の20人の騎士、ミニステリアーレンとともに入る。彼らは皆、誓約により自身を第一の債務者として市に入り、件の金額が支払われるまで退出しないことを約束する。また彼らは自分たちの分担金を払うまで釈放されないし、帰還しない。

また誓約し、約束する。この義務からの免除を教皇から、あるいは国王から、あるいは他の誰からも獲得することはないし、また獲得させることはない。もしそうしたことが実現されても、私と上述の人びとは前述の協定の義務の下に、教皇陛下も誰も、教会法、あるいはローマ法の救済によって我々を何ら解放することはできないことを認める。

また私は誓約により約束する。あらゆる不正な加害行為をやめ、パーダーボルン教会とヘアフォルト女子修道院の間でこれまで続いてきた、同修道院の免属をめぐる争いが教皇により裁定されるまで、同修道院長とその修道院を[加害行為から]解放する。

ミュンスター司教とその教会、封臣と、私と私のパーダーボルン教会およびリートベルク伯フリードリヒの間で生じていた、Wibelereと呼ばれる森林の境界と権利をめぐる争いは、来たる聖ヤコブの日までに、双方からこのことのためにふさわしいと認められた6人の人々

により裁定されるべきである。彼らは隣人、知人を呼び、真実を徹底調査し、このことについて誓約をおこなった上でこの争いを裁定すべきである。

また私、私の教会、そして私の血縁、友人も、私の拘束とそこから私やその教会に生じた困難について、ミュンスター司教ゲアハルト殿、あるいはその友人たちに決して裁判を追及（訴えること）してはならない。しかしもし私がミュンスター司教ゲアハルト殿とその封臣たちの、前述の裁定と負担からの免除が得られる前に死んだら、私の保証人たちは彼らの負担分については解放されるが、私のパーダーボルン教会は私の死の前であれ後であれ、前述のことに決して決して裁判に訴えてはならない。

パーダーボルンのプロプストと聖堂参事会によるヴィデキント・フォン・シュヴァレンベルクへの Rischenowe と称する都市の授与ないし[所有の]回復は正当なものと認める。このことを確かなものとするため、私はあらためてこの所領を彼の相続人たちのために寛大に確認する。しかし前述の Wibelere にかつて給与の担保として、このことについてつくられた定めによって入質された所領と十分の一税については、ヘルマン・ツァ・リップペ殿が私の前で下し、陪審によって承認された判決により、Wibelere の相続人が抵当として保有すべきである。

上述の項目の各々について確認されたものは各々、ミュンスター司教ゲアハルト殿が彼の開封文書によって確認することを求められる。証人として前述の印璽を持つ人びとの証言によりこの文書は強められる。他の自分の印璽を持たぬ人びとは他の保証人の印璽で満足する。

この長文の和解協定には極めて多くの人々が様々な形で直接、間接に関わっていることが見て取れる。とりわけパーダーボルン司教が合意したその釈放条件の遵守に協力し、連帯責任者のごとき義務を負う多数の、また様々な身分の人々が注目されるところである。敵対者に科された破門の解除に責任を負ったのは、3人の騎士に続いて、ラフェンスベルク伯、ツィーゲンハイン伯、リートベルク伯、ダッセル伯、リップペ家、ルードルフ・フォン・シュタインフルト、パーダーボルン教会の参事会員、パーダーボルン教会とコルファイ修道院の12人の騎士、ミニステリアーレンであり、彼らはその義務遂行のため、各々ゾースト、リップシュタットに集められ、拘束されるのである。

る。さらにミュンスター司教への賠償とリートベルク伯の身代金の支払い不履行の場合の連帯責任者として、アルンズベルク伯、ラフェンスベルク伯、ホヤ伯ハインリヒ、ベルンハルト・ツア・リッペ、Hermannus de Nehem, Rocherus de Elvere、パーダーボルン教会の聖堂参事会員、パーダーボルン教会とコルファイ修道院の20人の騎士、ミニステリアーレンなどが挙げられている。これら連帯保証人には当然ながらケルン大司教、パーダーボルン司教と友好、同盟の関係にあった者やその封臣、聖職者たちが中心であるが、それ以外の人々も加わっているようである。違反に賠償を科すよりも以前に、立場を異にする人々をも和解とその保証の体制の中に引き入れることにより、まず協定遵守を促すことが肝要だったのである。

他の協定でも見られた、敵対と同盟における除外規定については、パーダーボルン司教はオスナブリュック司教、マルク伯、ヴァルデック伯に敵対する援助行為をしないこと、ラフェンスベルク伯、ホヤ伯、リートベルク伯、リッペ家の兄弟、ルードルフ・フォン・シュタインフルト、ベルクのフォークト、ハインリヒに関しては、援助を優先しうることを謳っている。当然ながらこのような敵対からの除外者の記名は、当事者の背後にある友好と同盟のネットを示唆する。したがってここでもチュルピヒの戦闘までの同盟、援助の関係がほぼそのまま存続し、かつミュンスター司教も、パーダーボルン司教のこうした同盟関係に配慮しているのである。敗北と捕虜化がもたらしたはずのパーダーボルン司教の劣勢は、賠償を義務づけはしたが、従前のネットワークを完全に分解させることはなかった。

ではケルン大司教エンゲルベルトの和解についてはどうか。前述のように、1271年の春にようやく大司教はユーリヒ伯により釈放されるが、その際まず4月11日にケルン大司教はユーリヒ伯ヴィルヘルムに釈放後2ヶ月以内に、もし自分が釈放条件（和解協定）に反したら、記名された騎士やヴェストファーレンの都市が自分に助力しないと約束させることを確認した⁶⁾。さらに大司教は4月16日にはフェーデにおいて戦ったケルン市民と、次のような和解協定を結んだ。

⑱ 1271 4.16 UBNR II-607

ケルン大司教エンゲルベルト2世はニデッゲンにおける虜囚からの釈放に際してケルン市民

と和解し、これまでのすべての争点を調整した。

... 大司教は以下のことを知らしめる。すなわち大司教はケルン市民と完全に和解した。原因が何であれ、私が彼らに対してこれまで抱えていた、あらゆる侮辱、不興、違反、遺恨、嫌厭、憎悪と怒りを、都市全体に対するものであれ、個々の市民に対する個人的なものであれ、彼らとともに、和解において放棄する。そして私に加えられたすべての損害と、私と市民およびケルン市の間で問題になっている債務の訴訟（取り立て）を断念する。さらに、私の兄弟、ディートリヒ・フォン・ファルケンブルクおよび彼とともに同市民によって殺され、あるいは捕らえられた人々の死の故に私が彼らに対して抱えている敵意をも放棄する。もし前述の私の兄弟の息子ヴァルラム、あるいは彼とともに殺されたり、捕らえられたりした者たちの相続人や友人たちが、彼らに対して加えられた殺害や捕縛、追放への報復として、ケルン市民たちに対して何らかの面倒を加えようとするなら、私は私の裁判区および支配下ではこのようなことは決して許さず、さらにそのような不正な、ふとどきな者を私の領域から追放するであろう。なぜなら私は私の権力の下にあるすべての人々があらゆる平和を享受することを望むからである...

ケルンのフォークトでケルン市民たちに敵意を持つゲアハルトが市民たちに人的に、あるいは財産略奪によって危害を加えることも許さない。もしゲアハルトがケルン市民に対して何らかの不満をもつなら、私のケルンの宮廷における仲裁または裁判によって解決する *per amicabilem compositionem vel iustitie exhibitionem in palatio nostro Coloniensi terminabimus*. すなわち私はすべての人々に正義（裁判）*iustitiam*を示すつもりであり、私の全ての人々が正義（裁判）の範囲内で *limitibus iustitie* 満足することを望むものである。私の血縁にして臣たる *Th. dominus de Heimesberg* がケルン市民を圧迫している原因である負債の問題は、もし仲裁 *amicabilis compositio* によって解決できなければ、ケルンの私の宮廷の裁判によって解決されることを望む。

また私はケルン市民を、私の支配の領域内においてあらゆる不法や攻撃から守ることを約束する。また私の支配領域外で、ケルン市民に何らかの理由で攻撃を加える者があれば、可能な限りそのような攻撃を妨げる。またケルン市の近傍には、私の就任以前に建設されていたものを除いて、あらたに城塞を設けないことを約束する... 私の領域においてケルン市民

から、水路陸路において関税や賦課を徴収することはない。ノイスの私の関税はケルン市民の財産であり、市民は自由にこれを通過できることを約束する...

私とケルン市民の間の全ての争いごとが収められるように、件の市民たちと私の間の係争あるいは争いが何であれ仲裁により *amicabilis compositio* 解決されたら、私はそれらを裁判に召喚はせず、そのような仲裁に満足する。私はこのような平和のなかで臣民を統治するつもりであるゆえ、何人かの、市民についての偽りの、不正な助言は聞く耳を持たない。そのようなことによって不和の種が播かれるのであり、またそれは敵意ある人の毒麦を上から播種することである。

私はまたケルン市と市民たちとの和解を保つつもりであり、彼らの全ての自由、特権、財産と古くから認められてきた良き慣習の保護者にして、これを増大させる者たろうと望み、志すものである... また格別の恩顧により、ケルン市民の負債の軽減のために、彼らに有益と思われる仕方で、負債が完済されるまで、財産評価税 *assisia* と俗称される税を、市内における市民の財産に対して課すことを認める。しかしこの税からは、それが *mailpenning*, *birpenning* と俗称されるものについては、外部の聖職者、教会の財産は免除される。

腐敗を引き起こした古い酵母（ビール）が浄化され、私とケルン市民の間の望まれる平和と和合が愛護されるように以下のことを約束する。すなわちルートヴィヒ・フォン・モレンガッセン... その他の彼らの同類は、かつてケルン市民であり平和と和合を損なった者である故、私の支配下の、そして裁判区の城塞、町、都市、村から追放し、ここに戻ることを、何人かにより受け入れられ、留められることを許さない。そして彼らに対しては、法的になし得る、そしてなすべき限りの措置をとる。

しかしまた残念ながら、何人かの聖職者、とくに *Henricus ecclesie s.Columbe in Colonia*, *Throdericus plebanus in Mundorp*, *Theodericus sacerdos*....らはケルンの市民と都市に対する裏切りの嫌疑がかけられているので、私は以下のことを約束する。すなわち、彼らがケルン市民と和解するまでは、私の司教区に留まることを許さず、彼らの教会の処置については、その教会の教区民の魂の救済に有益と思われる仕方で、他の者を通じて処置する、あるいは処置するように命じる。

これまでケルン市と市民たちを苦しめていた危機の故に、ケルン市民は彼らと市の安全のために、幾人かの領邦君主 *domini terre*、すなわちユーリヒ伯、ベルク伯、カッツェンエル

ンボーゲン伯、ベルク伯ヴァルラム、その他の貴族、騎士を自分たちの同市民 concives とし、彼らとその相続人たちに世襲の収益を与え、支払うことを約束していたので、私は、前述の伯、貴族、騎士とその相続人たちに対して、あるいはケルン市民に対してこのことを禁じはしないし、このことの故にケルン市、あるいは市民たちに厳しく対処することはない。

... 私の拘禁に関して、ケルン市のために釈明した人々に対して、私の権威において下された判決を撤回する。またケルン市と市民に対して私の権威によって行われた判決は何であれ、全て撤回する...

私はケルン市民と完全に和解することを志すゆえ、いかなる疑念も私に向けられないように、かつてのレーゲンスブルク司教であるドミニコ会士アルベルトゥス、ケルンの代理司教ヴィンリヒ、ユーリヒ伯ヴィルヘルム、ゲアハルト・フォン・ランツクローネを私の自由意志で選んだ。彼らは将来私とケルン市の間で、両者の間に交わされた平和の協定を混乱させ損なうようなことが生じたら、必要に応じて審理を行う。もし彼らが、私があることで前述の平和を破ったとの罪を私に帰すなら、私は躊躇なく私の意思を撤回して償いに努め、ケルン市に戦いを仕掛けたり、前述の人々に対する不満を行為によって示すことは決してしない。もし彼らがケルン市の側に罪を見いだしたら、ケルン市は彼らの仲裁により arbitrio、私に償いをなす。またこの仲裁が長引かないように、あらゆる異論を超越していると見なされる前述の人々は、要請を受けてから15日以内に、私とケルン市の法により前述の罪に関して裁定を下す義務を負う。

以上の全ての、そして個々のことが確かに維持されるよう、私は自身の誓約により、全てのことを心より誓い、また守ることを約束する。このことの証拠および永遠の確実性のために、この文書を私の印璽で強め、また前述の尊師、ドミニコ会士アルベルトゥス殿、ケルンの代理司教ヴィンリヒ、ユーリヒ伯ヴィルヘルムとゲアハルトに、私とケルン市の間の調査の権限を引き受け、彼らの印璽をこの文書に証拠として付すように依頼した。

私たち、ドミニコ会士にして前レーゲンスブルク司教、アルベルトゥス、代理司教ヴィンリヒ、ユーリヒ伯ヴィルヘルムとゲアハルト・フォン・ランツクローネは、ケルン大司教エンゲルベルト殿の依頼により前述の権限を引き受け、前述の全ての、そして個々のことに立ち会っていたので、この文書に私たちの印璽を付した。

1271年、復活祭の週の後の金曜日

自治をめぐるケルン市と大司教の絶えざる争いと緊張関係の中で、1258年にはアルベルトゥス・マグヌスにより市民側に有利な仲裁が行われたが、以後も前節でその領邦政策について述べた大司教コンラートは、市内の都市貴族とツンフト市民の対立に乗じて自身の影響力維持に努め、その晩年（1259-61年）にはほぼケルン市を支配下に置いていた⁷⁾。しかし大司教の優位はエンゲルベルトの敗北により脆くも崩れたのである。

このたびの和解もアルベルトゥス・マグヌスの大なる威信と影響力によるところが大きい。そのおそらくかなりの犠牲者や被害をともなったであろうフェーデの清算のため、大司教は市民との和解への意思と君主としての寛容を強調したうえで、自身とその兄弟（ファルケンブルク家）、封臣、従者による報復やあらゆる加害行為の放棄と禁止、市民の権益保護を確認した。さらにケルン市は関税免除、財産税徴収権、周辺諸侯、貴族との市外市民契約を認められるなど、多くの特典を得たように、大司教に対する完全な優位が確認された。大司教による市民に対する過去の判決は撤回され、以後の両者の間の紛争は仲裁・和解または裁判に委ねられる⁸⁾。また今後の紛争再燃において迅速にこれを解決する、大司教が選んだ仲裁者団には、アルベルトゥスに加え、このフェーデの主導者であったユーリヒ伯が含まれている。ケルン市民と大司教の紛争は一都市とその支配者の問題にとどまらず、前述の市外市民契約が明示するように、下ライン地方の諸侯関係に波及する可能性があったからである。

同日、大司教エンゲルベルトはケルン司教区やケルン市の聖職者に、彼が（ユーリヒ伯やケルン市への教会罰を命ずる）教皇特使ベルナルドの措置の取り消しを求める上訴を行ったことを伝え、ユーリヒ伯やケルン市民を破門から解除した。また同時に、ユーリヒ伯に計400マルクの賠償金を支払うことを確認している⁹⁾。高位聖職者の長期捕縛を教会法により断罪しようとする教皇の原則的対応よりも、現実政治的判断が優先されたのである。1272年に教皇グレゴリウス10世は大司教を、このような釈放時のユーリヒ伯らに対する諸義務から解いたが、大司教にはこの教皇の決定を利用してあらたにフェーデを行う余力はなかった¹⁰⁾。このフェーデを通じて下ラインではユーリヒ伯、ヴェストファーレンではミュンスター司教の優位が明らかとなり、またケルン

市の大司教からの自立化がさらに進んだ。以後その没年まで大司教エンゲルベルトには、このような諸侯間秩序を揺るがす大胆な領邦政策のための余力はなかった。

小括

以上のように、大司教コンラートの時代に実現された、下ライン、ヴェストファーレンの諸侯ネットワークにおける大司教の優位は、同エンゲルベルト2世の下で失われた。しかしそれはもちろん紛争後の和解協定が示すように、ネットワークの崩壊ではなく、その中での大司教権力の後退に他ならない。和解とその保証のために多数の諸侯、貴族が関わっていたように、紛争後の両地域における政治秩序も、交渉と合意に基づく諸侯間関係を基調とするものであった。いうまでもなく「大空位時代」の北西ドイツにおいて、諸侯の紛争、紛争解決、同盟の共同行為の中に王権が関与することはない。高位聖職者の長期監禁という事態に干渉しようとする教皇権も、さほどの影響力を持ち得なかったように思われる。

VI ケルン大司教ジークフリート（1275-97）時代のドイツ北西部

（1）大司教の同盟推進と反大司教同盟

大司教エンゲルベルトの死後、最も有力な後任候補であったベルク伯家出身のコンラート（マリエングラード修道院長）を退け、マインツ大司教、国王ルードルフ、そして教皇の支持を得て大司教位に就いたジークフリート・フォン・ヴェスターブルクは、戦士貴族のごとき身体と気質をそなえていたと言われる。ジークフリートが自身の課題と考えたのは、前任大司教がその領邦政策における紛争を通じて失った権益の回復であり、そのためジークフリートはさしあたり同盟の拡大強化に努めた。1275年4月（以降）、ジークフリートはブラウンシュヴァイク大公アルブレヒトと同盟を結んだ。

①9 1275 4.7/1279 8.15 WUB 7, 1520

ブラウンシュヴァイク大公アルブレヒトはケルン大司教ジークフリートと、両者の全ての争

いを仲裁する人々を各々3人ずつ選び、同盟した。

私、ブラウンシュヴァイク大公アルブレヒトは以下のことを認め、確認する。私とケルン大司教は友好の同盟を維持するために以下の協定を結んだ。大司教の側からはベルトール・フォン・ビューレン、騎士ヘルマン・フォン・シュパイゲル、ヴェストファーレンのマルシャルの3人を、私の側からはルートヴィヒ・フォン・ロルストルプ、ハインリヒ・フォン・ヘンバー、ゲッティンゲンの私のフォークトを選び、この6人は誓約の上、私たちと、私たちの封臣たちの間で生じ、また今後生じるであろうあらゆる問題を仲裁により、あるいは法により裁定すべき *decidere debeant in amicitia vel in iure* ことを約束した。彼らは要請を受けたら15日以内にヘクスターに入り、問題を解決するまでは出ない。あるいは少なくともそれ以上に公正で正しいことは見いだせないという裁定を公にするまで。そして彼らがケルン大司教または私がなすべき賠償を示したら、私たちは一ヶ月以内にこれを支払う。さらにこの6人は私たちと私たちの領地に有益な全てのことを取り決め、定める完全な権限を持つ。

また友好同盟 *amicicie fedus* を維持するために次のことを加える。すなわち、もしケルン大司教に対して不正な行為を行い、逃亡のために私の領地に来る者があれば、その者を城塞や砦など私の支配領域のどこであれ受け入れ、とどまらせてはならない。またケルン大司教も私に対して同様である。また領地の利益を考慮し、ケルン大司教、およびリンブルク大公とともに道路を平和にし、全ての商人や商品、取引のために路上にとどまり、往来する人々のために、共同の権威により平和に配慮する。

この平和を守るために誓約により私たちは約束する。もしある者が路上の平和を無謀にも侵すことを企てたら、私たち両方を攻撃したことになり、このような企てに報復するために私たちは歩調を合わせて行軍するであろう。もしケルン大司教が私に援助を要請するなら、私は自身で、そして大司教が望むならわたしの封臣を派遣し、大司教は私、あるいは私の封臣たちがヴェッラ河の地域と大司教の領地に滞在する間、その費用をまかなう。私はもしケルン大司教に援助を要請したら同様に自分で、または私が望むなら、大司教は彼の武装兵士を派遣すべきである。そして私は大司教とその軍をヴェッラ河のこちら側で私の領地に滞在する間、私の費用でまかなう。またもし略奪の拠点となり、路上略奪者と略奪物が留まって

いる城塞の包囲を行うときには、占領された場合城塞が完全に破壊されるように城塞とその人々に対する判決を下すべきである。そしてこの城塞を再建したり、略奪者からの和解を受け入れたりすることは、私たちの合意によらない限り許されない。しかしこのことから戦いが生じたら、いかなる損害であれ被った者を援助する。しかしこの戦いに勝利したら、戦利品はそれぞれの双方の武装兵士の数に応じて分配する。私およびケルン大司教自身が立ち会っていた場合には、両者間で均分する。

またケルン大司教およびリンブルク大公はヴェッラ河までの新しい関税を廃止するべきであり、私はヴェッラ河を越える地域の私の領地における新しい関税を同様に廃止すべきである。私たちはこの同盟の規定が損なわれることなきよう、全体として、また個々において遵守することを、いつわりなく誓約により約束する。ケルン大司教と大公は、マース河からヴェッラ河まで安全な通行の保証を与える。私はヴェッラ河を越えて私の領地を通行する人々の安全通行を保証する。

やはりここでも、大司教と大公、およびその封臣たちの間の紛争を解決する仲裁者団の設置が冒頭に記されているように、紛争の予防ないし平和的处理のための手続きを取り決めておくことは、友好関係の維持に不可欠であった。この度の仲裁者も前掲、1260年の両者の同盟と同様、境界の町ヘクスターにていわば自主的な軟禁状態で紛争処理に集中することになる。また1260年の同盟においてもその境界とされた、ヴェッラ河を挟む地域における相互の軍事援助が、費用負担をも含めて確認されている。

より重要なのはライン以西、マース河地域の諸侯であるリンブルク大公をも加えて、マース河からヴェッラ河、さらにヴェッラ河以東のブラウンシュヴァイク大公領に至る地域の道路・通行（商業）の平和と安全（新関税の廃止）を相互に保証し、それにより広域的な平和の維持に配慮していることである。この意味で、この協定は一種のラント平和同盟の性格をも持つものである¹⁾。前述のように、このような商業交通の広域的な安全保障はこの地域の諸侯の共通した関心であり、諸侯間の友好と協調を促すファクターであった。しかしライン・ヴェーザー間の平和を全体としてケルン大司教の権威により保証するには、なおマルク伯やパーダーボルン司教などこの地域の競合する聖俗諸侯との関係が調整されねばならない。リンブルク大公やブラウンシュヴァ

イク大公との協定のみによって、大司教がこの地域にヴェストファーレン大公としての高権（築城高権など）を貫徹するのは困難であり、平和秩序の維持にはなお他の諸侯の合意を要したであろう。

1275年4月から翌年2月の間にケルン大司教ジークフリートは、ミュンスター司教エーフェルハルトと友好同盟を結んだ。

⑳ 1275 4.8/1276 2.25 WUB 7, 1523

ミュンスター（選任）司教エーフェルハルトはケルン大司教ジークフリートと友好同盟を結んだ。

私、ミュンスター選任司教は知らしめる。私は私のミュンスター教会が、母たるケルン教会と古くから相互の友好 *amicitia* によって結ばれてきたことに鑑み、地域全体のよき秩序のために *propter bonum statum totius patrie*、私の親愛なる縁者でもあるケルン教会の大司教、ジークフリート殿とこの友好を更新しようと望み、私が生きている限りの格別の友好の同盟を、以下のように結んだ。

すなわち私は要請されたときはいつでもケルン大司教とケルン教会を、そのあらゆる敵対者に対して助力する。何らかの理由でこのような援助から手を引くことなく、ケルン大司教が1人のケルン聖堂参事会員の主張により不正なことと見なしたことは、大司教とともに、私の労力と費用で撃退する。

またもし私および私の役人と、大司教およびその役人の間に争いが生じたら、私は私の側から、シュトロームベルクのブルクグラーフ、および当地の城代 *castellanus* オトマール、バイヒハイムの裁判官を私の領域の上部 *partes superiores* について、Hermannus de Daverberg, Wezelum de Leimbeke を下部の領域 *inferiores partes terre nostre* について選ぶ。他方大司教は彼の側から、ベルトールト・フォン・ビューレン、ゾーストのシュルトハイス、ハインリヒ、ヴェストファーレンのマルシャルを上部に、騎士、Rutgerum de Dungele、Theodericum de Withecoven を下部に選び、そしてさらに彼の当地の役人を加える。彼らはこのような争いを裁判または仲裁により *per iusticiam vel amorem* 裁定する権限を持つ。そして私は前述のような争いに関する彼らの両側からの指示と決定に従う。もし彼らのある者

が死去したら、同様にふさわしい人をかわりに補充する。

もし私の血縁や封臣と、大司教のミニステリアーレンあるいは大司教自身の間に争いが報じたら、私は私の血縁、封臣、ミニステリアーレンが、ケルン大司教から裁判または仲裁を受けるように努力する。もし彼らがこれをなすこと、あるいは受け入れることを望まないなら、私は彼らに対してケルン大司教自身に助力する。

これらのことを、しかし私の血縁であるユーリヒ伯とケッセル伯、およびゲアハルト・フォン・ブランケンハイムは除外のうえ、約束する。もしこれらの人々の誰かが、大司教またはその教会に不法なことを行ったら、私はその者を、そのような不法な行為を完全にやめるように説得する。その他、私は誠実に私の労力と費用で、かつてリッペ家、あるいは他の貴族がケルン教会から封として保有しており、彼らの死によって適法にケルン教会に帰すべき所領の回復のためにケルン大司教を援助することにより、大司教に助力する。また、もし前述の封土以外に他の所領を、その所領の[不正な]保有者あるいは彼らの援助者、その他全ての私たちの敵対者に対して、紛争 *conflictum* または他のやり方で私たちが共同で追求するなら、私および大司教と彼らが和解するまで、これらの所領を、私たち双方の封臣の数に応じて、多くあるいは少なく、公平に分割する...

この協定の冒頭部に現れる「地域全体のよき秩序のために」という文言は、それまでの他の和解・同盟の文書には見られなかったもので、二者間の個別的な諸侯関係がヴェストファーレン全体に及ぼす影響を意識したものと言えよう。この協定においては、将来の紛争処理のために双方から選ばれる仲裁者は、おそらくリッペ河を挟む南北の地域区分であろう、上部と下部について別々に人選されている。いわば地域的分業であり、これも経験的な合理性が生み出した工夫と言えようか。またミュンスター司教は、大司教に敵対した場合に司教が大司教を援助する義務を負う者から、ユーリヒ伯らを除外しているが、それらは司教自身の同盟者、関係者として除外されるにとどまらず、伯らが大司教と紛争に陥ったら司教は説得により攻撃を止めさせるとあるように、司教自身が仲裁義務を負った。ここには二者間の協定が第三者との関係をも、除外でなくポジティブに調整することを通じて、諸侯間関係のネットを広げていく可能性が示されているのである。なおこの文書にはリッペ家の有するレーエンを大司教

(ケルン教会)に戻すためにミュンスター司教が支援を約束しているように、協定の主たる敵対者はリッペ家と同家出身のパダーボルン司教ジモンであった²⁾。

しかし大司教ジークフリートの強力な領邦政策は、1276年初めよりヴェストファーレンの聖俗諸侯を結束させることになる。おおやけには大司教が、前任大司教エンゲルベルトが1271年の釈放の際に確認した諸侯に対する義務を履行していないというのがその理由であった。1276年3月24日、パダーボルン司教ジモンはアルンズベルク伯ゴットフリート、ユーリヒ伯ヴィルヘルム、マルク伯エーフェルハルト、ジモン・ツァ・リッペと、大司教ジークフリートにそうした義務の履行を促すために同盟した³⁾。この同盟はさらに、大司教が不正なフェーデによりユーリヒ伯領を攻撃し、また略奪を続けていると批判した。この略奪とは不当な関税のことである。実際、ジークフリートは1277年初にはユーリヒ伯領に対して攻撃を加えている。しかしこの攻撃はユーリヒ伯に対するマルク伯、ベルク伯らの迅速な支援を促すことになった⁴⁾。そこでジークフリートはブラバント大公ヨハンに援助を要請し、1277年2月、大公は仲裁者としてハインリヒ・フォン・ボルテルスハイムとドイツ騎士修道会士ヴォルフアルトを送った。大司教はこの2人に、自身とユーリヒ伯、マルク伯、ベルク伯およびその助力者たちの間に休戦を実現し、ブラバント大公も参加できる和解交渉の準備を進めるための全権を委ねた⁵⁾。

ジークフリートが期待したブラバント大公の軍事援助は得られなかったが、おそらく大公の圧力により3月17日に大司教とユーリヒ伯ヴィルヘルムは、双方が6人ずつの仲裁者を選ぶことにより紛争を収拾することに合意した⁶⁾。しかしこの仲裁人による裁定は実現しないまま両者がフェーデを続ける中、ユーリヒ伯は1278年3月、大司教と同盟していたアーヘン市を攻撃した際に、その二人の息子とともに戦死した⁷⁾。当主を失ったユーリヒ伯家は大司教とのフェーデから後退せざるを得なくなる。他方、大司教はブラバント大公ヨハンと次のような相互援助の同盟を結び、劣勢を覆す展望を得た。

② 1277 3.31 UBNR II-699

ロートリンゲン・ブラバント大公ヨハンは大司教ジークフリートと、かつての領邦間

の相互保護同盟を更新した。

私、神の恩寵によりロートリンゲン・ブラバント大公であるヨハンは現在、未来の人々に知らせる。すなわち、古くから一方ではケルン教会と、かつての大司教ブルーノ、アドルフ、ディートリヒ、そしてエンゲルベルト殿と、他方では私の祖先たち、すなわちロートリンゲン・ブラバント大公たちとその領地の間に、友愛の同盟が結ばれ、いかなる他の人々との友好 *amicitia* も、また不和も、この同盟と友愛の絆を消滅させないよう、同盟は強化されてきた。また私たちは、私と私の領地がこのような同盟と友愛の更新により、様々な不都合から保護されることができると考え、このような同盟と友愛を、私の封臣たちの助言により、ケルン大司教ジークフリート殿とともに更新し、この文書の内容について、件の同盟と友愛をケルン大司教自身に対して守り、また大司教を、あらゆる助言と援助により大司教の権利とその教会の特権において、あらゆる人々に対して全ての力をもって助力することを約束する。そして私の祖先とケルン大司教の前任者たちが義務づけられていたように、また私の祖先たちとケルン大司教の前任者たちの文書においてこれらのことについて明記されているように。私はこれらのことを遵守する義務を負う。このことの証拠と保証のためにこの文書に私の印璽を付す...

この友好・友愛と互助を唱う協定は、何ら具体的な争点の解決、利害の調整に関する文言を含まず、一般的な友好関係を唱う古いタイプの協定であるかの印象を与える。大司教とブラバント大公はその領域を隔てており、ブラバントからラインに至る下ライン地方の商業交通の安全と保護への利害関心を共有していた。この点では他の諸侯との関係を異にする。またそれだけにブラバント大公とケルン大司教は、後述のように国王や他の諸侯との同盟関係による間接的な対立に陥ることはあっても、比較的容易に和解と同盟回復をなし得た。同時にこれも次節に述べるように、ブラバント大公は下ラインの諸侯と大司教の紛争を仲裁する役割をも果たすことができた。しかしこの関係は、やがてマース河以南のリンブルク大公領をめぐる争いになると、現実的な領域的利害にかかわる対立であるゆえに、両者の関係はそれまでと異なる様相を帯びるであろう。ともあれこのブラバント大公との友好関係の確認は、大司教にとって大

きな支えとなった。これに対してパーダーボルン司教ジモンを主導者とする下ライン、ヴェストファーレンの諸侯はドイツ市に集まり、大司教を敵と公言して同盟を結んだ。リッペ家出身の司教ジモンは30年にわたる司教在位の間、述べてきたようにケルン大司教との対立と和解・同盟を繰り返してきたが、その最晩年に再び反旗を翻したわけである。

② 1277 4.7 UBNR II-700

パーダーボルン司教ジモン、ヘッセン方伯ハインリヒ、ユーリヒ伯ヴィルヘルムらはケルン大司教に対して同盟した。

パーダーボルン司教ジモン、ヘッセン方伯ハインリヒ、ユーリヒ伯ヴィルヘルム、ベルク伯アドルフ、ナッサウ伯オットー、マルク伯エンゲルベルト、クレーヴェ伯ディートリヒ、シュボンハイム伯ヨハン、ケッセル伯ハインリヒ、フィルネブルク伯ハインリヒ、リートベルク伯フリードリヒ、リンブルク伯ディートリヒ、ザルミス伯ヴィルヘルム、テクレンブルク伯オットー、... ヴァルラム・フォン・ファルケンブルク、... オットー・フォン・ヴァルデック、ジモン・ツア・リッペ... は知らしめる。私たちは、様々な理由で頻繁に生じている争いを考慮し、誓約によって同盟の絆へと自分たちを結びつけ、現在の戦いにおいて、ケルン大司教ジークフリート殿に対して、あるいはその他の私たちに不正をはたらく者や侵入者に対してその権利を守るために、各々を相互に助力し、援助を提供すること、そして、休戦であれ和解であれ、同盟者の誰かを排除したり無視したりして結ばないことを、自身に義務づけ、約束した。しかしもし私たちとケルン大司教の間に全般的な和解が取り決められ、しかも大司教または他の誰かが、私たち同盟者の一人あるいは幾人かを敵意をもって攻撃するなら、私たちはそのような不正な者たちに対して、攻撃を受けた者（たち）を、要請を受けてから15日以内に助言と援助により、誠実に嘘偽りなく支持する。しかしこの同盟[の敵]からローマ王陛下は除かれることを望む。また、もし私たちの誰かがこの同盟において、無謀にも同盟に反して行動するのが見いだされたら、この者に対しては誠実と名誉を損なう者として私たちは一致して立ち上がる。これら全てのことが効力を維持するように、私たちはこの文書に署名し、私たちの印璽により強化する...

この同盟に参加した34人の諸侯、貴族はケルン大司教に対し、戦いにおいても和平においても決して勝手な行動をとらず、一致して行動することを強い調子で確認している。ケルン大司教の同盟による対抗策に対してこれら諸侯たちは、それだけ危機感を強めていたと言えよう。なお国王（ルードルフ・フォン・ハプスブルク）はこの敵対から除外されているが、この時点でこの紛争に国王が何らかの影響を与えていたとは考え難い。また、この反大司教同盟に加わっていない諸侯のうち、オスナブリュック司教、コルファイ修道院長、ミュンスター、ゾースト市は大司教を支持していた。同年10月、オスナブリュック司教コンラートはユーリヒ伯、マルク伯、アルンズベルク伯、その他の大司教の敵対者に対して大司教を100人の騎馬戦力により援助することを約束した⁸⁾。さらに同年ジークフリートは次のようにリートベルク伯とのフェーデを收拾し、同伯は反大司教派諸侯に対して大司教を援助することを約束した。

② 1277 10.24 WUB 7, 1622

リートベルク伯フリードリヒはケルン大司教ジークフリートと和解し、彼が支払うべき300マルクの賠償金のための人質をたて、また大司教にユーリヒ、マルク、アルンズベルク伯に対する援助を約束した。

ケルン大司教は、私が彼とケルン教会に加えた不正、すなわち彼の敵対者たちとともに彼の領地に侵入し、放火と略奪により彼に損害を与えたことを、私を破門の宣告から解くことにより赦したので、私はこのような不正と損害について大司教が満足するように、彼の要望により300マルク・ケルン貨を納めることを約束し、この300マルクのために私は人質として私の息子コンラート、オットー・フォン・エーフェルシュタイン、ダッセル伯の息子ジモンを差し出し、300マルクが支払われるまでこれらの少年たちを人質としてとどめるようにした。

さらに私の恭順を示すことにより不正を償うことを望んで、誓約により、今後はユーリヒ伯、マルク伯、アルンズベルク伯とその援助者たち、そしてケルン大司教とケルン教会に対する現在、将来の全ての敵対者に対して、ケルン大司教の援助者、支持者であることを約束

した。ただしミュンスター司教エーフェルハルト、テクレンブルク伯、そして血縁であるリップペ家は除く。そしてケルン大司教またはその使者から要請されたら15日以内に大司教とその家臣たちを私の可能な限りの武装兵力をもって、大司教の敵対者に対するため、命じられた場所に赴き、大司教の望む間そこに留まる。また大司教が私の援助を必要としたときはいつでもこのことを行う。わたしは終生この義務を負う。このことの証拠として私の兄弟であるオスナブリュック司教の印璽と私の印璽を付す。

リートベルク伯はフェーデにおいてリートベルク伯が行った放火、略奪等の被害に対する賠償支払いと、その担保としての人質提供、そして大司教の敵に対する軍事援助の義務を負った。ここでも紛争と和解が同盟的結合を生み出したのだが、実質的にはそれはリートベルク伯の大司教への従属的關係を明確化するものであった。この協定ではユーリヒ伯、マルク伯、アルンズベルク伯が敵対者として明記される一方、ミュンスター司教、テクレンブルク伯、リップペ家が敵対から除外されたように、なお緊迫した状況下にあって敵と味方を明確にした軍事援助が要請されたのである。

(2) 血讐と和解

以上に見てきたのは主として諸侯間の紛争と和解・同盟であるが、この時期には各地域においても諸侯間の紛争と連動した在地的な紛争が展開していた。前述のようにケルン大司教に対する同盟が強化されつつあったころ、ケルン大司教の封臣であるヴェストファーレンの貴族で、大司教のマルシャルであったヘルマン・フォン・ローンは大司教の意を体し、反大司教同盟のために行動していたマルク伯エンゲルベルトを捕らえ、その城塞に監禁中にエンゲルベルトは死亡した（前掲1277年4月7日の同盟の後）。そこでエンゲルベルトの息子、マルク伯エーフェルハルトはこの城塞を破壊して父の亡骸を取り戻し、以後ヘルマンに対して厳しい報復のフェーデを続けた^{8a)}。そして次の文書のように、1278年6月にはミュンスター司教の仲裁により、和解が成立したのである。

②4 1278 6.15以前 WUB 3, 1047

マルク伯エーフェルハルトとヘルマン・フォン・ローンはミュンスター司教エーフェルハルトの仲裁により和解した。

私ミュンスター司教エーフェルハルトは知らしめる。マルク伯エーフェルハルトとヘルマン・フォン・ローン、そして彼らの血縁者や友人たちの間に、エーフェルハルトの父、マルク伯エンゲルベルトの死のゆえに厳しい敵対が続いていたので、私はよき平和のために双方を仲裁し、以下のように両者の和解を取り決めた。quod cum inimicitie capitales essent inter nobilem virum Everhardum comitem de Marka ex una parte, et Hermannum de Lon nobilem ex altera ac eorum consanguineos et amicos hinc inde super morte nobilis viri domini Engelberti quondam comitis de Marka patris domini E. comitis predicti, nos, pro bono pacis partes nostras interponentes, compositionem inter ipsos ordinavimus in hunc modum: ...

ヘルマンは300人の騎士とよき生まれの家中の者famuli bone nationisを伴って前述の伯エーフェルハルトの赦しを請い、自身の償いを受け入れるよう謙譲に希い、かの者たちとともに、かつて自身は前述の伯エンゲルベルトの死を悲しみ、また今も悲しんでいることを誓って言明する。そしてヘルマンと、武装して前述の伯エーフェルハルトの捕縛に関与した者たちは、無帽、裸足、シャツなしに羊毛の衣をまとって歩く。ヘルマンは前述のマルク伯の魂の救済のために、同伯が捕らえられていた場所で、あるいは伯エーフェルハルトがこのために選んだ他の場所で、15マルクの収入を調達する。この15マルクの収入の調達のためにヘルマンは150マルク・ミュンスター貨を与える。

またヘルマンと彼の相続人は、Sutlonの教会について有するパトロナートを、カッペンベルクの修道院長（参事会長）と修道院の手に委ね、Sutlonの教会が現在そこで在職の司祭の扶養のために有している収入のために、伯の希望により、現在、件の教会に属する収入を計算し、司祭が毎年10マルクの収入を得られるように、彼自身の所領から寄進する。しかし存命の司祭は、その存命中はこれまで前述の教会の古くからの収入から得ていた以上のものを得ることはない。件のヘルマンが追加して与えたものは、前述の伯の記念[追悼ミサ]memoriaを行うためにカッペンベルクの院長と修道院に帰す。しかし前述のSutlonの司祭の死後は、カッペンベルクの院長と修道院が、彼ら自身と前述の伯の魂の救済のために役

立つよう、この教会を管轄する。件のヘルマンとその相続人はその所領のすべて、すなわち...を前述の伯の手に委ね、同伯はこれらの所領をヘルマンとその相続人たちにレーエン法により与える。

ヘルマンとその相続人たちはまた、マルク伯から保有している、そして彼の祖先たちが保有していた封臣やミニステリアーレンをすべて伯に返還し、伯とその相続人はそれら[封臣・ミニステリアーレン]に授封し、それらは伯と相続人に *hulden* と俗称される誠実誓約を行う。ちょうど前述のヘルマンとその祖先に行ってきたように。これらの封臣、ミニステリアーレンのある者がマルク伯から前述の財産を受け取ること、また伯に誠実誓約を行うことを望まない場合でも、前述のヘルマンに関しては和解に反したことはない。

またヘルマンは次のことに配慮する。すなわち 10 人の彼の近親と友人、すなわち... が各々、ヘルマンのために彼ら自身の所領から 100 マルクに相当する分を件の伯に委ね、同伯は各々にその所領を世襲権とともに授封する。

またヘルマンとその相続人は、ケルン大司教およびミュンスター司教から封として得ているすべての封臣を前述の伯に委ね、伯は可能であれば[司教、大司教が同意すれば]彼らを前述の大司教と司教から封として得る。ただしヘルマンがそのマルシャルとしての官職のためにミュンスター司教から保有している封臣は、ヘルマンとその相続人が保持する。

またヘルマンと相続人は、海の向こう（エルサレム）カリヴォニアに巡礼に赴き、そこで 2 年間同伯の救霊のために留まるか、あるいは巡礼を遂行して帰ってくるまでは、件の伯が死去した場所に城塞や堡壘を設けてはならない。しかしヘルマンの帰還後、あるいは巡礼完了の後、前述の場所以外のどこかに城塞か堡壘を設けることを望んだ場合は、前述の和解協定に反せず、またこれを破るものでもない。

ヘルマンは同伯から求められたときにはいつでも、また伯のあらゆる敵に対して、伯に誠実に、その専属封臣 *homo ligius*、俗に言う *ledigman* として奉仕する。ただミュンスター司教とゲルデルン伯は除く。またヘルマンと件の伯の捕縛に関与したものたちは、決してかの伯の伯領内に立ち入ってはならず、伯領を避けるべきである。このことに嘘偽りがあってはならない。ただし伯自身に特に求められた場合は除く。もし彼らの誰かが伯領に入り、この者について裁きがなされるなら、このことはヘルマンの責任には成らないし、ヘルマンに関しては和解協定違反にならない。

ヘルマンは前述の伯および、伯から通告された場合は、伯が援助しようとしている人びとに敵対する誰をも援助してはならない。またヘルマンはマルク伯エンゲルベルトの捕縛に武装して関与した、なお存命のすべての者とともに、今日から1年以内にリヴォニアか、海の彼方の地へ巡礼に赴き、同伯の魂の記念*memoria anime*のために、2年を経る前に帰還しようとはせず、彼の地で2年間とどまる。もし彼らの内誰かが、巡礼に行くことを望まないなら、彼は和解協定から排除され、また前述のヘルマンに関しても和解協定が損なわれたことになる。またヘルマンは*Th. dicto Volenspit*に、捕らえた際に彼とその保証人たちから奪った50マルクを返す。

またヘルマンは殺された*Theodericus de Edinchus*と*Lambertus Foyic*の親族たちに50マルクを贖罪として与える。ヘルマンはドイツ市の聖ヨハネ施療院、ドイツ騎士修道会、プレモントレ会、ドミニコ会とフランチェスコ会との間に（祈祷）兄弟盟約*confraternitas, participationem fratrum*を1年以内に、シトー会のそれは次の総会において成就する。そして2000回のミサを上述の伯および彼とともに死亡した人びとの救霊のために行わせる。そしてこのようにして一方の、前述の伯とその親族および友人たち、他方の、前述のヘルマンとその親族、友人たちの間の怨恨と敵対、不倶戴天の（死に関わる）対立はラントの慣習によって和解へと導かれるのが常であったように、完全に鎮まるであろうし、また鎮められた。

この殺害フェーデを終わらせる和解は、フラウエンシュテートが系統的な研究を行った「殺害の贖罪*Totschlagsühne*」の典型的な内容を示している。この種の和解において重視されるのは何にもまして加害者が悔悛し、被害者の魂のために祈ることである。加害者、ヘルマンは贖罪行を行い、自身で巡礼に出ること、またおもな修道院、宗教施設との祈祷兄弟盟約を結んで故人の追悼ミサを依頼すること、さらに故人の供養を行う聖職者のための聖職禄を設定することなど、一連の宗教的贖罪行為を行うことを義務づけられた。もちろん和解は宗教的贖罪のみで成立するはずはなく、加えて人的、物的な現実的賠償義務が課される。なかでも注目すべきは、和解後にヘルマンとその関係者のマルク伯への従属的絆が強められたことである。ヘルマンの近親や友人10人がマルク伯とレーエン関係を結び、ヘルマンがマルク伯から得ていた封臣、ミ

ミニステリアーレンは伯の専属封臣（ミニステリアーレン）となり、ミュンスター司教、ケルン大司教から得ていた封臣は、伯に委ねるものとされる。さらにヘルマン自身はマルク伯の専属封臣として奉仕することを義務づけられた。殺害フェーデとその贖罪・和解は劇的なかたちで新たな人的結合、権力構造を生み出したと言えよう。大司教寄りの立場をとるミュンスター司教はここでは、血讐のフェーデを収拾するためにいわば党派を超え、マルク伯の側に立って仲裁を遂行した。

このようにケルン大司教派とその反対派の対立は、ヴェストファーレンの各地域で諸侯と結びつく在地領主を巻き込んだフェーデを誘発した。それゆえ、繰り返し見てきたように、諸侯間の和解や同盟には、その親族、封臣、騎士、ミニステリアーレン、その他の助力者をも加え、またこうした関係者の間の紛争にも対処する手はずをととの得ておくことが不可欠だったのである。

しかしヘルマン・フォン・ローンとマルク伯エーフェルハルトの和解は、ケルン大司教の陪臣がヘルマンからマルク伯に移されることをも挙げているように、マルク伯と大司教の和解をも視野に収めたものであった。すなわち、この和解からほどない同年6月15日、大司教ジークフリートは、マルク伯エーフェルハルトとの和解協定により、カメン、イザーローン、リューデンシャイト市の堀の埋立てや防壁除去を義務づけた。大司教のヴェストファーレン大公としての（築城に関する）上級権力を認めさせる内容の和解である。またマルク伯は大司教をあらゆる敵に対して支援することを誓約し、以後の両者間の紛争は、両者から3人ずつ選ばれた仲裁者団に委ねることとされた⁹⁾。その結果、ケルン大司教－マルク伯－ヘルマン・フォン・ローンというヒエラルヒーが浮かび上がるのである。紛争解決が人的結合（従属・奉仕関係）を再編し明確化することは、この事例からもわかる。

なお反大司教同盟の主導者パーダーボルン司教はこの年の秋に急死し、後任の司教オットーは11月に大司教ジークフリートに対して、同大司教、オスナブリュック司教、ケルンの聖職者2名の仲裁裁定により個々の争点を解決することに合意した¹⁰⁾。さらに上記のように、1278年3月にはユーリヒ伯父子が殺害されたこともあり、大司教の懐柔策と個別的同盟の推進にともなって、反大司教同盟は実質的に解体したのである。

(3) 下ラインのラント平和同盟 (1279) と大司教権威の盛期

前述のように、パーダーボルン司教を主導者とする反大司教同盟を解体させた大司教ジークフリートは、1278年にはアルンズベルク伯ゴットフリートとその息子を屈服させ、その城塞ネハイムを破壊させて父子を自身の同盟者とした^{10a)}。さらに、かつてジークフリートと大司教位を争ったコンラートの兄弟、ベルク伯アドルフに対してもジークフリートはフェーデを有利に進め、1279年4月には双方から選ばれた仲裁者団により和解 *tractatus pacis et compositionis* に至った。和解協定によれば、両者はアドルフへの授封と相互援助について合意し、将来の紛争に対処する仲裁者を双方から選んだ¹¹⁾。

こうして大司教ジークフリートは、下ライン、ヴェストファーレンにおける諸侯との関係を自身に優位のうちに安定させることができたと言えるかも知れない。しかし同時に、大司教の単独ヘゲモニーに対するリアクションは、以前にも増して強まっていた。

先に述べたように1278年3月にユーリヒ伯ヴィルヘルムと2人の息子が、ケルン大司教と同盟したアーヘンを攻撃した際に死亡すると、これに乗じて大司教は、自身の領邦の発展にとって永年、壁であったユーリヒ伯領を支配下に置こうとし、その確実化のために同年、リンブルク大公およびアーヘン市と同盟した。この同盟は大司教にとっては、ブラバント大公のマース以南への影響力をブロックしつつ、ライン・マース間地域におけるヘゲモニーを確立する手段でもあった¹²⁾。しかし当然ながら大司教領邦の膨張を容認できないブラバント大公は、国王ルードルフ・フォン・ハブスブルクの支持をも得て大司教領に対する軍事行動をとり、ユーリヒ伯領の在地勢力や周辺貴族が伯の遺児を支援して大司教に抵抗したこともあって、結局大司教は、ユーリヒ伯領の支配という政治的野望を断念せざるを得なくなったのである^{12a)}。その結果、下ラインの秩序は再び諸侯協調体制に戻るのだが、その枢軸はやはり、ケルン大司教とブラバント大公の二大勢力であった¹³⁾。このような秩序を確認し、またアピールしたのが、1279年8月、大司教ジークフリートとブラバント大公がゲルデルン伯、クレーフエ伯を加えて形成したライン・デンダー（フランドル、ブラバント間のスヘルデ河支流）間の平和のための同盟である。

ケルン大司教ジークフリート、ロートリングゲン・ブラバント大公ヨハン、ゲルデルン伯ライナルト、クレーヴェ伯ディートリヒはライン・デンダー間のおおやけの治安の維持のために同盟した。

ケルン大司教ジークフリートとロートリングゲン・ブラバント大公ヨハンはこの文書に接する全ての人々に挨拶を。平和の乱れにより王国が混乱するように、法 *iuris et legis* が守られなくなると、すべての平穏が崩れるのである。しかし平和が回復され強化されれば、その木陰ですべてが平穏に抱かれるがごとく休らう。そこで私たちは、平和の維持が生み出すであろう大なる恩恵に促され、水陸において固く守られるべき平和の回復と維持に私たちの気持ちを向かわせつつ、私の親しい封臣である、高貴なる人々、ゲルデルン伯ライナルト、クレーヴェ伯ディートリヒとともに次のような内容で、平和の同盟 *fedus pacis* を結んだ。

すなわち、いかなる地位、身分の者であれ、聖職者、教会人、騎士、証人、巡礼その他の旅人をライン・デンダー間の水陸において、略奪し、捕らえ、あるいは不当に彼らから何かを強要した者、また貨幣を偽造した者、あるいは正当な場所以外で、あるいは別の領主の印を刻印して貨幣を製造したり、これを許可したりした者は、私のいずれかの裁判区 *districtu* であれ、隣接の領域であれ、あるいは誰の裁判区 *iurisdictionibus* においてそうした違法行為が行われたのであれ、もし警告されて償わなければ、まず当該裁判区の所有者が他の人々に期待する[助力を待つ]ことなく、この者たちに対して断固として対処する。そして私たちは、このような違法行為に対処した人の警告により、要請されてから3週間以内にこのような義務の遂行のために、ともに助力を提供する。私たちはこのような悪行の懲罰のために一致して、強力に、断固として行動し、不正を被った人に対して、失われたものが完全に回復され、捕らえられた人々が釈放され、また私たち4人に適切な賠償が行われ、あるいは略奪者（たち）、あるいは人を捕らえた者（たち）に対して、厳格な法が命ずるように、裁判が行われるまでは、このような不法行為者の追及をやめることはない。

もしある領邦君主 *dominus terre*、または貴族、あるいは他の誰かが、略奪者、あるいは人を捕らえた者、あるいは貨幣偽造者を受け入れ、保護したり、その者たちが略奪物を返還

し、また捕らわれた人々を釈放し、あるいは私たち4人に適切な償いをなすのを妨げ、あるいはこの者たちについて裁判が行われるのを禁止したりするなら、このような全ての者に対して私たちは一致して対処し、このような愚行にふさわしい処罰が加えられるまで、始められた追及を止めることはない。また私たちの誰もこのような略奪者、捕縛者、あるいは彼らを受け入れ保護する者たちに、恩顧を与えたり、あるいはこうした者たちと和解したりしてはならない。平和維持への私たちの共通の義務に従い、和解と贖罪における合意と関与は共通でなければならない。また私たちの誰も、このことにおいて[私たちのうちの]誰かを援助してはならない。

商人、あるいはその他の全ての人々は、ワイン、塩、鉄その他の、*selaist*と俗称される物を、ライン、マース河で運び、かつ古くからの慣行通りにその道を守ることを望む。私、ケルン大司教は、平和のより強固な維持と商人たちの便宜のために、ヴォリンゲン、ウェルディングン、ラインベルクで私がこれまで徴収してきた安全通行料*denarium conductus*を、ライン河を往来する商品がそこを自由に通過し運ばれることを望むゆえに廃止する。またクレーヴェ伯ディートリヒはオルゾイ Orsoy で徴収していた安全通行料を同様に廃止する。ゲルデルン伯は慣習通りに彼の正当な関税 *theloneum* で満足する。また私、大司教、ブラバント大公、ゲルデルン伯とクレーヴェ伯は、リンブルク大公がドゥイスブルクにおいて不当に徴収している関税を完全に廃棄することを望む。そしてハインリヒ・フォン・レッカ *Heinricus de Lecka* はもしシュミットハウゼンの関税においてなにがしかの権利を持つなら、これに満足すべきであり、それ以上を同地で徴収すべきではない。

多数の人々が私たちとともにこの平和の維持を望むことを期待し、私たちは好意を持って次のように合意する。すなわちある聖俗の領邦君主 *diominus terre* が要求したら、あるいはライン・デンダー間の貴族、都市が私たちとともにこの同盟に加わることを、そしてこの平和遵守の義務を私たちとともに負うことを決めたなら、この同盟の仲間として受け入れられる。しかし前述の私たち4人全員の一致した同意がなければ、この平和同盟への加入は認められない。

私たちケルン大司教とブラバント大公は自身で福音書と聖遺物に手を置いて誓約し、上述の全てのことの遵守へと自らを義務づけた。ただしそれによってケルン市民、アーヘン市民に対する義務を負うところの誓約は、損なわれない。両市民は、私たちが望む限りにおいて

この平和に含められる。私、ゲルデルン伯ライナルトとクレーヴェ伯ディートリヒは自身で福音書と聖遺物に触れて誓約し、上述のことの遵守へと自身を義務づけた。ただし次の点は留保する。すなわち私たちは、ケルン市民、アーヘン市民がこの平和の同盟に加えられることを望まない。しかしまたもしケルン、アーヘン市民が私たちと和解したなら、そのときからこの平和に加えられる。

私たちはこの平和の同盟をまず、次の聖ヨハネの日まで、そしてもし私たち全ての協議と同意により、この期間を私たちがさらに延長しないかぎり、この聖ヨハネの日から3年間遵守することを約束する。私たちはこれら上述の全てのことを約束したのであり、また約束する。しかし帝国の権限はすべてにわたり保留される。帝国はこの取り決めによって増大、利益、名誉を得ることが期待される。

以上のことの証拠として上述の4人は印璽を付した...

この下ラインの平和同盟は、記されているとおり大司教とブラバント大公の合意と両者のイニシアティヴによるものと考えてよいだろう。既に本稿Ⅱで述べたように、国王ルードルフのラント平和政策の一貫性を強調するグレーフェニッツは、このラント平和同盟においてもルードルフのイニシアティヴ、換言すれば国王の委任を受けたブラバント大公の主導性をより重視している。しかしルードルフの帝国領回復政策に警戒を強めたケルン、マインツ、トリア大司教はすでに1275年、ルードルフに対して同盟しており、C・ロットホーフによれば、ルードルフのラント平和の影響力は上・中部ラインまでしか及ばなかった¹⁴⁾。この地方のルードルフの顧問にしてファミリア *consiliarium et familiarem domesticum* とされたゲルデルン、クレーヴェ伯もむしろ大司教（とブラバント大公）によりこのラント平和同盟への参加を強いられ、さらにケルン、アーヘン市も加わることになったのである。この平和同盟形成はやはり、大司教とブラバント大公が協調によって下ラインにおける平和・秩序を維持することへの両者への意思表示と考えるべきであろう¹⁵⁾。

内容としては、水陸路の安全、路上の略奪や捕縛に対する措置、共同の対処、不法な関税や安全通行料の廃止など、ライン・マース、スヘルデ間地域の商業交通の保護と平和の推進が唱われている。ケルン大司教を含めた同盟者の各々が一定の関税徴収

権放棄に同意している点は、大司教の既存の関税を前提とした1259年のラント平和に比して、相互の協調が明確に現れていると言えよう。ライン、デンダー間の全ての貴族、都市に参加を呼びかけているように、この同盟はやはり、ブラバント大公と大司教の合意と協力に基づく下ラインの広域的平和維持を目的とするものであった。しかし平和維持のために領邦を超える裁判は設けられず、平和違反者の追及は、当該地域の支配者に委ねられ、助力が必要な場合、また違反者をかくまう者が現れた場合には、同盟者が共同で対処するものとされる。したがって、あくまで各諸侯の権限による平和違反者への対処が原則であった。

1279年10月、前述のようにユーリヒ伯領の掌握を断念した大司教ジークフリートはザイン伯ゴトフリートの仲裁により、ユーリヒ伯夫人リハルダおよびその息子たちヴァルラム、オットー、ゲアハルトと和解した¹⁶⁾。きわめて詳細なその和解文書によれば、ユーリヒ伯家側は、チュルピヒの支配権、その他の幾つかの城塞などを大司教のために放棄し、大司教優位の和解協定であることは明らかである。またその他の個々の争点については、ザイン伯が、あるいは特別に選出された仲裁者団が仲裁することとされた。とりわけザイン伯は重要な城塞など、個々の権限の帰趨、損害賠償の条件決定、仲裁（調査）者の行為が奏功しなかった場合の裁定役、ユーリヒ伯とアーヘンの仲裁など、きわめて多くの重責を負っている点で際だっている。ともあれ大司教は、ユーリヒ伯領全体を支配下に置くことはできなかったものの、同伯家との和解を有利に実現することができたのである。先に挙げた1278年のアルンズベルク伯、そしてマルク伯との和解、さらには前述の、1279年4月に大司教がベルク伯と交わした和解と相互援助の協定をふまえるなら、W・ヤンセンが述べるように、1279年の平和同盟の前後がケルン大司教ジークフリートの権力のピークであったと言ってよいだろう。なお1281年9月には大司教はミュンスター司教との同盟を更新することができた¹⁷⁾。この相互援助と将来の紛争に備えた4人の仲裁者団設置を取り決めた協定は、上掲の1275/76年の同盟に基づくものであり、さらに5ヶ月後の1282年2月にも更新された¹⁸⁾。

(4) 国王ルードルフと大司教ジークフリートのラント平和をめぐる対立

ジークフリートの大司教就任後しばらくは概ね良好であった国王ルードルフとジークフリートの関係は、先に述べたように、すでに1275年から帝国領をめぐる対立により悪化しつつあった。国王ルードルフは1278年、ベーメン王オットカールを敗死させ、オーストリア支配をめぐる問題を解決した後には、帝国北西部、ライン地方における王権の影響力を強めていった。ルードルフは帝国各地域において平和同盟（協定）に基づくラント平和を促し、国王の権威下に平和秩序を回復することを目指した。もちろんそれは政治的な意図をとともなうものであり、ルードルフはそうした平和秩序の中に対立諸侯をも取り込もうとし、またそれを帝国領回復の手段としても利用したのである。その中でケルン大司教に対しても、エッセンのフォークタイや帝国城塞カイザースヴェルトをはじめとする帝国領の返還、大空位時代以後の関税廃止、安全通行料徴収の停止などを要求し、大司教に圧力を加えるためにケルン市を優遇した¹⁹⁾。これに対して大司教ジークフリートは、先に見たアルンズベルク伯、マルク伯との結合強化に加え、コルファイ修道院、オスナブリュック司教、パーダーボルン司教などとの同盟を実現したように、ヴォリンゲンの戦いに至る10年間に多くの同盟関係を結んで国王への対抗を試みている。いわばラインラントでの戦いのための背後支援をヴェストファーレンにおいて固めようとしたのである。

国王ルードルフは1281年7月にニュルンベルクにおいてフランケンのラント平和令を公にしたのを皮切りに、帝国各地域のラント平和を立ち上げていった。12月14日にはルードルフはマインツにてライン地方を対象とする5年間の帝国ラント平和令を公にした。これは1235年のフリードリヒ2世によるマインツ帝国ラント平和令のドイツ語版を更新したものである²⁰⁾。この平和令において、下ラインではブラバント大公、ヴェストファーレンではマルク伯が平和規定執行の任務を委ねられたことは、当然ながらケルン大司教に対する政治的圧力を生み出した。とりわけ国王がマルク伯エーフェルハルトをヴェストファーレンの平和裁判官に任命したことは、グレーフェニッツも述べるように、ケルン大司教のヴェストファーレンにおける大公権力を否定し、大司教の面目を失わせるものであった²¹⁾。国王と大司教ジークフリートの争点はやはり帝国領（エッセンのフォークタイと城塞カイザースヴェルト）、そして「不正な関税」

であったと思われる。国王ルードルフはこの間、ヴェストファーレンの貴族たちとの結合強化を図っていたようである²²⁾。王権の影響力とその意義については後段で再論しよう。ともあれ大司教は国王ルードルフとその支持者たちの圧力に屈し、1282年7月、オッペンハイムにおいてルードルフと和解、ラント平和に加わった²³⁾。

②⑥ 1282 7.26 MGH Const. III, concordia cum archiepiscopo Coloniensi

333 Litterae regis

国王ルードルフとケルン大司教ジークフリートの和解

神の恩寵によりローマ人の王、常に尊厳なるルードルフはこの文書を見る全ての人々に挨拶を。

(1) 秀でたるケルン教会が... 私とケルン大司教の間にこれまで続いた危険な不和の原因により、破滅的な危機に苦しむことなく、麗しい公共的秩序が混乱なく維持されるように、マインツ大司教 Wer., バーゼル司教 H. の仲裁により、また明確な命令により私の面前に召喚された、大司教側の Th. Decanum maioris, Wer. Sancti Gereonis, Ar. Sancti Severini prepositos, F. Decanum Sanctorum Apostolorum, Io. de Rennenberg canonicos ecclesiarum Coloniensium を通じて、私と大司教の間に、私の同意により、以下のような和解が取り決められた。

(2) 大司教は城塞カイザースヴェルト castrum Werdense を全ての付属する権限とともに私に返還する。

(3) アンダーナハ、ボン、その他の水陸の不正な関税あるいは通行税 *pedagia sive thelonia* を大司教は廃止する。しかし正当な関税、あるいはケルン教会が古くから正当に有した通行税は大司教がケルン教会の名で、完全な権利として将来にわたり所有する。

(4) 全ての私の援助者たちは、この和解に加えられ、また大司教と、そして大司教は彼らと、完全な平和と和解を共有すべきである。そして大司教は、自分たちの側から行われた、あるいは行われるであろう訴えに対して、仲裁ないし裁判 *amorem vel iusticiam* を行うように求める者たちに対し、またいかなる訴えについてであれ、裁判ないし仲裁をなすよう望む者たちのために、来る復活祭までに、確実に偽りなく、裁判あるいは仲裁を行うべきである。

また大司教に対して何らかの訴えを行う者も、前述の期日までに裁判ないし仲裁を受けるべきである。

(5) 私の聖職者であるアーヘンの聖堂参事会員ルトガーは、エッセン教会のフォークタイを保管する。しかしその保管の間は大司教とその教会にいかなる損害、不利益をも生じさせてはならない... 大司教が私の面前に来たとき、2人の信頼できる者が双方から選ばれ、その4人、ないし3人がフォークタイについて、私と帝国の権利、そして大司教およびその教会の権利について調査し、彼ら選ばれてから6週間以内に、誓約の上、裁判ないし仲裁により、かのフォークタイを私に、あるいは大司教と教会に帰せしめる。これらの仲裁者の誰かが死去したり、あるいは正当な事情により参加を妨げられることがあれば、代わりの者を補充する。ある人が、その仲裁者 *arbitros vel amiables compositores* を通じて前述のことがかの期日までに成し遂げられることを妨げるなら、その者はかのフォークタイにおいて有する権限を失う。

(6) 私は大司教とその教会に、それによって大司教が私に対して、いくつかの項目において今日まで債務（義務）を負っている文書をすべて返却する。同様に大司教は私にそのような文書を返却する義務を負う。

(7) 私は2,3人の信頼できる者を、そして大司教も私の所に来たりて同数の者を選び、（大司教は）彼らの仲裁により、加えられた損害について誠実な奉仕により賠償すべきである。そして上述のことが完全な効力を維持するように、この全き命令により前述の大司教の弁護人たちは大司教に、これら全てを違うことなく遵守することを、誓約とともに義務づけた。また大司教は私の前に来たりて、自身でこれら全ての遵守について誓約をすべきである。

(8) 私の助力者は：ロートリンゲン大公F、ヘッセン方伯H、ホラント/ゲルデルン伯FL、クレーヴェ伯Th、ルクセンブルク伯H、バルク伯A、ユーリヒ伯 *Losensis, de Heimsberg et de Valkenburg nobiles, S. de Westerburch vel Hanowen et de Grifenstein* ; ヴェストファーレンでは、オスナブリュック司教、パーダーボルン司教、マルク伯、ヴァルデック家、エーフェルシュタイン家、リップペ家の *S., Wer.de Ithere, Wer. de Bisschoffhusen*.

(9) もしその他の私の助力者たちの誰かが思い浮かんだら、大司教が私の前に来たときにその名を告げる...

(10) 大司教は上述の城塞カイザーズヴェルトを、その全ての付属物とともに、私、あるい

は私が任命した使者に、聖ヤコブの日の後の木曜日から8日の間に、あるいは可能ならより以前に、返還すべきである。これら上述の全てのことの証拠としてこの文書を作成し、私の権威の印璽により保護させる...

この和解を取り持った仲裁者はブラバント大公やマルク伯ではなく、マインツ大司教とバーゼル司教やケルンの聖職者であった。しかし国王支持者として両者を含む下ライン、ヴェストファーレンの主な諸侯、貴族が名を連ねているように、このラント平和同盟が両地域を覆うものであり、ケルン大司教が劣勢にあったことは明らかである。大司教は帝国領（城塞）カイザースヴェルトの返却とアンダーナハ、ボンの関税の放棄を強いられ、国王の下ライン（ヴェストファーレン）におけるラント平和政策に屈したと言ってよい。もちろんそれは、助力者として名を連ねた両地域の有力者たちの合意と支持の結果に他ならず、国王自身の实力による軍事的勝利ではない。ルードルフにとって重要であるはずの帝国修道院エッセンのフォークタイについては、その帰属を双方から選ばれた仲裁者の裁定に委ねなければならなかったことも、帝国領回復というルードルフの現実的政策にとっては、この平和令がなお限定的な意義しか持ち得なかったことを示していると言えよう²⁴⁾。また大司教に課された、不正に徴収された関税等の返還義務は、すぐに免除された。国王ルードルフは争点となった帝国領返還と関税の適正化を実現した後は、大司教に宥和的な態度を示し、まもなく大司教とケルン教会をその権限、特権、名誉において保護することを保証している。ケルン大司教との対立を過度に強めることは、諸侯との関係を基盤とした帝国秩序、そして何よりも息子の王位継承（選挙）にとっても有害であり、ルードルフもこれを避けたのである²⁵⁾。この意味でもこの協定は降伏ではなく、大司教と国王及び諸侯との和解であり、それによって大司教ジークフリートは、3年前には彼（とブラバント大公）の指導下にあったかに見える諸侯ネットの中に、自身も一員として復することになるのである。

だとすれば、このような大司教の国王ルードルフとの和解とそのラント平和（同盟）への参加の結果、国王－マルク伯（ブラバント大公）の権力委任による地域の平和秩序が成立したと考えることにはいささか無理がある。この平和同盟においてマルク伯

はどのような役割を果たしていたのだろうか。たしかにマルク伯がヴェストファーレンの諸侯、貴族間の紛争を収拾するために行動していたことは、いくつかの史料からも確認される²⁶⁾。

しかしこれらの紛争解決にかかわるマルク伯の活動は、せいぜい仲裁を促すことであり、また扱われた紛争の大半は、修道院と在地領主の争いであった。この種の紛争仲裁は他の諸侯、貴族もその周辺において日常的に行っている。唯一、マルク伯の平和裁判官としての活動を明示するのは次の史料である。

②7 1284 6.25 WUB 3, 1914

ヴェストファーレンのラント平和の維持の任務にあるマルク伯エーフェルハルトはラフェンスベルク伯を平和破壊のために、7月2日のWarendorfの集会へと召喚した。

... 気が進まぬことであるが、王の權威によりヴェストファーレン地方の一般平和についての法の判決*iuris sententias*によって強いられ、私は、聖ヨハネの日の翌日の日曜日に、ミュンスター司教とその全ての教会、全てのヴェストファーレンの都市の要求により、裁判集会を開き、そこで彼らは聖なる一般平和の違反について *super pacis sacre generalis violacione* あなたに対する訴えを行ったので、平和の規定により審理を行うべき期日、聖パウロの次の日曜日に、ヴァーレンドルフの私の前に来るようにあなたに告げる...

ここではマルク伯はいささか遠慮気味にラフェンスベルク伯に対する出頭要請を行っている。こうしたマルク伯の仲裁活動が地域の平和と王権のプレゼンスにどのように貢献したのか明確な評価は難しい。他の地方とはことなり下ライン、ヴェストファーレンでは国王の代理人として帝国領の管理や平和のための裁判を司宰する帝国ヴィカール、帝国ラントフォークトの任命は確認できない。P・ライディンガーによれば、ヴェストファーレンの平和、紛争解決においてマルク伯よりもむしろ、ケルン大司教（ヴェストファーレン大公）の任命するマルシャルの方が地域の事情に精通し、より実効性のある活動を行い得たという²⁷⁾。にもかかわらず大司教ジークフリートは、マルク伯のラフェンスベルク伯召喚により伯の影響がオスナブリュック、パーダーボルン

司教区にも及ぶことを危惧し、マルク伯に対するフェーデを開始した。しかし大司教のマルク伯領攻撃は反撃を受け、大司教は休戦を余儀なくされ、1285年末より2年間にわたって和平が維持された²⁸⁾。

このようにヴェストファーレンにおけるマルク伯の、国王の権威を背景とした公的な裁判官としての権限自体の実効性を過大評価することは慎むべきであるが、ケルン大司教ジークフリートにとって、ヴェストファーレンの平和秩序に関する主導権という点において、マルク伯の活動は容認できないものであった。この間、マルク伯は義兄弟であるベルク伯アドルフの支援を得ている²⁹⁾。他方では国王ルードルフの委任によりラント平和の責任者としてケルン大司教に圧力を加えた筈のブラバント大公も、1282年の大司教と国王の和解以後は大司教との伝統的な友好関係を維持し、1282年12月には両者は相互援助の協定を結んでいる³⁰⁾。国王派＝反ケルン大司教派の党派は決して固定的でも持続的でもなかった。さらに大司教ジークフリートは1284年11月には、ゲルデルン伯、クレーヴェ伯の仲裁により、フェーデを続けていたジモン・ツア・リップペと和解した³¹⁾。また1285年にはジモンの後見役として大司教と対立していたオスナブリュック司教と和解し、両教会間の相互援助の協定を更新している³²⁾。なおゲルデルン伯の仲裁は、次章で述べるリンブルク大公領をめぐる抗争の党派関係がヴェストファーレンにも影響を与えていることを示唆している。こうした新たな諸侯間ネットの展開により、1282年のラント平和同盟は、その意義を失いつつあった。

小括

ケルン大司教ジークフリートは、前任大司教エンゲルベルトの失った所領、諸権限の回復により、大司教コンラート時代の大司教領邦の回復を目指して精力的に行動した。1277年に形成された反大司教同盟による窮迫を大司教ジークフリートは、その主導者の死による脱落、そしてブラバント大公の支援により脱し、やがて下ライン、ヴェストファーレンの諸侯との間に、自身が優位に立つ関係＝ネットを形成した。より正確には、諸侯ネットワークの中で大司教の相対的優位が実現されたと言うべきだろう。ジークフリートは1279年にはブラバント大公との協調に基づき、下ラインの平和秩序を主導した。しかしまもなく諸侯と国王ルードルフの結合が生み出す圧力（ラン

ト平和同盟)により大司教の優位は否定され、国王の平和権力の下に、相互対等な関係に基づく平和秩序が回復されたかに見える。しかし、以前からの諸侯ネットワークに大司教をも一構成員として復せしめたはずのこの平和秩序の下でも、まもなく大司教ジークフリートとこれに対抗する諸侯の党派形成の動きが展開する。その中で諸侯間の緊張は、リンブルク大公領の継承という新たな問題とともに再び高まることになる。

Ⅶ 「ヴォリンゲンの戦い」と下ライン・ヴェストファーレンの政治秩序

(1) 同盟関係の展開と「ヴォリンゲンの戦い」

リンブルク大公の相続娘イルムガルトは1283年7月以前に死去し、夫のゲルデルン伯ライナルトが国王ルードルフの承認を得て同大公領を相続しようとしたが、イルムガルトのオジであるベルク伯アドルフもその相続権を主張して譲らなかった。ベルク伯領とリンブルク大公領が結びついてケルン大司教領邦を両側から圧迫する事態を危惧する大司教は、ゲルデルン伯の相続を支持した¹⁾。ベルク伯はまもなく相続権をブラバント大公ヨハンに売却したが、大司教にとってブラバント大公がリンブルク大公領獲得により、マース河以南からライン流域へと影響力を強めることは、より大きな脅威と認識されたであろう。大司教ジークフリートはゲルデルン伯への支持を強め、ブラバント大公と大司教の間の緊張は高まった。1284年7月にはフランドル伯とエノー伯の仲裁により、ゲルデルン伯がその存命中はリンブルク大公領を所有するとの裁定が下されたが、ブラバント大公はこれを受け入れず、和平は実現しなかった²⁾。1284年8月、ゲルデルン伯とジークフリートは、ブラバント大公、マルク伯、ベルク伯らを敵対者として明記した相互援助の同盟*specialis federis unio*を結んだ³⁾。他方、ベルク伯を介してブラバント大公とマルク伯は結びつきを強めた。

1286年9月には、ブラバント大公ヨハンとゲルデルン伯ライナルトおよびその同盟者は、相互に攻撃を繰り返した。当初大公ヨハンの確実な支持者はベルク伯、ホラント伯など僅かで、ヴェストファーレンからフランドル（フランドル伯はゲルデルン伯の義父）に及ぶゲルデルン伯勢力に対して劣勢であった。しかし大公ヨハンは1287年、

クレーヴェ伯に中立を約束させることにより、ゲルデルン伯・大司教側の重要な結節点を失わせ、さらにリエージュ司教と同盟してゲルデルン・フランドル関係を圧迫した。加えて1288年春には、それまでリンブルク問題においては大司教側を支持してきたユーリヒ伯をも味方につけ、次第に有利な体制を整えつつあった⁴⁾。他方、1288年3月、ケルン大司教ジークフリートはアルンズベルク伯ルートヴィヒに対して、同伯がケルン大司教とフェーデを行っているマルク伯エーフェルハルトに助力しないことを条件に、大司教と同伯の争いを仲裁者の裁定によって解決すること、そしてルートヴィヒの息子と兄弟にケルンの教会の聖職禄を与えることを約束した。上記のマルク伯との休戦の後、再びヴェストファーレンにおけるマルク伯らとの対立が激しくなる中で、大司教は、個々の諸侯との間の当面の争点を調整することにより同盟関係を形成しようとしていた。1288年のアルンズベルク伯との協定はその例である⁵⁾。

このようにケルン大司教とブラバント大公、マルク伯らとの領邦利害の対立が強まる中、1288年4月、ブラバント大公、ベルク伯、ユーリヒ伯、マルク伯、ケルン市民は下ライン、ヴェストファーレンに及ぶラント平和同盟を形成し、1281/82年のラント平和の更新（延長）をはかったが、ケルン大司教は参加を拒否した。そこでブラバント大公、マルク伯を中心に反大司教派は、大司教を平和違反者として、これに軍事制裁を科すために行動を開始した。こうしてリンブルク大公領の継承という下ラインの覇権をめぐる争いと、ヴェストファーレンの平和秩序の主導権をめぐる争いは結合し、両地域の有力者たちを巻き込んだ紛争へと展開していくのである⁶⁾。

1288年5月、ケルン市民、ブラバント大公、ベルク、マルク、後のケルン聖職者の証言によれば、ケルン市民は自分たちと大司教の和解を申し出、またブラバント大公らと大司教の仲裁をも引き受けようとしたが、ブラバント大公は軍を率いて大司教領に入ったという⁷⁾。同年5月22日、ケルン市民はブラバント大公とその助力者たちの兵を市内に入れ、大公側に味方し、大司教の「不法な関税」徴収のゆえにブラバント大公が「盗人の巢窟」と呼んだヴォリンゲンの城塞を破壊することを決定した⁸⁾。ブラバント大公の軍とジークフリート自ら率いる大司教軍はヴォリンゲン付近の路上で遭遇し、騎兵、歩兵あわせて1万近い両軍の戦いにおいて、ジークフリートは捕虜となった。ジークフリートの身柄はベルク伯に委ねられ、同伯領に移された。この間、

ケルン市民軍、ベルク伯領の農民兵の活躍により、丸一日続いた戦闘は大公側の勝利に終わった⁹⁾。

この戦いに参加したのはケルン大司教側では大司教の他、ゲルデルン伯、リンブルク伯、ナッサウ伯、ヴェスターブルク家の兄弟、ルクセンブルク伯、ブラバント大公側では、ユーリヒ伯ヴァルラム、フィルネブルク伯ルプレヒト、その兄弟で、後にケルン大司教となるハインリヒ、ベルク伯アドルフ、その兄弟であるハインリヒ・フォン・ヴィンデック、マルク伯エーフェルハルト、テクレンブルク伯ジモン、ヴァルデック伯オットー、ツィーゲンハイン伯ルートヴィヒ、ケルン市民とベルク伯の農民兵らであった。

ヴォリンゲンでの敗北はゲルデルン・大司教派の同盟を崩壊させ、ケルン大司教領は敵方の攻撃、掠奪、破壊により甚大な損失を被った。しかしかつてジークフリートと大司教位を争って破れたベルク伯家のコンラートをケルン教会の保護者（大司教の代理人）とし、大司教の拘禁を長期化しようとするベルク伯側の意図は、ケルンの高位聖職者やミニステリアーレンたちの反抗にあって奏功せず、双方は交渉と和解に向かった。ベルク伯のヴッパーの城塞ブルクに監禁されていた病身の大司教ジークフリートは、1289年5月に釈放された。もちろんそれはベルク伯との和解のみならず、主要な敵対者たちとの和解と合意によってはじめて実現されたのである。以下に挙げる5月19日付けの4通の和解文書、すなわち (a) ベルク伯アドルフ（および兄弟ハインリヒ・フォン・ヴィンデック）との和解、(b) ユーリヒ伯との和解、(c) マルク伯エーフェルハルトおよびヴァルデック伯オットーとの和解、(d) ブラバント大公ヨハンとの和解協定がそれである。

②⑦-(a) 1289 5.19 UBNR II-865

ケルン大司教ジークフリートは、ヴォリンゲンの戦いの後、ベルク伯アドルフとその兄弟、ハインリヒ・フォン・ヴィンデックと和解し、釈放後12000マルクを期限を区切って支払うこと、同伯の指示に従ってリンブルクのレーエンを授与することを誓約し、その他の争っていた問題について合意した。

私、ケルン大司教ジークフリート... は知らしめる、私とその封臣であるベルク伯アドルフおよびハインリヒ・フォン・ヴィンデックの兄弟の間に生じた戦いと争いに対して、聖堂参事会のプロプストであるコンラート、聖堂の司祭長ディートリヒ、聖ゲレオン教会のプロプストであるヴェルナー、代理司教ヨハン、聖堂参事会教師ヴィクボルト、その他のケルン市と司教区の教会、修道院の高位聖職者たちのこの件に関する合意により、以下のように和解と取り決めが行われた *amicabilis compositio et ordinatio...facta est in hunc modum*.

私、大司教と私の後継者、ケルン教会は前述の伯ハインリヒとその正嫡の子孫たちが将来、全ての権利、恩顧、恩寵、よき慣習、裁判権と支配において、これまで所有し保持してきたように、また伯の祖先が私あるいは私の前任者たちから、拒否されようとされまいと所有し保有してきたように、世襲的に保有し所有することを認め、許す。

ベルク伯とその封臣に私、大司教とその封臣が加えた損害のために、私は12000マルク・ケルン貨を賠償として支払う。1000マルクは私の釈放後、3ヶ月以内に支払い、続く3ヶ月にさらに1000マルクを、さらなる1000マルクの支払いのために、私の都市ドイツをその全ての権限、収益とともに10年間伯にゆだねる。残りの9000マルクは年1300マルクずつ、ケルンのビール関税、製粉所収入、その他の収入から支払う。期限内の支払いの担保としていくつかの城塞を伯の手に委ねる。完済すれば城塞は返還される...

私、大司教の、あるいはケルン教会のリンブルク大公へのレーエンは、ベルク伯の指示する人々に授封される。その際ゲルデルン伯と私、大司教のWassinbergの城塞に関する取り決めは損なわれない。

私、大司教はラインの両岸にわたる一定の地域、ベルク伯の支配地域に伯の合意なく城塞は新たに設けない。

私の聖務執行停止令に従わなかった聖職者も処罰を赦免される。

私はベルク伯と敵対した領主たちを、ベルク伯とその助力者マルク伯、ヴィンデック伯、... に対して保護することはしない。敵対貴族に対して私が下した聖務執行停止令は撤回される...

ヴォリンゲンの戦いにおいて行われた殺害、捕縛、放火、略奪、城、都市、村の破壊、損害などから、またとくに私、大司教の捕虜化のために生じた不和、怨恨、敵意については、私はその親族、友人、助力者、封臣、とミニステリアーレンのために（を代表して）、また

前述のベルク伯、ヴィンデック伯はその親族、友人、助力者、封臣、とミニステリアーレンのために、相互に（賠償）要求を放棄し、恨みを放念する。そして双方のこれらの人々はこうしたことについて、以後お互い攻撃や報復を行わない¹⁰⁾。

またこのような賠償要求の断念と全般的なウアフューデ（復讐断念）urvedaにしたがい、ケルン市民とケルン市によりヴォリンゲンの戦いの後に市内で奪われた私、大司教の権利、特権、財産、収入について、あるいはまたユーリヒ伯ヴァルラムにより、その領域、あるいはその他の場所で、ヴォリンゲンの戦闘の前後に奪われた私の権利、特権、財産、収入について、私とその後継者、ケルン教会から、アーヘンのプロプストたるユーリヒ伯ヴァルラムとケルン市、ベルク伯およびハインリヒ・フォン・ヴィンデックの兄弟の助力者たちに対して、またその逆にユーリヒ伯ヴァルラムやケルン市から私、大司教とその後継者、教会に対して、いかなる損害も与えてはならない。

もし私がこの協定に違反したら、ケルンの聖堂参事会、高位聖職者、封臣、ミニステリアーレン、貴族、都市は大司教に助力しない...

私、大司教は上述の全ての、そして個々のことを真実であると認め、この和解と友好の取り決めの遵守へと、大司教自身とその助力者のために聖遺物にふれて誓約し、自身を義務づけ、またこの協定の全体であれ、部分であれ反するような文書を教皇座あるいはその特使から得たり、得られるようはかたりはしないと約束する。

この文書に印璽を付すのは、前述の諸教会および修道院の高位聖職者、参事会員...

また私たち、ベルク伯アドルフとハインリヒ・フォン・ヴィンデックも前述の全体、そして個別のことどもを真実であると認め、この和解amicabilis compositioとこれら全てを守るために、上に述べられた放棄とウアフューデを行い、私たちとその助力者たちの誰も、将来にわたりこれに反することを行わないと約束する。また私たちとその子孫、助力者たち、血縁、友人、封臣、ミニステリアーレンはこれらのことについて報復を行うことはないし、嘘偽りなく将来も行わない。このことについて私たちは聖遺物にふれて誓約し、私たちの印璽を付す。

②7-(b) 1289 5.19 UBNR II-866

ケルン大司教はヴォリンゲンの戦いの後、ユーリヒ伯ヴァルラムと和解し、とりわけチュル

ピヒにおける相互の権限のために、ブラバント大公とフランドル伯の間の戦争が終わった後、仲裁者による裁定を行うことを約束した。

私、ケルン大司教とアーヘンのプロプストであるヴァルラム・フォン・ユーリヒは以下の
ように和解し、取り決めた。すなわち要求放棄とウアフューデにしたがい、私とその後継者、
そしてケルン教会から、ヴァルラムに対して、また逆にかのヴァルラムから私と私の後継者、
そしてケルン教会に対して、私の、そしてヴァルラムの権限、特権、財産、世襲財産におい
ていかなる損害をも与え合うことはしない。

とりわけ両者は次の点で合意した。すなわちヴァルラムはチュルピヒの城塞と都市を、私、
大司教とケルン教会の封臣であるブラバント大公ヨハン、ベルク伯アドルフに委ね、両者は、
フランドル伯グイドとブラバント大公の間に行われている戦いの間、この城塞と都市を彼ら
の支配下で管理すべきである。この戦いが終わったら件の大公とベルク伯は、私、大司教に
よって選ばれたケルンの教会の2名の高位聖職者とともに、私とヴァルラムの要請によりこ
のことについて真相を調査する。そして大公とベルク伯および高位聖職者たち、そしてヴァ
ルラムがチュルピヒの城塞と都市、およびその付属物、あるいは何であれそれらの問題につ
いて、前述の期間内に一致して共同で法[裁判]により裁定したこと、あるいは仲裁により取
り決めたことは何であれ、私たちは反することなく遵守する義務を負う。仲裁者が何らかの
理由で不在となれば、代わりの者を補充する。

もし必要なら、件の大公と伯は定められた期間を3ヶ月を超えて延長することができる。
もし大公と伯、高位聖職者が延長期間を経ても一致することができなければ、前述の城塞と
都市をヴァルラムに帰せしめることができる。しかし私、大司教とケルン教会、ヴァルラム
に対して城塞と都市における各々の権限、文書、特許状は維持される... 城塞と都市の管理
の費用は都市からの種々の収入でまかなう。コストのほうが収入を上回っても、大公、伯は
大司教やヴァルラムからこれを要求しない¹¹⁾。

前述の期間に私、大司教とヴァルラムの間にあらたに争い *guerram seu discordiam* が生じ
たら、大公、伯と高位聖職者はこうした争いを解決し、和解させる権限を持つ。私、大司教
とヴァルラムは、この間に件の城塞を大公と伯の手から奪うようなことは行わないし、企て
ない。私は以上全てのことを遵守することを、聖遺物にふれて誓約し、その証拠としてこの

文書に印璽を付した。また私、ヴァルラムは、同様に大司教とチュルピヒの城塞と都市に関する前述の取り決めに真正なものとして認め、前述のように、ウアフューデと要求放棄を行い、これらの遵守のために自身そして助力者のためにも、聖遺物にふれて誓約し、義務づけ、印璽を付した。私、ベルク伯も、私と友人たちの立会のもとに、ケルン大司教猊下ジークフリート殿とアーヘンのプロプスト、私の血縁でもあるヴァルラムの間にかく和解が成立したことを確認し、真実の証拠として私の印璽をこの文書に付す。

1289年主の昇天の日。

②⑦-(c) 1289 5.19 UBNR II-867

ケルン大司教ジークフリート、マルク伯エーフェルハルト、ヴァルデック伯オットーはヴォリンゲンの戦いの後和解した。

ケルン大司教ジークフリートは知らしめる。私と、高貴なる人々、マルク伯エーフェルハルト、ヴァルデック伯オットーの間に和解が成立し、次のように取り決められた *inter nos ex una parte, et nobiles viros...est amicabiliter concordatum et ordinatum in hunc modum*. すなわち私と前述の伯たち、そして彼らの助力者たちの間の不和、怨念、敵対、すなわちヴォリンゲンの戦闘で殺された者について、そしてまた他の場所で捕らえられた者、損害、放火、略奪、そして城塞、町、村の破壊について、またとくに文書、協定と、この協定についてラッフェンベルクの城塞に関してマルク伯からたてられた保証人について、そしてとくに私の捕縛を機に生じたこと、およびこれに続いて生じたあらゆることについての不和、敵対は、私と私の助力者たち、血縁、友人たち、封臣とミニステリアーレンを代表して私により、また彼らと彼らの助力者たち、血縁、友人、封臣とミニステリアーレンを代表して前述の伯たちにより、完全に明確に、自発的に放棄された。そして私と私の後任者、ケルン教会、私の助力者、血縁、友人、封臣とミニステリアーレンも、伯たちとその助力者、血縁、友人、封臣とミニステリアーレンも、前述のことに何ら攻撃や報復を行ってはならず、またこれらに反することを決して行ってはならない。

このような和解の取り決めにより *per huiusmodi autem amicabile compositionis ordinationem* 私とケルン教会、私の助力者たちは私たちの所領と世襲財産の返還を受け、件

の伯たちとその助力者たちも同様である。ただし私とケルン教会、そしてマルク伯エーフェルハルトのエッセンのフォークタイと裁判に関する権限は除外する。

さらに私は、マルク伯とその子孫に、これまで彼が有し、享受してきた権限、恩顧、よき慣習[的権限]、裁判区、直轄支配を、平和に安全に所有することを認める。そしてマルク伯の支配領域 *terre et dominium* においていかなる城塞も堡壘も設けないし、設けさせない。逆にマルク伯も同様である。

また私とマルク伯の間で、騎士ディートリヒ・フォン・フォルマルシュタインはマルク伯とともに、前述の和解に加えられることが決められた。

私、ケルン大司教は前述の全てのことが真正なることを認め、前述の和解と友好の取り決めの遵守へと、私と私の助力者と私の下にある全ての者にかわって、自ら聖遺物に触れて誓約し、この文書により固く義務づけ、私とケルン教会の印璽を証拠としてこの文書に付した。そしてケルン教会の司祭長と聖堂参事会は大司教の依頼により印璽を付した...

私、マルク伯エーフェルハルトとヴァルデック伯オットーも前述のことを全て真正と認め、上述のようにウアフューデ *urveda* と[敵対の]放棄を行い、前述の和解と全てのことの遵守のために、私たち、私たちの助力者、血縁、友人、封臣とミニステリアーレンにかわって、前述のことに対していかなる違反も行わないし、またいかなる攻撃、報復も行わないことを、聖遺物に触れて誓約し、義務づけ、証拠として私たちの印璽をこの文書に付した。

1289年、主の昇天の日に。

②-(d) 1289 5.19 II-868

ケルン大司教ジークフリートとブラバント大公ヨハンはヴォリンゲンの戦いの後、和解した。その際大司教は、とりわけ、フランドル伯グイドにいかなる援助も与えないこと、大公にケルベンとロンメルズムを返還することを約束した。

私、ケルン大司教ジークフリートは知らしめる... 私と、私の封臣であるブラバント大公ヨハン殿の間に和解と取り決めが以下のように成立した。 *Inter nos ex una parte et magnificum virum dominum Johannem ducem Brabantie, fidelem nostrum, ex altera, est amicabiliter concordatum et ordinatum in hunc modum.* すなわち私と前述の大公、そして彼

らの助力者たちの間の不和、怨念、敵対、すなわちヴォリンゲンの戦闘で殺された者について、そしてまた他の場所で捕らえられた者、損害、放火、略奪、そして城塞、町、村の破壊について、とくに私の捕縛を機に生じたこと、およびこれに続いて生じたあらゆることについての不和、敵対は、私と私の助力者たち、血縁、友人たち、封臣とミニステリアーレンを代表して私により、また大公とその助力者たち、血縁、友人、封臣とミニステリアーレンを代表して前述の大公により、完全に明確に、自発的に放棄された。そして私と私の後継者、ケルン教会、私の助力者、血縁、友人、封臣とミニステリアーレンも、大公とその助力者、血縁、友人、封臣とミニステリアーレンも、前述のことに関して何ら攻撃や報復を行ってはず、また前述のことに反することを決して行ってはならない。

また私は、ゲルデルン伯のためにブラバント大公とフランドル伯グイドの間でこのたび生じた争いの間、同大公とその助力者たちに敵対して、公然とあるいは密かに、金銭であるいは何らかの愛顧により、あるいはその他の格別の恩恵により、いかなる援助、助力をも行わないことを約束し、誓約により自身に義務づけた。このことの担保として私はアーレ、グデンスベルクの城塞をケルン教会の参事会と参事会長たちの同意と意思により、ケルンの諸教会の高位聖職者たち、すなわち聖堂参事会のプロプストであるコンラート、司祭長のディートリヒ、聖ゲレオン教会のプロプストであるヴェルナー、代理司教ヨハン、聖堂参事会教師ヴィクボルトの手に委ね、私の費用で彼らの管理の下に置く。これに反したら3万マルク・ケルン貨の罰金...

もし私が前述の誓約に違反し、フランドル伯とルクセンブルクの相続人たち、ヴァルラム・フォン・ファルケンブルク、あるいはその援助者を前述の争いにおいて援助するなら、そして大公と前述の高位聖職者たちの文書が示され警告を受けてから6週間以内にこの助力行為をやめることを拒否するなら、ただちに上述の高位聖職者たちはかの城塞を自由にかの大公あるいはその代理人の手に委ね、前述の罰金が完全に支払われるまで城塞を占有させる...

前述の、大公とフランドル伯の間の争いが終わったら、前述の高位聖職者たちはかの城塞を私とケルン教会に返還し、前述の条件は解除される。大公とフランドル伯の間の和解が成立したら、大公は15日以内に前述の高位聖職者たちにこのことを伝え、大公の開封文書により和解が行われたことを明らかにする。

私の役人や封臣がフランドル伯やその助力者の援助に赴くことを禁じる。もし彼らが援助をやめようとしなければ、大公とその助力者たちは、そのような者たちに対して軍事的に対処し、損害を加えることができる。またもし大公から求められたら私も、前述の争いにおいてそのような者たちに対して、大公とその助力者たちを援助する。

また大公がケルペン、ロンメルズムをその付属物とともに自由に安全に所有することを認める。大公は城塞ケルペンを彼の土地の望むところに再建することができる。また私とケルン教会に由来するケルペンの所領は... 私たちが望むなら大公に授封する。しかしもし授封することが有益でないと考えるなら、将来私、ケルン教会と大公の間に将来生じうる争いを避けるために、私は2人の高位聖職者を選び、大公は彼の助言者、友人から任意に2人を選ぶ。この4人は同時に、また一致して前述の所領について、私とケルン教会、大公にとって有益と思われるように和解ないし裁判により *in amicitia vel in iure* 処置し、取り決める。もしこの4人が要請されてから3ヶ月以内に和解させることができなければ、前述のケルンのプロプスト、コンラートとベルク伯アドルフが仲裁者として選ばれ、前述の所領について私と大公の間を有益に裁定し、取り決めることができる。私と大公はこれに反することなく守る義務を負う。

私、大司教はこれら全てを固く守ることを、聖遺物に触れて誓約することにより約束する。その証拠として私と私のケルン聖堂参事会の印璽をこの文書に付す。私たち、プロプストのコンラート... [前述の5人の高位聖職者]は大公に誓約により約束し、印璽を付した。すなわち、もし大司教が目下生じている大公とフランドル伯の争いにおいてフランドル伯とその助力者たちを援助するなら、前述の条件に従ってアーレ、グデンスベルクの城塞を大公かその代理人に委ねる。私たちケルンの聖堂参事会もまた大司教の要請により、この文書に印璽を付す。

また私、ブラバント大公ヨハンは、これらのこと全てが真正であることを認め、またウアフューデと[敵対の]放棄を上述のように行い、前述の和解と全てのことの遵守のために私、助力者たち、血縁、友人たち、封臣とミニステリアーレンにかわって、前述のこと全てに反することを将来にわたり行わないことを約束する。そして私と相続人、助力者たち、血縁、友人たち、封臣とミニステリアーレンは、前述のことに関して何ら攻撃や復讐を行わないことを約束する。これらのことについて聖遺物に触れて私は自ら誓約し、義務づけ、その証拠

としてこの文書に印璽を付す。

また私、ベルク伯アドルフは、私にとって以上が真実であり、私と私の友人たちの立会のもとで私の主君であるケルン大司教祝下と私の主君、ブラバント大公ヨハン殿の間に上述のように和解が成ったので、証拠としてこの文書に私の印璽を付す。

1289年の主の昇天の日に。

以上4通の和解協定文書は同日、同じ場所（大司教が監禁されていたヴッパーの城塞ブルク）に当事者、関係者が参集し、作成されたことから、内容、文言の共通する部分が少なからず見出される。しかし全体が一通の文書とされなかったのは、やはりケルン大司教と紛争相手の各々が固有の争点を有しており、これを事情に応じて解決することが喫緊の課題だったからである¹²⁾。

まず指摘すべきは、この和解はヴォリンゲンにおけるケルン大司教ジークフリートの敗北の結果であるにもかかわらず、決して一方的な大司教の降伏という内容にはなっていないことである。諸侯間のフェーデとしては異例の規模であったヴォリンゲンの戦いとその前後のフェーデが、放火、略奪、殺害、破壊により多数の人的、物的犠牲をともなったことは各文書からも容易に想像できる。そのために何よりもそうした損害、犠牲が生み出す怨恨と敵意を相互に捨て去り、放念することが和解にとって肝要とされた。いずれの文書にも、損害の賠償要求を相互に放棄すること、報復を断念すること（ウアフエーデ）、それゆえ以後、大司教と敵対者の各々の血縁、封臣、助力者、ミニステリアーレンをも含めて、相手に対する加害行為を控えることがほぼ同じ文言で強調されている。これは先に取り上げた和解文書でも繰り返し現れた、フェーデ終結のための基本精神である。

とはいえ重要なのは、この和解の基本精神を実現するための現実的な条件であり、それは各々の当事者間の争点に対応した内容を示している。(a)においては大司教を監禁していたベルク伯への賠償とその支払い方法の確定が、最も重要な和解条件であった。12000マルクという高額賠償義務は、以後の大司教の領邦政策に強い制約を課することになる。また大司教はベルク伯領の現状保全を確認し、さらに自身の（大公としての）築城高権を放棄して伯の築城権を承認した。(b)のユーリヒ伯との和解におい

ては、従来からの争点であったチュルピヒの城塞と都市の帰趨を定める方法が決められた。ここで注目されるのは、大司教が敗者であるにもかかわらず、チュルピヒはブラバント大公とベルク伯の管理下に置かれた後、チュルピヒに対する権限は、この大公と伯に大司教が選んだ2人を加えた仲裁者団により裁定されるという点である。勝者ユーリヒ伯も、争っていた物件を一方的に掌握することはできなかった。ブラバント大公とベルク伯がチュルピヒを管理し、さらに仲裁を行うとされているのは、この地域の重要な都市や城塞などの獲得は地域全体に影響を及ぼし、2者間のみで決着をつけることはできなかったからであろう¹³⁾。

この点に関連して、(a) の大司教とベルク伯の和解協定の中に、大司教とユーリヒ伯およびケルン市民が、ヴォリンゲンの戦い前後におけるケルン市内外の大司教財産の略奪をめぐって、今後は相互に加害（報復）行為を行ってはならない、と記されている。大司教とユーリヒ伯の相互加害行為の禁止は (b) にも明記されているのだが、やはり大司教とベルク伯の和解と平和的關係にとって、大司教とユーリヒ伯の安定した関係もまた不可欠であったゆえ、再度 (a) においても強調されたのであろう。すなわち個別的な和解協定は、同時に相互密接に関連する第三者の利害にも配慮しなければならなかったのである。

(c) のマルク伯との和解協定では奪った所領、財産を相互に返還し、マルク伯の所領、諸権限の保全と、相手にとって脅威となる城塞建設の禁止を相互に確認している。その中で大司教はマルク伯の領域を自身の領邦と同じく *terra et dominium* と表現したのは、伯の領邦としての自立性を認めたものとも考えられる。(d) のブラバント大公と大司教の和解協定においては、大公とフランドル伯の争いにおいて後者を助力しないこと、K.、L. の二つの所領については将来の紛争に備えて仲裁者団が選ばれ、第2段階の仲裁者の一人はベルク伯とされた。ここでも個々の和解協定に、他の和解の当事者が関わるのである。しかもこの文書では文書作成主体である大司教に加え、ブラバント大公が一人称で和解協定の遵守を誓約している。さらに5人のケルンの高位聖職者が同じく一人称で、大司教がフランドル伯に助力しないための担保（城塞）を管理する主体として、またベルク伯がやはり一人称で、大司教と大公の和解全体を確認する証言者として現れ、印璽を付している。この5人の高位聖職者は (a) の和解協

定においても大司教に同意を与えており、(d) ではこの他、5 人のうちプロプストのコンラートがベルク伯とともに仲裁を行う第2段階の仲裁者とされている。この聖職者たちはケルンの諸教会所属であり、大司教側の関係者といってよい存在であるが、和解のための集会において直接的当事者や関係者とともに出席し、あたかも第三者のごとく大司教の今後の和解協定遵守を見守り、圧力を加える（担保城塞の管理、支援放棄など）役割を担いつつ、和解成立に貢献したのである。

このようにヴォリンゲンの戦いは、とりわけケルン大司教ジークフリート時代に生まれ、あるいは顕在化した諸侯間の個別的な対立関係が集約された、その意味でやはり複合的なフェーデの決算であった。したがって戦闘後の和解には、個別的に争点を調整する交渉とその確認である和解協定が不可欠であった。しかし言うまでもなく、リンブルク大公領の相続のみならず、重要な都市や城塞の所有をも含めて、大司教や諸侯の利害関係は各々独立したものではあり得なかった。このことは、個々の和解協定の中に他の当事者が入り込み、和解の成立、維持に関与していることから明らかであろう。これらの協定文書は、ひとつのフォーラムにおける相互交渉の結果、同時に成立した和解であり、その意味で争点を調整され、回復に向かう諸侯間ネットを示唆するものである。もちろんその基底にあるのは、ケルン大司教のヴェストファーレン大公権力のもとに他の諸侯が従属するというヒエラルヒッシュな秩序ではなく、大司教もその一員である聖俗諸侯の平等な相互関係に基づく秩序への志向であった。

(2) 「ヴォリンゲンの戦い」後の下ライン・ヴェストファーレンにおける政治秩序

上に示した和解協定により、1289年7月6日、大司教ジークフリートは釈放された。ヴォリンゲンの戦勝によりブラバント大公はリンブルク大公領を得て強勢化し、ケルン大司教と対等以上の、下ラインの指導的存在となった。その他の下ラインのユーリヒ伯、ベルク伯、ヴェストファーレンのマルク伯など、法的には大司教の封臣であった伯たちもその自立化を強めた¹⁴⁾。

この間、当初ゲルデルン伯のリンブルク大公領継承権を認めた国王ルードルフは、自身の大司教ジークフリートとの対立やブラバント大公ヨハンとの親密な関係のゆえ

に、その後の両者の絡む争いには殆ど関与せず、成り行きに任せた。この意味でもヴォリンゲンに至る1280年代の下ライン、ヴェストファーレンにおける紛争、同盟、交渉と和解は、諸侯間関係の再調整のための諸侯自身による自律的な共同行為であったと言えよう。1289年10月にブラバント大公とゲルデルン伯を仲裁し、後者にリンブルク大公領等を放棄させたのは、フランス王フィリップ2世であった¹⁵⁾。こうして北西ドイツにおける王権のプレゼンスはますます後退し、かわってブラバント大公が、この「王権から遠い *königsfern*」地域における影響力を強めていくのである。

しかしケルン大司教はその勢力を削がれたとはいえ、なお個々の諸侯にとっては強力に過ぎる存在であり、大司教に抗するために彼らはヴォリンゲン後もラント平和同盟を維持し、さらに個別的同盟関係をも形成している。これに対して、ケルン教会（大司教領邦）の権益回復をめざすジークフリートは釈放後もなお、とりわけヴェストファーレンにおいてしばしば諸侯と対立し、また戦った。例えばジークフリートは、繰り返し争点となってきたマルク伯の保有するエッセン（女子修道院、都市）のフォークタイを要求し続けたが、1295年7月には次のように、ベルク伯アドルフの仲裁裁定によりマルク伯の保有が認められた。

⑳ 1295 7.28 UNR II-953

ベルク伯アドルフは、ケルン大司教ジークフリートとマルク伯エーフェルハルトの、エッセン女子修道院のフォークタイをめぐる争いに関して仲裁裁定を行った。

... 私、ベルク伯アドルフは知らせめる。ケルン大司教ジークフリート殿とマルク伯エーフェルハルトは、両者の間で長くエッセンのフォークタイをめぐって争ってきたが、私の仲裁によりこのことについて、作成された文書の内に明記されているように、和解していた。その文書とは次のようなものである。...in nos tamquam in arbitrum seu amicabilem compositorem compromississent, sicut in litteris super hoc confectis plenius continetur, quarum tenor talis est. 「私たち、ケルン大司教ジークフリートとマルク伯エーフェルハルトは知らせめる。私たちの間にエッセンの裁判権とフォークタイをめぐって争いが生じたとき、私たちの友人たちの助言により私たち、大司教ジークフリートとマルク伯エーフェルハルト

は、ベルク伯アドルフを仲裁者として、この文書のように和解するに至った。...in eundem virum Adolphum comitem de Monte compromissimus et per presentes compromittimus, tamquam in arbitrum seu amicabilem compositorem...そして私たちは、ベルク伯が前述のフオークタイと裁判権について裁定したことを、正当なものと認め、文書の内容どおりに遵守することを約束した。1289年洗礼者ヨハネ生誕の日の2日後[6月27日]。』

私、ベルク伯アドルフもまた両者の要請に違い、このような仲裁を引き受け、このような争いと不和が友愛のうちに収まることを望んだのではあるが、私の甥であるマルク伯の便宜をはかり優遇していると思われぬように、このことを繰り返し先延ばしにしてきた。しかしマルク伯は、エッセン教会のフォークト選出権について真正の印璽を付した特許状および、かつてのケルン大司教エンゲルベルト殿の印璽付きの文書を私にもたらし、それらの文書は私の前で読まれ、提示されたのみならず、マルク伯は、かのケルン教会の封臣、ミニステリアーレンにも、彼らがケルン大司教の代わりに、私たちが真実を調べたことの証として立ち会うように要請した。しかし真実を知らしめるケルン側の文書はなんら私のもとにもたらされず、マルク伯のもたらした文書において大司教エンゲルベルト殿はエッセンのフオークタイも裁判権も、大司教自身にもケルン教会にも帰属させず、また要求もしていなかった。そこでマルク伯は、エッセン教会は言うまでもなく、彼自身とその財産がこのことにより重大な危険と耐え難い出費を強いられていることから、私の裁定を下すように求めた。そこで私は幾度となく大司教殿とケルン聖堂参事会に文書により、[都市]ドイツに來たり、あるいは代理人を送り、前述の文書に対して大司教殿とケルン教会を擁護する文書を示すように通告した。そして件のフオークタイと裁判権について大司教殿とケルン教会の権利のためのいかなる真実も私の前に示されず、もたらされなかったので、貴顕、貴族、私の封臣とその他の私に忠実な人々、法に通曉した人々の助言により、私が見、聞き、知り、見出したことにしたが、神と私の魂にかけて、主の御名において真実として以下のことを告げ、公にする。すなわちエッセン教会のフォークト選出権は適法にいにしえよりエッセン女子修道院の院長と修道女たちに属すものと認められる。したがって彼女らは常に適切と思われるように、望む人物をフォークトに選ぶことができ、マルク伯は院長と修道女たちにより一致して選ばれたので、この法によりエッセンのフオークタイと裁判権を、記憶の彼方の古い時代から守られてきた慣習に従って、終生保有するべきである。

この私の裁定を確認し、永久に確かなものとするため、わたしの印璽をこの文書に付す。
またドイツに來たり、この件について助言を与えた次の貴顕たちにも印璽を付すように依頼した。すなわち、ロートリンゲン・ブラバント・リンブルク大公ヨハン、アルンズベルク伯ルートヴィヒ、ザイン伯ヨハン、ヴァルデック伯オットー、そしてヴァルラム・フォン・モンシャウ＝ファルケンブルク、ゲアハルト・フォン・ユーリヒ＝カスター、ヨハン・フォン・クイク、アーノルト・フォン・ヴァレハイム、アーノルト・フォン・ヴェーゼマーレ。
以上、私たち大公、伯、ヘレン domini、貴族は、前述の通りドイツにおいてこのことに立ち会ったので、この文書に私たちの印璽をその証拠として付すものである。

ドイツにて前述の大公、伯、ヘレン、貴族、その他の騎士、ケルン市の市参事会員、その他の多数の信頼できる人々が立ち会い、行われ、公にされた。

1294年、聖パンタレオンの日に[7月28日]

ベルク伯による仲裁裁定の結果は、ヴォリンゲン以後の既成の事実を確認するものであり、エッセンのフォークタイに対する大司教の主張は最終的に否定された。文書の末尾にブラバント大公とヴェストファーレンの有力者たちが、ドイツ市に集まり、立ち会い、この文書に印璽を付した者として記名され、また一人称でその積極的な関与への意思表示を行っていることに注目しておこう。ここでは、かつて国王ルードルフによってヴェストファーレンにおけるラント平和の維持責任者とされたマルク伯自身が、大司教との紛争の当事者であった。それゆえベルク伯がこの紛争仲裁を行ったのであるが、上の記述によればベルク伯にとっても、ヴェストファーレンにおける最も重要な帝国領に関わるこの争いの仲裁は容易ではなかったようである¹⁶⁾。仲裁が実現したのは、当事者マルク伯と仲裁者ベルク伯を支持してドイツ市に集まった、下ライン、ヴェストファーレンの諸侯、貴族たちの協力に負うところが大きかったのではないだろうか。この仲裁は、大司教ジークフリートのヴェストファーレンにおける失地回復策に対抗しつつ、1281/82、1288年のラント平和同盟を維持しようとする彼らの共同行為であったと言えよう。その際、やはり下ラインの最有力者となったブラバント大公のプレゼンスが大きな意味を持ったことも看過してはならない¹⁷⁾。

小括

このようにヴォリンゲンの戦いによって大司教ジークフリートの政治的野心は潰え、ケルン大司教のヴェストファーレン大公権とレーエン関係に基づくヘゲモニーは実質的意味を失い、ヴェストファーレン大公領は結局、リッペ以南のヘルヴェーク地域中部、ザウアーラントのいくつかの地域に縮小していった¹⁸⁾。そのような政治的帰趨は既に先行研究によって確認されている。ここで再度強調すべきは、紛争解決と秩序回復という点からみたその意味である。ヴォリンゲンの戦いは諸侯間の個別的でかつ相互に関連する対立関係が集約された、複合的なフェーデの決算であった。おそらく同日に同場所で行われた和解交渉は、そのような個別的な争点を調整するフォーラムであった。したがって個々の和解協定には他の和解協定の当事者が関与し、その意味で和解協定は全体として、諸侯間ネットの再構築を示唆するものである。上に示してきた大司教ジークフリート時代の様々な紛争と和解に関わった人々からもわかるように、ヴォリンゲンの戦いに至る下ライン、ヴェストファーレンの諸侯の利害関係は、一層広くかつ密に織り合わされ、それゆえにこの和解交渉では、諸侯間の争点は個別的にと同時に全体として調整されねばならなかったのである。

ヴォリンゲン後の諸侯間関係においては、ケルン大司教はなおその優位を回復しようとするが、これを平和裡に抑制する諸侯の共同行為も生まれる。そのような政治秩序は、聖俗諸侯の上に立つケルン大司教のヘゲモニーを抑止し、むしろ大司教もその一員とする対等な諸侯の相互関係に基づくもので、この点でより厳密な意味でのネットワーク的秩序と言えるかも知れない。他方でこのプロセスにおける王権の影響力は、一時的ないし間接的でしかなかった。ルードルフ・フォン・ハプスブルクは1287/88年には1281/82年の平和令を帝国各地域で更新しているが、下ライン地方では1288年初に反大司教派諸侯が試みたラント平和更新に、ルードルフが積極的に関与した事実は確認されない¹⁹⁾のである。

VIII 総括：紛争解決とドイツ北西部の諸侯ネットワーク

本稿では、13世紀のドイツ北西部、下ライン、ヴェストファーレンにおける諸侯間

の紛争、紛争解決と同盟の展開をケルン大司教の動向を中心に、関係史料を可能な限り詳細に提示しつつ考察した。紛争とその解決、そしてそれを通じて生まれる地域の政治秩序の特質を半世紀あまりに亘るタイムスパンにおいて考察したことから、この時期の下ライン、ヴェストファーレンの地域史Landesgeschichteの研究としては、踏まえた研究文献、史料ともになおきわめて不十分な域にとどまる。本稿の目的はあくまで、「紛争・紛争解決」と「政治秩序」の相互関係を明らかにするための、地域と時代を限定した考察を行うことであつたからである。またケルン大司教の領邦政策に限っても、その領域や諸権限の獲得過程について史料を網羅した系統的な考察を行っているわけではない。それらについては既にヤンセンやエルケンスらの詳細な研究成果がある。ケルン大司教領以外の領邦についても同様である。従来のそうした地域史、領邦史研究は、個々の大司教や周辺諸侯、貴族の領域・支配権をめぐる抗争を中心とした領邦政策の展開を詳細に解明し叙述することに重点を置いてきた。そのような叙述は、事件史的レベルでは果てしない抗争、フェーデの物語のようでもある。それは事実でもあるが、他方でそうした争いが、決して敵対者、対立領邦を壊滅させ、併合するとき弱肉強食の戦いではなかったことにも留意せねばならない。13世紀の下ライン、ヴェストファーレン地方は、ブラバント大公や大公権力を主張し追求するケルン大司教のようなヘゲモニアルな諸侯は存在したが、他の諸侯も各々独立した領邦を形成しつつあり、家門の断絶と相続によらない限り実力による併合は難しかった。それゆえ領邦間の紛争解決は、争点の克服により共存の仕方を確認し合うこと以外にはなかったのである。その際に重要なファクターであつたのが、諸侯間に形成されていた友好関係、相互援助の協定によるネットワーク的關係であつた。そうしたネットワークは流動的で不安定ではあつたが、錯綜した領邦間の利害関係を巧みに調整し、解消と回復、縮小と拡大を繰り返しつつ全体としては維持されていたように思われる。13世紀におけるケルン大司教権力のピークである1259年、1279年ころにおいてさえ、大司教はライン、ヴェーザー間に完結した領邦を形成したのではなかった。それは周辺諸侯に一定の権威（築城高権など）を認めさせ、また優位な同盟関係を結ぶにとどまる、点と線の権威であつた。しかも大司教が膨張的な政策により周辺への圧力を強めた場合には、まもなくこれに反発する諸侯の同盟が強化され、ネットワーク関係は

とくにこのような緊張関係の中でその構造と機能を明確にするのである。

ライン流域からマース河に至る下ライン地方と、ライン・ヴェーザー河間のヴェストファーレン地方は、元来、政治的な利害において一体的な地域というわけではなかったが、ケルン大司教が両地域に亘る領邦政策を行ったことから、これに対抗する諸侯は、親族関係をも深めつつ相互の結びつきを強めた。しかし隣接する領邦・領域をもつ諸侯の関係が安定するには何よりも、不可避免的に頻発する紛争を収拾すること、そのためには紛争当事者の意思みならず、広く関係者、周辺諸侯が協力することが不可欠であった。ヤンセンによれば下ライン地方では13世紀半ばから、仲裁（裁判）が数的に通常の裁判・判決を凌駕するという。ほぼ中世を通じて北西ドイツが「王権から遠い」地域であり、「大空位時代」「二重王権（対立王）時代」の長い13世紀には、王権以外の上位権力・上級裁判官を持たない諸侯間の争いはやはり、当事者、関係者の交渉・仲裁による他はなかったのである。

このような紛争・仲裁・和解・同盟の繰り返しの中で、「ヴォリンゲンの戦い」の時期までに下ライン、ヴェストファーレンの諸侯、貴族は、直接・間接に相互関連する利害のネットに織り込まれていたのである。仲裁・和解とその維持、保証に少なからぬ諸侯、貴族が関与した事実や、「地域全体のよき秩序のために *propter bonum statum totius patrie*」「地域の共通の福利のために *propter commune patrie bonum*」といった文言は、この地域の平和秩序に対するそうした人々の、ある種の共属意識に基づく義務感の存在を推測させるが、これは仮説の域を出るものではない。

本稿の課題のひとつは、史料を通じてそうした紛争解決のディテールを明らかにすることであったが、前稿と同様、諸侯、貴族間の紛争解決とその結果として生まれる友好関係や同盟の維持のための共同行為には、幾つかの興味深い特色が確認された。この点を再度要約的に記しておこう。

1) 紛争解決にかかわる人々

前稿、本稿で取り上げた事例からは一般に、仲裁・和解による紛争解決とその結果の有効性（平和的關係維持）のために、当事者、関係者をふくめた可能な限り広い範囲の人間が、そのプロセスに関わるように配慮され、またそのための様々な工夫が凝

らされているとの印象を受ける。和解当事者の親族、友人、封臣たちが、協定違反や紛争再発があれば、その者を援助しないことをあらかじめ誓約しているのも、そのためのひとつの措置である (⑪⑫)。また大きな党派的構図では敵対関係にある人々が、直接の当事者ではない紛争については仲裁者や和解の保証人となっている例は、紛争解決が地域全体の問題と認識されていたことを示唆している (④など)。そのような人的範囲が広がるほど、平和秩序は個別的な諸侯間関係を超える地域の問題へと引き上げられるのである。また主君である諸侯が和解協定に違反し和解相手やその関係者を攻撃したら、その封臣たちは主君への奉仕を行わないことを誓約している事例は、封建関係に対して諸侯間の平和的關係、あえていえば地域の平和という公共的な要請を優先するものと言えよう²⁰⁾。

2) 和解の保証人団の責任

和解の協定文書にはしばしば、当事者との友好関係にある者、親族、封臣（騎士、ミニステリアーレン）などから選ばれた、和解条件の遵守を保証する連帯責任者のような立場の人々が登場する。そうした人々は協定内容の実行や、協定違反の場合における賠償の履行に責任を負い、さらには将来の紛争収拾を担うことも稀ではない。とりわけ注目されるのは、彼らが都市など特定の場所に集まり、そのような責任を果たすまでその場所にとどまる義務を課されていることである (②③⑧⑫⑭⑰⑱)。いわば合意のうえで半ば軟禁状態に置かれるわけであり、こうした規定やそれがもたらす事態が和解の当事者にとって、協定遵守への圧力となったことは疑い得ない。和解協定に記名された将来の紛争の仲裁者が、仲裁遂行までその場（都市）を去らないとの規定も見られる。紛争当事者と無関係ではない様々な人々にかかなりの負担と覚悟を強い、このような連帯責任者団の設置も、ある種の経験的合理性を感じさせる。こうした人々が場合によっては大きな経済的負担となる責任をも担うのは、やはり相互関係のネットワークの中にある自身のポジションを意識してのことであろう。

3) 紛争解決・和解によって生み出される人的紐帯

紛争解決はまたしばしば、当事者間の新たな結合をもたらす。対等な諸侯間の和解が友好関係や相互援助の同盟関係の形成に結びつくことは、本稿で挙げた多数の事例が示すとおりである。絶えず様々な対立する利害を持ち、潜在的な紛争関係にあった

諸侯は、それらの対立点を調整し、同盟することによって、より大きな脅威に対処しようとした。またとくに和解が大司教と世俗諸侯、あるいは諸侯と在地貴族のような、地位的格差のある紛争主体の間で成立した場合、一方を他方の専属封臣としたり、ミニステリアーレンとしての関係を結ぶという事例も見られた（④⑦⑪②④,Ⅳの注5）。その場合、無関係であった両者の間に新たな関係が成立するというよりも、レーエン授受等を伴いつつも曖昧ないし弱いものでしかなかった関係を、専属封臣やミニステリアーレンと主君の関係として明確化し強化するという場合が多いように思われる。この点は、近年のフェーデ研究がフェーデの機能として、従属関係の明確化や社会的ネットの強化を挙げていることと対応する。

4) 将来の紛争に対処する仲裁者団の設置

和解や同盟の協定においては、将来再発する紛争を穏便に収拾するための仲裁者を予め選んでおくことが通例であった。このことは前稿でも述べ、本稿で挙げた史料についてもその都度指摘したので、ここでは詳しく再論する必要はないだろう。当事者が、その封臣や関係者から（場合によっては互いに相手の封臣から）同数の仲裁者を選ぶこと、仲裁に至らぬ場合をも想定して、第2、第3の、最終的には宗教的（精神的）、政治的權威を帯びた個人である仲裁者をも選ぶといった取り決めには、やはり当事者の関係の中に、周辺の様々な人々との関係性を入れることにより、紛争解決をオープンな場で迅速に解決しようとする意図が読み取れるのである²¹⁾。

以上のような紛争と紛争解決をめぐる当事者、関係者、その他の諸侯、貴族の共同行為は、いずれも制度化、組織化されないインフォーマルな性格のものである。しかしそこには、上記の4点にも現れているように、その繰り返しの経験の中で共通に認識され、諸侯間関係を規定する慣習（ルール）や原則というべきものが存在したことも明らかである。こうしたルール・原則は自立的地域権力としての諸侯の、対等な相互関係を前提とし、また追求するものである。もちろん諸侯間関係は絶えざる緊張と潜在的紛争を内在させ、しばしば紛争を生じさせたが、他方で慣習的ルールに基づいてこれを収拾し、また予防するための協力関係をも生み出した。そのような共同行為としての紛争解決はやはり、紛争当事者の個別的な関係を越えた下ライン、ヴェスト

ファーレンの広いネットワークの中で生み出される、利害調整と妥協への圧力を背景とするものであり、また同時に紛争解決自体がそのようなネットワークに影響を与えるという意味で、両者は相互に作用し合う。敢えて言えば、紛争とその解決に関わる諸侯は、そのようなネットワークを絶えず意識し、政治的、戦略的に利用していた。紛争における同盟関係としてのみならず、和解を実現し、維持する関係としても、である。

このような和戦両様のコミュニケーション行為に支えられ、稠密化するネットワークの機能によってケルン大司教の下ライン、そしてとりわけヴェストファーレンにおける覇権的権力への野心は潰えた。しかしそれは大司教（ジークフリート）の罷免やその領邦の解体をもたらすものではなく、結果的には大司教を他の諸侯と同じようにネットワークの一構成権力に戻そうとするものであった。

こうした諸侯、貴族のインフォーマルな共同行為のプロセスは、王権、そしてとりわけ国王の主導するラント平和令のようなフォーマルな権威、法および制度と無関係ではない。諸侯は自分たちの望む地域秩序の回復のためには、そうしたフォーマルな権威と制度をも利用しようとした。この点では両者をその相互関係において考えねばならないことは明らかである。しかし国王が権力主体として地域秩序に本質的な役割を果たすことは一時期を除いて殆どなかったとも言える。

このような国王権力から相対的に自立した諸侯ネットワークは、13世紀以後のドイツにおけるアイヌング *Einung* の政治文化に属するものであろうし、またグレーフェニッツが述べるように中世末期～近世の帝国クライスに継承されるものかも知れない²²⁾。たしかに13世紀の諸侯ネットワークは、そのようなフォーマルな制度組織に結びつけるにはなお、あまりに流動的、可変的であった。それは基本的には個別的な諸侯関係の複合であり、紛争と紛争解決の中で生成し、危機と再編を繰り返すのである。しかし、なお制度、組織として定着しない、そうした行為＝経験の繰り返しの中から、地域的アイデンティティと、その地域の平和秩序に対するある種の公共意識が生まれつつあったのではないだろうか。この点はなお史料の断片的文言から推論された仮説の域を出ないのだが、総じて紛争解決という共同行為が広狭様々なコミュニティや地域の公共性（意識）と関わっていたことについては、前稿でも述べた²³⁾。

13世紀の北西ドイツにおける自律的な諸侯ネットワークが、この地域と時期に固有の政治秩序であったのか、それは14世紀にはどのようなになるのか。多少とも類似した領邦関係が見られる中部～上ライン、フランケン、西南ドイツの状況との比較をも行いつつ、これらについて考えることが次の課題である。本稿ではさしあたり考察範囲を下ラインとヴェストファーレンの諸侯、貴族の関係に限定したが、もちろんこの地域の諸侯ネットワークは閉じたものではなく、その周辺、中部ライン、フランケンへと繋がる接点を持っていたことを踏まえるなら、これらの近隣地域をも射程に収めた考察が一層重要となるのである。

注

I、II

- 1) 以上のような観点に立つ中世紛争史研究の動向整理は、拙稿「中世ヨーロッパにおける紛争と秩序 — 紛争解決と国家・社会 —」『史林』88-1、2005年を参照。
- 2) 拙稿「中世盛期ドイツにおける紛争解決と国制」『京都大学文学部研究紀要』43、2004年。
- 3) 「裁判、判決」と「仲裁、和解」の表現やその語義の曖昧さ、区別の流動性、相互移行については、前掲拙稿、129-134頁、186頁、注17)、189-190頁、注7)、Weitzel, J., *Die Formel consilio et iudicio im Lichte des fränkisch-deutschen Urteilsverständnisses*, in: Köbler, G. (Hg.), *Wege europäischer Rechtsgeschichte*, 1987.を参照。
- 4) 以下の北西ドイツの政治状況についてはJanssen, W., *Niederrheinische Territorialbildung. Voraussetzungen, Wege, Probleme*, in: *Soziale und wirtschaftliche Bindungen im Mittelalter am Niederrhein*, hg. von Ennen, E./ Flink, K., 1981, S.95-113; Kraus, Th.R., *Jülich, Aachen und das Reich. Studien zur Entstehung der Landesherrschaft der Grafen von Jülich bis zum Jahre 1328*, 1987, S.71-189; Ganshof, F.L., *Brabant, Rheinland und Reich im 12., 13. und 14. Jahrhundert*, 1938; Petri, F./Alberts, W.J., *Gemeinsame Probleme deutsch-niederländischer Landes- und Volksforschung*, 1962, S.172-184; Wrede, G., *Herzogsgewalt und kölnische Territorialpolitik in Westfalen*, in: *Westfalen* 16, 1931, S.139-151; Pfeiffer, G., *Die Bündnis- und Landfriedenspolitik der Territorien zwischen Weser und Rhein im späten Mittelalter*, in: Aubin, H.u.a. (Hg.), *Der Raum Westfalen*, Bd.II-1, 1955, S.77-97.
- 5) Berns, J.K.W., *Propter communem utilitatem. Studien zur Bündnispolitik der westfälischen Städte im Spätmittelalter*, 1991, S.24-67; Winterfeld, L., *Westfalen in dem großen rheinischen Bund 1254*; ヴェストファーレンの領邦と都市の関係についてはStoob, H., *Westfälische Beiträge zum Verhältnis von Landesherrschaft und Städtewesen*, in: *Westfälische Forschungen*, Bd.21, 1968, S.69-97.
- 6) Garnier, C., *Amicus amicis – inimicus inimicis. Politische Freundschaft und fürstliche Netzwerke im 13. Jahrhundert*, 2000.
- 7) Graevenitz, Chr. M. von, *Die Landfriedenspolitik Rudolfs von Habsburg (1272-1291) am Niederrhein und in Westfalen*, 2003.

- 8) ラント平和に関する最近の研究動向については Buschmann, A./Wadle, E. (Hg.), *Landfrieden. Anspruch und Wirklichkeit*, 2002. とりわけ Buschmann, *Landfriede und Landfriedensordnung im Hoch- und Spätmittelalter. Zur Struktur des mittelalterlichen Landfriedensrechtes*, in: Ebenda, S.95-121.

III

- 1) Wrede, a.a.O., S.144-147.
- 2) エッセンのフォークタイをめぐる対立と大司教エンゲルベルトの殺害については Janssen, W., *Geschichte des Erzbistums Köln*, 2.Bd., *Das Erzbistum Köln im späten Mittelalter (1191-1515)*, 1.Teil, 1995, S.143; Hoederath, H.Th., Der Fall des Hauses Isenberg 1225/1226 in rechtsgeschichtlicher und soziologischer Schau, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonistische Abteilung* 40, 1954, S.117-121 を参照。後任大司教に選ばれたハリンリヒは、あらゆる手段による報復を誓い、同年のニュルンベルクの宮廷集会においてケルン教会のミニステリアーレンは、大司教の血に染まった衣服を持参して国王に訴えた。教皇特使はエンゲルベルトを殉教者とし、イーゼンブルク伯フリードリヒとその援助者を破門とした。大司教エンゲルベルトの殺害とイーゼンブルガー・フェーデに関する年代記史料は、CRCOL, S.255-259; CGMARK, S.27-33. エンゲルベルトは殉教者と見なされたが、中世を通じて列聖はされなかった。
- 3) イーゼンブルガー・フェーデに関する研究文献としては Finger, H., Die Isenberger Fehde und das politische Zusammenwachsen des nördlichen Rheinlandes mit Westfalen in der Stauferzeit, in: *Annalen des historischen Vereins für den Niederrhein*, 197, 1994; Zunker, D., *Adel in Westfalen. Strukturen und Konzepte von Herrschaft (1106-1235)*, 2003, S.344-348; Wrede, a.a.O., S.147. なおフィンガーは Isenberger Fehde と表記するが、ツンカーをはじめ、他の全ての研究者はフェーデ主体の家門を Grafen von Isenburg としているので、ここではイーゼンブルガー・フェーデと表現する。イーゼンブルク伯領はエッセン修道院の南部、ルール川沿いの城塞イーゼンブルクを拠点としたが、この城塞がケルン大司教により破壊された後は、その東部、やはりルール河沿いの城塞リンブルクを中心に領域を維持した。地図ではこのリンブルク伯領を示している。
- 4) リンブルク大公ハインリヒはベルク伯の娘エルメンガルデを妻とし、大司教エンゲルベルト死去によって男系の絶えたベルク伯領を継承した。
- 5) テクレンブルク伯家、ラフェンスベルク伯家の関係については Zunker, a.a.O., S.198f., 247f., 249f., 276; Dartmann, Ch., Schiedsgerichtsbarkeit und die gütliche Beilegung von Konflikten in Westfalen: das Beispiel der Abtei Liesborn, in: *Westfälische Forschungen* 53, 2003, S.247-248.
- 6) Ebenda, S., 247.
- 7) テクレンブルク伯家は1248年にユッタと結婚したハインリヒが子供なく没し、直系は断絶する。Ebenda, S. 248.
- 8) この間の経緯については CRCOL, S.278; Garnier, a.a.O., S.81-87, 149; Kettering, M., Die Territorialpolitik des Kölner Erzbischofs Konrad v. Hochstaden, in: *Jahrbuch des kölnischen Geschichtsvereins* 26, 1951, S.14-15; Janssen, a.a.O., S.153-154. コンラートの姉妹マルガレーテはリンブルク大公＝ベルク伯ハインリヒの長子、アドルフと結婚した。
- 9) CRCOL, S.283.

- 10) Finger, a.a.O., S.45-50.
- 11) ディートリヒ・フォン・イーゼンブルクは1244/45年にも大司教とフェーデを行い、城塞ノイ・イーゼンブルクを奪われるなど大きな損害を被った。しかし大司教コンラートはディートリヒに寛大な措置をとり、その父、フリードリヒの有した大司教のレーエンを与えたので、以後ヴォリンゲンの戦いの時期まで、イーゼンブルク伯家は大司教に対してほぼ忠実であり続けた。Ebenda, S.58-59.
- 12) フィンガーによるイーゼンブルガー・フェーデの研究目的は何よりも、下ラインとヴェストファーレンの両地域がこのフェーデを通じて政治的に一体化したことを明らかにする点にあった。ヴレーデの研究もまた13世紀において諸侯の個別的な同盟とラント平和同盟が、両地域における領邦を超える結合と組織化を促したと述べる。Ebenda, S.27-30; Wrede, a.a.O., S.92-96.

IV

- 1) コンラートの領邦政策について全般的には Kettering, a.a.O., S.25ff; Janssen, a.a.O., S.151-167.
- 2) Kettering, a.a.O., S.25-27, 32-33.
- 3) パーダーボルン司教との対立については Ebenda, S. 39-46, Karte 7.
- 4) Ebenda, S.40.
- 5) 1249 8.13 UBNR II-352 アルテナ＝マルク伯オットーは、父のマルク伯が有したケルンのレーエンを授封された後、大司教コンラートに専属封臣としての忠誠を誓約した。
...quod, prout homo lygius suo tenetur de iure domino, bona fide excluso penitus omni dolo, totis nostris viribus, potenter et patenter contra quemlibet hominem assistemus et subseruiemus eidem,... 証人：...Arnoldum Theodericum et Gyselerum fratres de Althena,...
- 6) 1249 1月 UBNR II-342 「ケルン大司教猊下コンラートとユーリヒ伯ヴァルラムおよびその妻メティルデ virum nobilem Waleramum de Juliao ac eius sponsam Methildim, filiam viri nobilis Conradi de Mulenharkin の間に存在した不和 discordia は、良き人々の仲裁により、ケルン教会の高位聖職者や封臣の助言、ケルンの聖堂参事会の同意を得て、かくのごとき和解に至った。mediantibus bonis viris de consilio priorum et fidelium ecclesie Coloniensis, accedente ad hoc capituli Colon. consensu, amicabilem concordiam interuenit..」
- 7) ...Nos Wilhelmus comes Juliacensis notum esse volumus, quod nos reuerendo patri et domino nostro C.Coloniensi archiepiscopo fide data promissimus firmam amicitiam, fidele obsequium prestare et exhibere, sicut ei et ecclesie coloniensi tenemur. Ad euitandam etiam omnem inter ipsum d. nostrum archiepiscopum et nos discordiam, elegimus in suis hominibus tres, videlicet...; ipse d. archiepiscopus de nostris hominibus tres, videlicet...qui omnes fide data promiserunt, quod si aliquam contigerit suboriri discordiam vel questionem inter nostros et ipsius d. archiepiscopi homines,ipsi hec secundum iusticiam aut per amicitiam terminabunt, et nos nullam ex eo vindictam sumemus nec accipi faciemus, sed illi tres qui ex parte nostra assumpti fuerint, alios tres qui ex parte d. nostri coloniensis archiepiscopi assumpti sunt, vocabunt et exponendi huiusmodi discordias et questiones, et ipsi sex vel saltem ipsorum quatuor, ita quod ex utraque parte duo assint, hec per amicitiam vel secundum iusticiam terminabunt...Ad prefati sex concordare in hiis nequieverint, consentimus, ut prefati tres ex parte nostra et tres ex parte d. nostri archiepiscopi rationes suas exponant hincinde domino A. comiti de Monte, nostro consanguineo, et quidquid ipse ordinandum statuerit et servandum, predictus

d. noster archiepiscopus et nos id fide data tenemur firmiter obseruare.

- 8) 1251 9.9 REK III-1641; UBNR II-376.
- 9) この協定については Garnier, a.a.O., S.228 をも参照。
- 10) 1254年2月12日付けの教皇アレクサンダー4世に宛てた文書により、ヴェストファーレン大公領の貴族、有力者たち (WUB 4, 597によれば、アルンズベルク伯、アルテナ伯オットー、マルク伯エンゲルベルト、Dietrich von Neuenlimburg, Berthold von Büren, Dietrich von Bilstein, Marschall Albert von Störmede, Heinrich Schultheiß von Soest, Goswin von Rodenberg, Heinrich von Vitinghof, Albert von Hörde) その他のケルン教会の封臣、ミニステリアーレンは教皇に、パーダーボルン司教が城塞ザルツコッテンに関して結ばれた平和協定を無視して、これを再び囲繞し、そこからヴェストファーレン大公領に強盗的な襲撃を行っていたこと、そしてユーリヒ伯および他のケルンの敵と同盟して昨夏 (1254年) 大勢の軍とともにラントに侵入したが、彼らも武装し、戦いにおいてパーダーボルン司教を捕虜にしたこと、このことについて、当時ラインの彼方に居たケルン大司教はなんら関知してはいなかったことを知らせた。WUB 5, 549, 597. 少なくとも前掲のユーリヒ伯・大司教の和解まで、パーダーボルン司教とユーリヒ伯は同盟して大司教にフェーデを行っていたこと、大司教とパーダーボルン司教のフェーデはヴェストファーレンにおいて重大な影響を及ぼしていたことがわかる。
- 11) 教皇アレクサンダー4世が、パーダーボルン司教の捕虜化とその釈放条件=和解協定に批判的で、和解協定破棄を指示したことについては WUB 5, 580, 581, 586を参照。何れも1257年の文書である。
- 12) この同盟については Rotthoff, C., Die politische Rolle der Landfrieden zwischen Maas und Rhein von der Mitte des 13. Jahrhunderts bis zum Auslaufen des Bachracher Landfriedens Ludwigs des Bayern, in: *Rheinische Vierteljahrsblätter* 45, 1981, S.82-87.
- 13) Graevenitz, a.a.O., S.102.
- 14) Rotthoff, a.a.O., S.82.
- 15) 大司教コンラートは、ヴェストファーレンにおける優位を維持する手段として、同盟や相互援助というパートナーシップに加えて、世俗貴族との専属封臣 homo ligius 関係の形成に努めたことも看過できない。たとえば1248年のイーゼンブルク伯ディートリヒとの合意、翌年のアルテナ伯オットーとの合意がそれである。UBNR II-323, 352. ヤンセンによれば、両者は1254年のパーダーボルン司教との戦いで大司教に軍事奉仕を行った。Janssen, a.a.O., S.162-163. しかしアルテナ伯との専属封臣関係は、その兄弟のマルク伯に対し、自身の所領相続分が大司教のレーエンとして安堵されることを目的に結ばれた相互援助同盟のような性格を持つ。大司教と伯を含めた世俗貴族とのレーエン関係を、この地域の政治秩序を恒常的に規定するファクターと見なすことには慎重であらねばならない。むしろそれは折々の事情に応じて同盟、友好の関係を形成する臨機的な手段であったと考えるべきであろう。

V

- 1) 1262 1.27 UBNR II-511: パーダーボルン司教ジモンはケルン (選任) 大司教エンゲルベルトと終身の保護・援助同盟を結んだ。その際に以下のような条件が付された。
「ジモンは、ミュンスター司教、ユーリヒ伯を敵対者から除き、彼らの不利や損害になるような義務を負わない。...venerabilem tamen patrem et consanguineum nostrum dominum Gerhardum Monasteriensis ecclesie, nobilem virum Wilhelmum comitem Iuliacensem ad hoc

promisso nostro excepimus, in quorum preiudicium siue dampnum presenti scripto minimum volumus obligari.

もし大司教が、ジモンの兄弟、血縁の誰かの不正に対して告発せんとするなら、ジモンは、彼らがその裁判や仲裁に服す意志があれば、2ヶ月以内に仲裁または裁判により彼らに大司教の恩顧を回復する。しかし彼らがこれを拒否したら、約束に従って大司教とともに彼らに賠償させ、あるいは判決を下す。...ipsos gratie sue infra duorum mensium spacium reformabimus in amicitia vel in iure, si iudicio nostro, ordinationi vel arbitrio predicti parere voluerint, contenti gratia sive iure; quod si contumaciter recusauerint, ipsos tamquam iniuriam exercentes una cum predicto d. E. coloniensi Electo, secundum promissum et condictum auxilium, ad satisfactionem siue iustitiam prout poterimus inducemus.

... ジモンの兄弟、オジ、義兄弟、血縁がジモンの裁判や仲裁に従わず、不正を裁判または和解により償わなければ、あるいはまた大司教がこれを受け容れなければ、または彼らに咎がないのに大司教自身の動機により彼らに損害を与えようとしたら、暴力と不正を被った彼らをジモンは可能な方法で支援する。...si noster frater, avunculus, generi et consanguinei iudicio nostro, ordinationi et arbitrio obedire noluerint et parere, et excessus si quos fecerint emendare iusticia vel amicitia mediante, et hoc prefatus d. E. Coloniensis Electus recusauerit acceptare, vel si ipsos nullis suis excessibus exigentibus motu proprio dampnificare voluerit irrationabiliter vel etiam violenter, eisdem iniuriam et violenciam patientibus modis quibus poterimus assistemus.

この平和の維持のために各々が2人の保証人を選び、この4人[在地貴族、騎士]は、パーダーボルン教会とケルン・オスナブリュック・コルファイの教会の臣民、ミニステリアーン、市民、封臣の間に争いが生じたら、2ヶ月以内に仲裁または裁判により in amicitia vel in iure 裁定する。彼らの1人が死んだら1ヶ月以内に補充する。さらにジモンは信頼できる10人を選び、この規定の違反が、上記の4人の宣告に従って賠償されなかった場合、彼らが小都市ゲゼケ oppidum Geseke に入って賠償が行われるまで占拠する。」

- 2) フェーデの経過については CGMARK, S.38-39; REK III - 2251.
- 3) Martini continuatio Coloniensis (CRCOL), S.354-355; REK III -2384, 2385.
- 4) REK III-2387. 例外はミュンスター司教とクレーヴェ伯である。
- 5) Janssen, a.a.O., S.178-179.
- 6) UBNR II-606.
- 7) Janssen, a.a.O., S.166-167.
- 8) Ebenda, S.178-179; REK III -2438-2442.
- 9) UBNR II-608; REK III -2439-2440.
- 10) REK III-2489, Janssen, a.a.O., S.179.

VI

- 1) グレーフェニッツはこの協定を、大司教の安全通行に関する高権、あるいは平和高権 Geleits- und Friedenshoheit の主張を示すものと述べる。Graevenitz, a.a.O., S.144.
- 2) Erkens, F.-R., *Siegfried von Westerburg (1274-1297). Die Reichs- und Territorialpolitik eines Kölner Erzbischofs im ausgehenden 13. Jahrhundert*, 1982, S.79.
- 3) WUB 4, 1426. 「私、パーダーボルン司教ジモン、アルンズベルク伯ゴットフリートとその息

子ルートヴィヒ、ユーリヒ伯ヴィルヘルム、マルク伯エーフェルハルト、ジモン・ツア・リッペは知らせる。我々の各々は、ケルン大司教が来たる聖ミハエルの日までに、かつて前任ケルン大司教エンゲルベルトがチュルピヒの戦闘のために私たちに対して負うことになった債務を支払うつもりであるのか、また支払うかどうかを確認するであろう。もし支払いが友好的に遂行されるなら、私たちはこれを受け入れるであろう。しかしもし私たちのある者が支払いを受ける... ことがなく、他の者が支払いを得るということが起これば、それにもかかわらず、私たちの間で相互の同盟について交わした私たちの文書にあるように、私たち全ては支払いを受けなかった者を、選任大司教ジークフリートに対して、私たちに債務を支払うよう、... 可能な限りの軍事行動により援助する...」

4) Erkens, a.a.O., S.89-90.

5) REK III 3-2704, 2707. 2月22日にはケルン大司教はブラバント大公に使者派遣を謝し、なおユーリヒ伯の領域ではブラバント大公の領民がしばしば略奪を被っており、同伯が略奪者を保護していることを知らせ、こうした悲惨な現実に対する助言と援助を早急に与えるように請うている。すなわちジークフリートはブラバント大公が仲裁に協力したことには満足せず、軍事的支援を求めたのである。REK III-2707; Erkens, a.a.O., S.90.

6) 1277 3.17 (REK III-2711では18) UBNR II-697.「ケルン大司教ジークフリートとユーリヒ伯ヴィルヘルムは、大司教はドイツ騎士修道会士、副司教、聖堂付教師、騎士、ケルン市民など6人を、伯もその封臣やケルン市民など6人を仲裁人として選び、彼らに両者間の全ての争いを裁判または和解によって裁定する権限を与え、両者はその裁定に従うことを誓約した...

...dantes eis potestatem omnes controuersias et questiones quascumque inter nos decidendi, terminandi et diffiniendi, per iuticiam vel amorem, obligantes nos et promittentes fide prestita et iuramento interposito corporali, quod quicquid predicti superius nominati super ipsis questionibus et controuersiis inter nos dixerint, ordinauerint seu statuerint faciendum per iuticiam vel amorem, quod illud inuolabiliter observabimus nec contra veniemus, dolo et fraude penitus exclusis...」

7) Martini continuatio Coloniensis, S.356; Erkens, a.a.O., S.104; Janssen, a.a.O., S.187. 大司教はユーリヒ伯の死を聞いて「神は天使を遣わし、私を獅子の口から解放した」と喜んだという。CGMARK, S.43. 帝国都市アーヘンの保護をめぐるユーリヒ伯、大司教の対立については Kraus, *Jülich, Aachen und das Reich*, S.129-149; Erkens, a.a.O., S.75ff. アーヘンの保護支配権はライン、マース間におけるヘゲモニー争いの焦点であり、1275年に国王ルードルフは大司教ジークフリートにこれを委ね、大司教は同年6月にアーヘン市と、また8月にはリンブルク大公と相互援助協定を結んだ。これらはユーリヒ伯に対する同盟である。REK III-2612; UBNR II-675.

8) UBNR II-681. なおこの下ライン文書集がこのコンラートの証書を1275年としているのは誤りである。Erkens, a.a.O., S.79, Anm.37.

8a) CGMARK, S.43, 45.

9) UBNR II-716, REK III-2755, 2756; vgl. Erkens, a.a.O., S.108-109.

10) WEB 7,1627; REK III-2730.

10a) Martini continuatio Coloniensis, S.355.

11) UBNR II-712; REK III-2792. 仲裁者としては大司教側からは聖堂司祭長ディートリヒ・フォン・ビューレン、聖堂付属学校長ヴィケボルト、その他聖堂参事会員など、ベルク伯側からは、アドルフの兄弟でケルンの聖堂参事会長であった前述のコンラートの他、11名の騎士が記名さ

れている。マルク伯はカイザースヴェルトの関税収入100マルクを貨幣封として与えられた。また以後の紛争再発に備えて双方4人ずつの騎士からなる仲裁者団が選ばれているが、ベルク伯側の4人は、上記の11人の騎士に含まれる。前稿でも指摘したように、やはり特定の封臣団が、主君の現在と将来の紛争について繰り返しその解決に責任を負ったのである。彼らが15日以内に和解を実現できない場合、前述のコンラートとディートリヒ・フォン・ビューレンが1ヶ月以内に裁定するものとされた。前掲拙稿、177頁。なおコンラートとディートリヒの裁定により、1279年12月にはベルク伯アドルフは大司教のために貨幣製造権の放棄を余儀なくされた。REK III-2826.

12) REK III-2770.

12a) CGMARK, S.43-44; Martini continuatio Coloniensis, S.356.

13) Janssen, a.a.O., S.187-188.

14) Rotthoff, a.a.O., S.88-89; Garnier, a.a.O., S.100ff. ライン地方の3大司教と国王ルードルフの関係は1276年にはいったん改善されるが、ガルニアによれば両者間の対立は続き、1278年にはケルン大司教ジークフリートはルードルフに対抗してベーメン王オットカールとの結びつきを強めようとしていた。

15) エルケンスも、国王ルードルフはこの平和同盟が国王の承認なしに形成されたことに対して不満を強め、1281年からライン地方の平和に対する国王の直接的な指導を強化しようとしたと述べる。Erkens, a.a.O., S.165.平和同盟文書の末尾には1283年の更新可能性が記されているが、リンブルク大公領をめぐる争いの激化のため更新はされなかった。なおロットホーフは商業交通の安全保障と、関税等の廃止などの点においてこの平和同盟にはブラバント都市の意向によるところが大きいと述べる。Rotthoff, a.a.O., S.89. Gerlich, A., *Studien zur Landfriedenspolitik König Rudolfs von Habsburg*, 1963, S.65-66. ゲーリヒもこのラント平和同盟に、中部～上ラインにおけるような国王ルードルフの平和政策の影響力を排除しようとする、ケルン大司教を始めとする下ライン諸侯の意図を読み取る。

16) UBNR II-730.

17) 1281 9.20 WUB 7, 1776 「これはミュンスター司教のケルン大司教との更新された同盟である Haec est confederacio domini Monasteriensis cum domino Coloniensi inuenacia (innovate) ミュンスター司教エーフェルハルトは知らしめる... 私は、ここに作成された文書にはっきりと記されているように、ケルン大司教殿下との相互の援助のために格別の義務を負ってきたので、わたしは地域の共通の福利のために propter commune patrie bonum、この義務を更新し、自ら誓約を行って約束する。すなわち私たちの以前の文書に記された全ての規定にしたがって、ケルン大司教殿を、嘘偽りなく援助することを。

私と私の封臣たち、および大司教殿とその封臣たちの間に何らかの不和の原因が生じないように、私の側からは... を、大司教殿は... を選び、彼ら[4人]に今後起こりうる全ての問題を、裁判あるいは仲裁により解決する権限を与える...

この4人に欠員が生じたらすぐに補充する。もし誰かが、[4人の裁定により]なすべき賠償を履行せず、大司教もこれを強制する力を持たないときは、求められれば私が、このような輩に対して大司教を支援する。また大司教も私に対して同様である。またこの4人が確実にその職務を行えるように、彼らを物的、人的に保護し、通行の安全を保証し、また何らかの敵対行為に遭遇したら、私たちは武力でこれを除去する。他方、4人は我々の手に自身で誓約し、この職務に可能な限り精勤することを約束する...」

- 18) REK III-2918.
- 19) エッセンのフォークタイをめぐる国王ルードルフとケルン大司教の関係については Erkens, a.a.O., S.146-150 を参照。
- 20) MGH Const.III, 279, 280, *Innovationes pacis generalis per Franconiam et partes Rheni*. 国王ルードルフ・フォン・ハプスブルクは1273年にアーヘンで帝国平和令を公にしたが、さほどの効力を持たなかった。1281年7月にニュルンベルクの帝国集会でフランケン地方のラント平和を立ち上げ、9月には上シュヴァーベンのラント平和を公布している。7月のフランケンの平和令と12月のラインの平和令の内容は殆ど同じである。これらの平和令により、ルードルフはまず対立していたマインツ大司教を誓約せしめ、さらにケルン大司教に圧力をかけようとしていた。同年にルードルフはオーストリア、バイエルンのラント平和令をも公にした。Rotthoff, a.a.O., S.95-96; Graevenitz, a.a.O., S.105-128.
- 21) Graevenitz, a.a.O., S.152-153; Janssen, a.a.O., S.188.
- 22) REK III-2944. Walram von Monyoie, Valkenburg はゲルデルン伯、その他の大司教封臣とともにヴォルムスにおいてルードルフより、大司教が不正に奪った帝国領の回復のために協力するよう命じられた。これに対してケルン大司教ジークフリートは1281年4月にトリア大司教と、9月末にはヴィッテルスバッハ家の下バイエルン大公と同盟を結んでいる。REK III-2887, 2898; Garnier, a.a.O., S.106-107.
- 23) 大司教が実際にラント平和を誓約したのは9月25日であった。Regesta Imperii VI/1, 1713a. 1281-82年のこの経緯については Gerlich, a.a.O., S.70-79. ジークフリートが国王に屈したのは、国王の軍事的圧力と周囲の諸侯が国王を支持した故であるとする。
- 24) ただし後にエッセン修道院のフォークタイは国王に返還され、さらにマルク伯に委ねられた。Janssen, a.a.O., S.190.
- 25) MGH Const. III, Nr.334; Erkens, a.a.O., S.170-172.
- 26) 1282 11.26 WUB 7, 1839 「リンブルク伯はマルク伯らの仲裁によりミュンスター司教とのフェーデを終結した。
- リンブルク伯ディートリヒとその息子エーフェルハルト、そして故リンブルク伯ヨハンの息子で前述の二人の甥、ディートリヒは知らしめる。私たちとその子供たち、相続人と、ミュンスター司教とその教会の間に生じた争いのゆえに、私たちは司教と教会に略奪、放火、強奪により多大の損害を加え、また同司教は私たちの城代や友人たちに損害を与えたのだが、マルク伯エーフェルハルトや私たち双方の信頼できる友人たちの仲裁によりこれらの損害はここで寛大に、明白に許し合い、争いは以下のように、友好のうちに収拾された...
- 証人：オスナブリュック司教コンラート、マルク伯エーフェルハルト、ベントハイム伯エッケルト、Bernardo domino de Ahus, その他、ミュンスター教会の参事会員... ミュンスター、オスナブリュック、その他の司教区の騎士たち... ミュンスター、オスナブリュック、ゾースト市およびマルク伯の人々...」
- その他 WUB 7, 1914, 1956, 1962, 2008 にもマルク伯の類似の活動が読み取れる。
- 27) *Köln, Wesfalen 1180-1980. Landesgeschichte zwischen Rhein und Weser*, Katalog, Bd.1, Beiträge, Leidinger, P., 1180-1288, S.57. ロットホーフは下ライン、ヴェストファーレンでは王のラント平和政策はさらなる王権強化の出発点とならなかったと述べる。
- 28) Graevenitz, a.a.O., S.155-56; UBNR II-811.
- 29) CGMARK, S.45; Janssen, a.a.O., S.191.

30) 1282 12.17 REK 3-2971 : ケルン大司教ジーフリートとロートリンゲン・ブラバント大公ヨハンは相互援助の同盟を結んだ。大司教は大公領に隣接する全ての貴族に対して、そしてライン・マース河間の大公の所領を防衛するために大公を全力を挙げて援助する。大公は大司教に対し、ライン・マース・アール河間のあらゆる敵対者に対し、またラインの彼岸、そしてヴェストファーレンにおいても、200人の騎兵により、ライン此岸では自分の費用で、彼岸では大司教の費用で援助する。国王は敵対者から除外する。

31) REK III-3041.

32) 1285 3.12 WUB 7, 1861 「私、オスナブリュック司教コンラートは知らしめる。ケルン大司教およびケルン教会と、オスナブリュック教会、および私の先任司教たちの間には、記憶にない時代から和合と友好の格別の絆 *unionis et amicitie vinculum speciale* が存在したのであるから、私は、オスナブリュック教会の高位聖職者、参事会、封臣やミニステリアーレンの助言によりこのような和合と友好を更新しようと願い、次のことを約束した…」

この協定は1261年以来繰り返し更新されてきたものである。

VII、VIII

1) CGMARK, S.46. 1283年5月18日にゲルデルン伯ライナルトはケルン大司教ジークフリートと相互援助の協定を結んだが、この協定がイルムガルトの死の前か後かは不明である。REK III-2992; Erkens, a.a.O., S.181-182.

2) Erkens, a.a.O., S.195. ブラバント大公は同年8月には大司教領を荒掠している。REK III-3033.

3) UBNR II-793; REK III-3032.

4) 1287年7月-11月の休戦後から1288年6月のヴォリンゲンの戦いに至る同盟関係の展開については Erkens, a.a.O., S.217-225 を参照。

5) 1288 3.30 WUB 7, 2077 「ケルン大司教ジークフリートは、アルンズベルク伯ルートヴィヒが、ケルン大司教とのフェーデにあるマルク伯エーヴェルハルトに助力しないことを条件に、ヴィケデのゴー裁判権をめぐる争いの仲裁者を4人任命し、その裁定に従うとした。そしてルートヴィヒの息子と兄弟にケルンの教会の聖職禄が与えられるように計らうと約束した。

…私とマルク伯エーフェルハルトの間にフェーデ *guerra* が生じたとき、私の封臣にして友人であるアルンズベルク伯ルートヴィヒが、法により明らかに私と私の教会に属すヴィッケデのゴー裁判権 *gogerichte* と俗称される裁判権について、訴えを起こしたので、私たちは共通の意志と合意により… を任命し、この4人が件の裁判権について、仲裁によりあるいは裁判により *in amicitia vel in iure* 定め、決めることは何であれ、反することなく遂行し、守る義務を負うこととした。

また伯ルートヴィヒは聖職に身を委ねた兄弟、息子たちのことを懸念していたので、その願により、私は彼の息子の一人のために大聖堂に、また彼の兄弟のためにケルン市の聖ゲレオン教会に、できるだけ早く[聖職位授与を]実現するように要望し、実現するまで彼の願いに配慮を加えることにする。また同伯はこうした私の恩顧に対して酬いるため、マルク伯とその他の私およびケルン教会の敵に助力することは、そうした助力が私やケルン教会の利害に反する限り決してしないこと、また前述の(マルク伯との)戦い *guerra* が続く間、私と教会への敵対を何ら企てないことを約束した。また私は伯に対して、もしこのためにアルンズベルク伯が、マルク伯や私の敵との対立に陥り、攻撃されたら、私は伯を誠実に援助する。また伯も私に対して同様である。このことの証拠にこの文書に私の印璽を付す。」

- 6) この1288年のラント平和同盟形成に関する証書史料は伝来せず、グレーフェニッツはブラバントのJan van Heeluの年代記叙述から、この同盟が4月末に形成され、5月末、同盟構成員のブリュール集会ではケルン大司教の不正な関税を略奪行為として断罪したと述べる。グレーフェニッツは、同盟に加わった諸侯の目的はこうした不正な関税やその拠点となる城塞の除去であり、大司教との戦いではなかったとする。しかし関税や城塞は領邦政策と不可分であり、当時の政治状況を考えれば、こうした問題をラント平和違反というフォーマルな制度、法論理の問題の枠内でのみ考察、評価しようとすることは正当ではない。Graevenitz, a.a.O., S.218-224, 239.
- 7) UBNR II-892; CGMARK, S.46; REK III-3190. 1290年のケルンの聖職者の証言によれば、市民はすでに大司教に、自分たちおよびその同盟者と和解するよう促し、大司教はこれに応じてブラバント大公との間の仲裁を行うよう市民に求め、ブラバント大公が軍をともなわず、大司教領に損害を加えることなくケルン市に入ることに同意した。しかしこの間に大公は軍を率いて大司教領に侵入し、ケルン市に入って結局市民と大公の同盟が成立した。もしこれが事実であれば、G・アルトホーフが述べたとおり、大きな戦闘を前にして、当事者、関係者はその直前まで和解のための交渉を試みたということになる。Althoff, G., *Spielregeln der Politik im Mittelalter*, 1997, S.67,90. なおブラバント大公の大司教領攻撃の目的（口実）は、マース、ライン間のラント平和の保護者として「盗人の巢窟」であるヴォリンゲンを攻撃することであった。
- 8) REK III-3190. ヴォリンゲンはケルン大司教がユーリヒ伯から譲られたもので、大司教はここに関税を設けていた。
- 9) CGMARK, S.47-49; Martini continuatio Coloniensis, S.568-569. いくつかの年代記から推測される数としては、大司教軍：騎兵3600、歩兵1400-2500、ブラバント大公軍：騎兵1500、歩兵2500である。戦闘はヴォリンゲンとライン河の間の路上で行われ、大司教ジークフリートはブラバント大公軍に遭遇し、これを攻撃したが、逆に包囲され捕虜になった。大公はちょうど駆けつけたベルク伯アドルフに、大公、ケルン市民、その他のラント平和同盟側の同意なしに決して釈放しないことを条件に大司教の身柄を委ねた。ベルク伯は大司教をライン右岸のベルク伯領に連行した。この間、最後に左翼に待機していた、戦棍（棍棒）をもつベルクの農民兵とケルン市民軍が背後から大司教軍を攻撃し、戦闘は終了した。Jan van Heeluの韻文年代記はこの戦いの叙述に5000詩行を当てた。なおマルク伯はケルン市民の助力を得てヴェストファーレンにおいてリッペ河南部を東西に走る幹線道路ヘルヴェークから南部のザウアーラントの大司教領に侵攻し、大司教の塩鉱都市ヴェルルを占領、城壁を破壊し、堀を埋めた。さらに城塞フォルマルシュタイン、イーゼンブルクをも破壊するなど、ヴェストファーレンの大司教領に対する激しい攻撃を行った。ユーリヒ伯もチュルビヒの都市と城塞を占領、破壊した。以上は REK III-3193; Erkens, a.a.O., S.236-242.
- 10) このパラグラフは：Item omnibus dissentionibus, rancoribus et inimicitis inter nos archiepiscoporum ex una parte, et ipsum comitem de Monte ac Heinrcum de Monte d. de Windecge eius fratrem et alios eorundem adiutores quoscunque ex altera, tam de occisis in conflictu apud Wurrinc et alibi ubicunque, captiuis, exactionatis, incendiis, dampnis et rapinis, quam etiam de destructionibus castrorum, opidorum et villarum, et specialiter occasione captiuitatis nostre exortis et habitis, et quicquid ex eis secutum est, per nos pro nobis, nostris consanguineis, amicis, vasallis et ministerialibus quorum posse habemus, et vice versa per ipsos

comitem de Monte et Henricum d. de Windecge predictos pro ipsis ac eorum adiutoribus, consanguineis, amicis, vasallis et ministerialibus quorum posse habent, est renunciatum hinc et inde pure, simpliciter et spontanea voluntate, nec de cetero nos, successores nostri seu ecclesia Colon. nec nostri adiutores, consanguinei, amici, vassali et ministeriales quorum posse habemus, nec ipsi comes de Monte nec frater eius nec eorum adiutores, consanguinei, amici, vasalli et ministeriales quorum posse habent, aliquam impetitionem vel vindictam faciemus seu facient super premissis, nec contra premissa seu aliquod premissorum veniemus nec ipsi venient, omni dolo et fraude penitus exclusis.

- 11) チュルピヒについては1291年3月29日の合意により、大司教はフォークタイを放棄し、都市チュルピヒの自立性と中立が確認された。また代償として大司教はフィリヒのフォークタイ等を得た。REK III-3327, 3345.
- 12) なお大司教とケルン市民は、戦いの際に市民が奪ったとされる市内の大司教の財産をめぐる紛糾したが、ベルク伯アドルフの仲裁により市民側の主張が認められ、6月に和解が成立した。REK III-3215, 3216.
- 13) なおエルケンスは、他の和解の相手に比してユーリヒ伯が大司教に対して穏やかな条件を示しているのは、ユーリヒ伯が1288年まで大司教側に属していたからであるとする。Erkens, a.a.O., S.249.
- 14) この変化は大司教の大公権力が不明確であった下ラインよりもヴェストファーレンにおいて顕著である。マルク伯領は前述のように、大司教領邦と同じように*terre et dominium*と表現され、ベルク伯領は大司教の裁判権を排除し得た。大司教は個別的な城塞や所領の喪失の他、ヴェストファーレンにおける大公権に基づく築城高権を実質的に失った。Ebenda, S.254-257.
- 15) REK III-3244, 3245.
- 16) この仲裁裁定についてはGarnier, a.a.O., S.280f.
- 17) ヤンセンによればこの集会はラント平和の執行のためのラント集会のごとき意味を持った。Janssen, a.a.O., S.196.
- 18) 大司教ジークフリートは1292年に国王ルードルフが死去すると、その息子アルブレヒトの国王選出を妨げ、ヴォリンゲンの戦いにおける同盟者であったナッサウ伯アドルフを国王に選ばせることに成功した。しかしジークフリートはケルン教会の「損害リスト」を示して有利な選挙協約を要求したにもかかわらず、アドルフは下ライン、ヴェストファーレンにおける大司教の勢力回復につながるような支持を与えなかった。Ebenda, S.197.
- 19) Rotthoff, a.a.O., S.98. ルードルフ・フォン・ハプスブルクの時代になると、総じて仲裁裁判が正式の裁判に匹敵する意義をもったこと、ルードルフの国王宮廷裁判もしばしば当該地域の諸侯による仲裁を促したこと、国王自身の同盟関係が北西ドイツの諸侯ネットワークの中に入り込むことは殆どなかったことなどについては、前掲拙稿、178-181頁を参照。
- 20) 仲裁者の人的構成については前掲拙稿、170-172頁をも参照。
- 21) 将来の紛争再発にそなえる仲裁者団の設置についてはGarnier, a.a.O., S.239-243, 前掲拙稿、175-177頁をも参照。
- 22) 紛争仲裁、地域平和維持というクライス制度の機能については皆川卓『等族制国家から国家連合へ』創文社、2005年、とりわけ第4章を参照。
- 23) 前掲拙稿、183-184頁、拙稿「中・近世ティロル農村社会における紛争・紛争解決と共同体」『京都大学文学部研究紀要』41、2002年、103-105頁。

Konfliktaustragung und politische Ordnung im 13. Jahrhundert am Niederrhein und in Westfalen

Zusammenfassung

Hattori, Yoshihisa

I. Die Konfliktaustragung und die politische Ordnung

Eine der wichtigsten Aufgaben der Konfliktforschungen über das Mittelalter ist jene, die Art und Weise der Konfliktlösungen einerseits und die soziale und politische Ordnung der Gesellschaft andererseits in ihren wechselseitigen Beziehungen zu betrachten. Die Aufgabe des vorliegenden Aufsatzes ist es, die Konflikte (Fehden), deren Austragung und die Bündnisse zwischen den Fürsten am Niederrhein und in Westfalen quellenmäßig eingehend zu betrachten, und daraus die Entwicklung der interterritorialen politischen Ordnung zu erläutern, die weitgehend vom fürstlichen Netzwerk abhängig war.

Für diese fürstlichen Netzwerke und Bündnisse hat Claudia Garnier einmal in ihrem Buch „*Amicus amicus inimicus inimicus*“ (2000) einen wesentlichen Beitrag geleistet. Ich habe mir von ihren Ergebnissen die wertvollen Anregungen zur weiteren Forschung zu dieser Thematik geholt. In meinem letzten Aufsatz habe ich schon die Konfliktaustragung durch die Vermittlung und Schlichtung zwischen Fürsten und die damit eng verbundenen fürstlichen Bündnisse im 13. Jahrhundert am Niederrhein behandelt. Diesmal soll die Bedeutung der einzelnen Konflikte und deren Beilegung in den konkreten politischen Situationen erfasst werden, die ich das letzte Mal nicht genügend berücksichtigt habe. Erst dadurch lassen sich die Konflikte und deren

Austragung als die bedeutenden Faktoren der politischen Ordnung erklären.

II. Die territorialen Verhältnisse im Nordwesten des Reichs

Während des 13. Jahrhunderts wurde die politische Hauptrolle am Niederrhein und in Westfalen immer von den Erzbischöfen von Köln gespielt. Mit dem Herzogstitel von Westfalen und der herzoglichen Autorität am Niederrhein waren die Kölner Metropolen für die territorialpolitischen Verhältnisse im Nordwesten des Reichs die einflußreichsten Fürsten. Sie schienen immer noch die wichtigen Friedensstifter in der Erzdiözese zu sein. Interessanterweise scheint diese Tätigkeit der Erzbischöfe aber schon in der Mitte des 13. Jahrhunderts abzunehmen. Stärker waren die Kölner Fürsten bereits damals in die komplizierten territorialen Interessen der Fürsten verwickelt und sie lagen nun häufiger im Streit mit ihren Nachbarn und ihre Konflikte wurden wiederum von anderen Fürsten beigelegt.

Die Erzbischöfe im 13. Jahrhundert bemühten sich um die Durchsetzung der herzoglichen Hoheitsrechte (Befestigungs- und Friedenshoheit, Geleitrecht usw.) insbesondere in Westfalen, wo sie die territoriale Vereinheitlichung zwischen Rhein und Weser konzipierten. Derartige hegemoniale Ansprüche der Erzbischöfe wurden besonders seit der Regierungszeit des Erzbischof Engelberts von Berg (1216-1225) auf die neue territorialpolitische Ebene erhöht, und umso häufiger wurde dadurch eine heftige Opposition der Fürsten am Niederrhein und in Westfalen hervorgerufen. Sie bildeten manchmal die antikölnischen Bündnisse, die die mutuelle Hilfe gegen die Widersacher verfügten.

Es wäre aber falsch anzunehmen, dass die kurkölnischen und antikölnischen Fürstenbündnisse unveränderlich waren. Im Vergleich mit dem Osten und Südosten präsentierte sich der Nordwesten des Reichs im 13. Jahrhundert mosaikartig fragmentiert. Die meisten mittleren und kleineren Territorien waren noch nicht eindeutig festgelegt. Deswegen entwickelten sich die gegenseitigen Beziehungen durch

Konflikte und Friedensschlüsse zwischen den Fürsten sehr aktiv. Historiker neigen dazu, die Geschichte der Territorialbildung in Deutschland als eine endlose Kette der Fehden von Fürsten darzustellen. Konflikte wurden durch verschiedene Faktoren, wie Streitigkeiten über herrschaftlichen Besitz, Hoheitsrechte, und von allerlei divergierenden territorialen Interessen immer wieder verursacht. Derartige Konflikte wurden aber meistens durch die Vermittlung und Schlichtung der zahlreichen Standesgenossen der Streitparteien beigelegt. Die gütliche Beilegung der Streitigkeiten zwischen den Fürsten wandelte die bisherige Feindschaft in die politische Freundschaft (*amicitia*) um. Parteiliche Verhältnisse waren daher sehr fließend und wechselhaft. Es muss weiters in Betracht gezogen werden, dass weder Konflikte noch Freundschaft zwischen den Fürsten am Niederrhein und in Westfalen isoliert entstanden und bestanden und dass jedwede politischen Beziehungen zwischen den Fürsten Auswirkungen auf ihr Umfeld hatten. So eng und intensiv waren die politischen Kommunikationen und die Interaktionen zwischen den territorialen und auch den lokalen Herren im 13. Jahrhundert im Nordwesten des Reichs. Aus einem anderen Gesichtspunkt her betrachtet kann man sagen, dass die wiederholten Konflikte und deren Beilegungen zwischen den Fürsten die fürstlichen Netzwerke entwickelten.

III. Die Konfliktaustragung zwischen den Fürsten und die politische Ordnung am Niederrhein und in Westfalen (Kapitel III-VII)

In Kapitel III-VII des vorliegenden Aufsatzes sollen die Konfliktaustragung, die Bündnisse und die politische Ordnung am Niederrhein und in Westfalen in den folgendermaßen geteilten Perioden betrachtet werden.

- (1) Die Isenburger Fehde (Kapitel III)
- (2) Die Regierungszeit Erzbischof Konrads von Hochstade 1238-1261 (Kapitel IV)
- (3) Die Regierungszeit Erzbischof Engelberts II. 1261-1274 (Kapitel V)

- (4) Die Regierungszeit Erzbischof Siegfrieds von Westerburg bis zum rheinischen Landfrieden vom König Rudolf von Habsburg 1281/82 (Kapitel VI)
- (5) Vom rheinischen Landfrieden bis zur Schlacht von Worringen 1288 (Kapitel VII)

Für jede Periode sollen die wichtigen Urkunden von Verträgen, die die Einzelheiten der Konfliktbeilegung und der Bündnisse zwischen den Fürsten sorgfältig regeln, im ins japanische übersetzten Text vorgelegt und erörtert werden. Dadurch lassen sich die folgenden Charakteristika von der Konfliktaustragung und der damit eng verbundenen politischen Ordnung feststellen.

(1) Die sogenannte Isenburger Fehde war der Komplex von Fehden, in den nicht wenige Fürsten und Adelige im Nordwesten des Reichs verwickelt waren. Die jungen Grafen Dietrich und Friedrich von Isenburg (bzw. Isenberg) stritten mit dem Grafen Adolf von der Mark ums Erbe, das nach der Hinrichtung ihres Vaters (Grafen Friedrich von Isenburg) vom Erzbischof von Köln dem Grafen Adolf verliehen worden war. Im Zusammenhang mit dieser Feindschaft entwickelten sich gleichzeitig die Konflikte und Fehden zwischen den antikölnischen Fürsten wie dem Herzog von Limburg und Grafen von Jülich am Niederrhein, und den Grafen von Arnsberg, Tecklenburg, den Herren zur Lippe u.a. in Westfalen einerseits, und dem kölnischen Erzbischof und seinen Unterstützern wie dem Grafen von Ravensberg und dem Bischof von Osnabrück andererseits. Dieser Komplex von Fehden dauerte von 1227 bis zum Jahr 1243 und es beteiligten sich daran die Fürsten und Adelige am Niederrhein und in Westfalen sowohl an den Konflikten als auch an den Verhandlungen zu deren Beilegungen. Dadurch wurde die politische Vereinheitlichung beider Distrikte in der Form eines fürstlichen Netzwerkes gefördert.

(2) Konrad von Hochstade, ein ehrgeiziger Erzbischof von Köln, war bekanntermaßen ein fähiger Territorialherr. Er erweiterte nicht nur die kölnischen Territorien in

Westfalen , sondern verstärkte auch die innere Integration der Territorien durch die neuen herrschaftlichen Mitteln wie Ämterverfassung. Durch die vorteilhaften Verträge und Bündnisse mit den Gegnern, dh. dem Bischof von Paderborn und dem Herzog von Braunschweig, konnte er seine Hegemonie im Raum zwischen Rhein und Weser ausbauen. Das Landfriedensbündnis am Niederrhein, das Konrad aus eigener Initiative mit den Grafen von Geldern, Kleve, Jülich, Berg, Sayn, der Stadt Köln und dem Bischof von Utrecht geschlossen hatte, zeigte den Höhepunkt seiner Regierung. Es dürfte aber anachronistisch sein zu behaupten, dass Konrad im Sinn hatte den Raum zwischen Rhein und Weser als ein einheitliches Territorium unter seine Herrschaft zu stellen. Die Herrschaft Konrads in Westfalen blieb vorwiegend auf den Komplex von den zerstreut liegenden Territorien beschränkt, die durch die wichtigen Stützpunkte (Städten, Burgen, Vogteien u.a.) miteinander verbunden waren. Die Hegemonie des Erzbischofs in diesem Raum beruhte weitgehend auf den vielseitigen Freundschafts- und Hilfsbündnissen mit den selbständigen Fürsten, die durch die Verhandlungen über gegenseitige Interessen nach den Konflikten jeweils geschlossen wurden. Die so geartete Vorherrschaft des Erzbischofs stellte sozusagen die Oberhand im Netzwerk dar.

(3) In der Schlacht von Zülpich (1267) wurden der Kölner Erzbischof Engelbert und eine große Anzahl der westfälischen Fürsten vom Grafen von Jülich und den mit ihm verbündeten niederrheinischen Fürsten besiegt. Der gefangengenommene Bischof Simon von Paderborn wurde schon 1269 freigelassen, während Engelbert bis 1271 beim Grafen von Jülich im Gefängnis sitzen musste. Diese Gefangenschaft stellte zwar den Tiefpunkt der erzbischöflichen Herrschaft dar, aber sie zerstörte das fürstliche Netzwerk kaum. An den Friedensverträgen zwischen den Bischöfen Simon, Engelbert und ihren Gegnern beteiligten sich die zahlreichen Fürsten des Niederrheins und Westfalens, die teils die Mitverantwortung für die Befolgung des Abkommens und für die Erfüllung der Schuldigkeit der Vertragspartner trugen, teils zur künftigen Konfliktbeilegung verpflichtet waren. Die politische Ordnung nach der Schlacht von

Zülpich war darum nach wie vor vom fürstlichen Netzwerk abhängig.

(4) Erzbischof Siegfried von Westerburg, ein ambitionierter Territorialpolitiker, bemühte sich mit Eifer, die in der Regierungszeit Engelberts verlorenen Besitztümer und Rechte vom Erzstift wiederzugewinnen. Die Territorialpolitik Siegfrieds wurde parallel mit der Bündnispolitik gefördert. Trotzdem bewirkte seine territoriale Konzeption bald die Reaktion der Fürsten. Im März 1277 erneuerte Siegfried mit Herzog Johann von Brabant das alte Schutzbündnis zwischen beiden. Im April verbündeten sich die 34 Fürsten vom Niederrhein und Westfalen gegen den Kölner Metropolit unter Führung des Bischof Simons von Paderborn. Das Beziehungsnetz von Fürsten bedeckte diesmal fast das ganze Westfalen und Niederrhein. Jedoch konnte Siegfried diese krisenhafte Situation überwinden, und zwar dank dem frühzeitigen Tod der Oberhäupter des Bündnisses, des Paderborner Bischofs Simon 1277 und des Grafen von Jülich 1278. Die dem Erzbischof zugesagte Unterstützung vom Herzog von Brabant beschleunigte einigermaßen die Auflösung des antikölnischen Bündnisses und die Versöhnung zwischen beiden Parteien. Quellenmäßig lässt sich einsehen, dass der Herzog von Brabant mehrmals als Friedensstifter am Niederrhein tätig war. Aber Herzog Johann verhinderte auch die übermäßigen politischen Ansprüche des Erzbischofs, als Siegfried die Grafschaft Jülich erobern wollte, deren Herr und seine zwei Söhne 1278 durch die Fehde mit der Stadt Aachen getötet worden waren.

Dann 1279 verbanden sich Erzbischof Siegfried, Herzog Johann von Brabant und die Grafen von Geldern und Kleve zur Aufrechthaltung der öffentlichen Sicherheit zwischen Rhein und Dender. Nach dem Wortlaut der Urkunde ergriffen Erzbischof Siegfried und Herzog Johann zweifellos die Initiative in diesem Bündnis. Christel Maria von Graevenitz behauptet in ihrem neu erschienenen Buch (Die Landfriedenspolitik Rudolfs von Habsburg (1272-1291) am Niederrhein und in Westfalen, 2003.), dass König Rudolf von Habsburg durch seinen Beauftragten, dh. den Herzog von Brabant die Fürsten zu diesem Landfriedensbund veranlasste. Die Landfriedenspolitik König Rudolfs

war aber damals am Niederrhein noch nicht wirksam, weil die dortigen Fürsten sich der starken Einflussnahme des Königs widersetzen. Nach Graevenitz zeigte die Landfriedenspolitik Rudolfs für die einzelnen Distrikte das systematische Bestreben, die königliche Gerichtsgewalt zu verstärken und die Effizienz der Reichsordnung zu erhöhen und zu sichern. Wir müssen aber in erster Linie die politischen Verhältnisse in einzelnen Distrikten des Reichs berücksichtigen, weil die regionalen königlichen Landfriedensorganisationen, wie Graevenitz selbst sagt, auf den regionalen Kräften basierten. Am Niederrhein war die Möglichkeit des königlichen Landfriedens vorwiegend abhängig von den fürstlichen Netzwerken. Dieser Landfriedensbund (*fedus pacis*) bezweckte die großräumige Sicherheit zu Lande und zu Wasser am Niederrhein und stand allen Adeligen und Städten offen. Er war ein offenes Netzwerk unter Leitung von Erzbischof Siegfried und Herzog Johann von Brabant. Jedenfalls bedeutet die Bildung des Landfriedensbundes den Höhepunkt der Regierung Siegfrieds.

Bald sollte er aber an Bedeutung wieder verlieren. 1281 veröffentlichte König Rudolf in Mainz den Landfrieden für Niederrhein. Nachdem Siegfried lange dem Landfriedensbund nicht beitrug, unterwarf er sich 1282 schließlich dem König und beschwor den Landfrieden. Der Oppenheimer Friedensvertrag zeigt das Ergebnis der Konfliktaustragung zwischen dem König und Erzbischof. Darin sind der Herzog von Brabant, die Grafen von Geldern, Kleve, Jülich, Berg, der Mark, die Bischöfe von Osnabrück, Paderborn und die anderen zahlreichen Fürsten und Adeligen am Niederrhein und in Westfalen als Helfer (*adiutores*) vom König genannt. Siegfried gab nicht nur dem Druck seitens des Königs, sondern auch dem Zwang der Fürsten, bzw. des fürstlichen Netzwerkes nach, das drei Jahren zuvor gewissermaßen unter seiner Leitung noch gestanden hatte. Bei diesem Vertrag spielten die Vermittler und Schlichter die wesentliche Rolle. Die Entscheidung über die heftig umstrittene Frage der Vogtei von Essen wurde dem Spruch der vier Schiedsmänner (*arbitros vel amicales compositores*) aus beiden Parteien überlassen. Der Vertrag bedeutet deshalb keine unbedingte Ergebung des Erzbischofs, sondern seine Versöhnung mit dem König und

den Fürsten. Wichtig ist dabei zu betonen, dass der Erzbischof Siegfried durch diese Versöhnung wieder ins fürstliche Netzwerk aufgenommen wurde.

(5) Die geschichtlichen Verläufe bis zur Schlacht von Worringen sind bisher von den Historikern ausführlich erörtert worden. Um das Erbe der Limburger (das Herzogtum) und die Friedenshoheit in Westfalen stiegen die Spannungen zwischen der Partei von Köln-Geldern und der von Brabant- Berg-Mark vornehmlich seit 1286 mehr und mehr an. Die Schlacht von Worringen war das Endergebnis von allerlei Konflikten und Fehden zwischen den Fürsten im Nordwesten des Reichs seit Anfang der Regierung des Erzbischof Siegfrieds. Die vier Friedensverträge zwischen dem Erzbischof Siegfried und (a) den Grafen von Berg, (b) von Jülich, (c) von der Mark und von Waldeck, und (d) dem Herzog von Brabant wurden am 19. Mai 1289 auf dem Schloss Burg a.d. Wupper geschlossen. Wahrscheinlich wurden dort die verschiedenen Konflikte im Einzelnen von den anwesenden Fürsten beigelegt, aber gleichzeitig wurden die Abmachungen miteinander reguliert. Die Fürsten eines Vertrages beteiligten sich am anderen als die Schiedsmänner für die zukünftigen Konflikte. Zum Beispiel wurde beim Streit um die Stadt Zülpich vertraglich vereinbart, dass der Herzog von Brabant, der Graf von Berg und zwei Leute von der Kölner Partei eine verbindliche Entscheidung treffen sollten (Urkunde b). Auf diesen politischen Prozess übte der König keinen nennenswerten Einfluss aus. Die Friedensverträge und die damit wiederhergestellte Friedensordnung sollten und konnten nur durch derartige gemeinsame Verhandlungen und die gegenseitige Mitwirkung der Fürsten aufrechtgehalten werden, da die territorialen Interessen der einzelnen Fürsten und daher auch die Konflikte und die Bündnisse zwischen Ihnen am Niederrhein und in Westfalen im engen Zusammenhang miteinander standen.

Mit dem Sieg in der Schlacht von Worringen und den erwähnten Verträgen gewann der Herzog von Brabant das Herzogtum Limburg, aber auch die Grafen von Jülich und von der Mark konnten den Besitz und Rechte vermehren. Die bisher vom Erzbischof

lehenrechtlich abhängigen Grafen in Westfalen verstärkten die Selbständigkeit als Territorialherren. Infolgedessen wurden die hegemonialen Ansprüche und die herzogliche Hoheit des Erzbischofs über den Raum zwischen Rhein und Weser unvermeidlich zerstört. Damit präsentierte sich die politische Ordnung im Nordwesten des Reichs immer mehr als das fürstliche Netzwerk, und zwar nicht unter der Hegemonie des Erzbischofs von Köln, sondern grundsätzlich unter der Parität der selbständigen Fürsten.

IV. Einige Charakteristika der Konfliktaustragung zwischen den Fürsten (Kapitel VIII)

Die Geschichte der Territorien im Nordwesten des Reichs scheint, wie anderswo, voll von Konflikten bzw. Fehden zu sein. Vom umgekehrten Gesichtspunkt aus betrachtet würde es klar sein, dass die unentbehrliche (minimale) Friedensordnung zwischen den Territorien erst durch die Konfliktaustragung wiederhergestellt und durch die politische Freundschaft (*amicitia*) bewahrt werden konnte. Deshalb würde es sinnvoll sein, die Geschichte der Territorien bzw. die Landesgeschichte vom Gesichtspunkt der Konfliktaustragung her zu betrachten.

Aus den in diesem Aufsatz vorgelegten Versöhnungsurkunden sollen die folgenden Charakteristika nochmals erwähnt werden.

(1) Die am Friedensvertrag beteiligten Personen

Um die gütliche Konfliktbeilegung zu erreichen und die Gültigkeit der Friedensverträge lange zu bewahren, beteiligten sich manche Leute am Prozess der Beilegung mal als die Schlichter, mal als die Bürgen für die Erfüllung der Pflichten. Die Verwandten, Freunde (Verbündeten), Vasallen beider Parteien versprachen oft, einen nicht zu unterstützen, falls er gegen den Vertrag verstößt. Manchmal nahmen nicht nur die neutralen Fürsten, sondern auch die aus der gegnerischen Partei an der Schlichtung teil, soweit sie kein direktes Interesse für die betreffende Streitigkeit hatten. Indem der darin verwickelte Personenkreis sich erweiterte, wurde die Konfliktaustragung und die

dadurch hergestellte Ordnung über die Beziehung zwischen den Parteien hinaus zur öffentlichen Angelegenheit des Gebiets erhoben. Die Vasallen mussten gegebenenfalls, wie vorhin gesagt, die Bewahrung der Friedensordnung vor die Treue zu ihren Herren stellen.

(2) Bürge für den Friedensvertrag

Wie schon betont, erschienen in den Vertragsurkunden häufig manche Leute aus dem Kreis der Verbündeten, den Vasallen der betreffenden Fürsten, aber auch aus der Gruppe der neutralen Adeligen als Bürgen für die verfügten Pflichten. Interessanterweise waren diese Leute manchmal verpflichtet, alle zusammen sich an einem bestimmten Ort zu versammeln und dort zu bleiben, bis der durch die Verletzung des Vertrags entstandene Schaden ersetzt und die Parteien wieder miteinander versöhnt wurden. Möglicherweise konnte eine derartige Gesamtverantwortung, in der eine Vielzahl von Personen aus einem umfangreichen Kreis standen, die Parteien von der Verletzung der im Vertrag verfügten Pflichten teilweise zurückhalten. Das war auch eine wirkungsvolle Maßnahme gegen Wiederaufleben von potenziellen Konflikten zwischen den Betroffenen eines Vertrages.

(3) Die verstärkte persönliche Verbindung nach der Konfliktbeilegung

Die Konfliktbeilegung verband die bisher streitenden Personen neuerlich und auf besondere Weise. Es ist schon bekannt, dass die fürstlichen Bündnisse oft nach einem Konflikt und der anschließenden Versöhnung geschlossen wurden. Außerdem entstand ab und zu die besonders verstärkte Verbindung von „homo ligius“ oder Ministerialität, nachdem ein lokaler Feudalherr sich mit einem Fürsten versöhnte. Solche Tatsachen dürften den Ergebnissen der neueren Fehdeforschungen entsprechen, die festgestellt haben, dass die Fehden die herrschaftlichen Verhältnisse und das soziale Netz verstärkten und verdeutlichten.

(4) Die arbitrativen Gremien zu Konfliktprävention und -beilegung

Wie schon erwähnt, wurden in die Bündnisverträge gewöhnlich die Verfügungen der gütlichen Konfliktbeilegung aufgenommen, um die Eskalation der Streitigkeiten zu

vermeiden. Sie bestimmten die arbitrativen Gremien, die aus je zwei bis sechs Schiedsmännern aus beiden Parteien zusammengesetzt wurden. Das Schiedsverfahren bestand aus der mehrstufigen Schlichtung von erwählten Personen. Diese Schiedsmänner wurden normalerweise von den Vasallen, Adeligen und den Geistlichen in den Ländern der verbündeten Fürsten gegenseitig ausgewählt. Darin lässt sich die Absicht erkennen, allerlei Personen zwischen die Konfliktparteien einzubeziehen, um damit die Konflikte im offenen Forum schnell beilegen zu können.

Die hier dargelegten gemeinsamen Handlungen der Fürsten zur Konfliktbeilegung waren alle informal und nie institutionalisiert. In diesen immer wiederkehrenden Handlungen lassen sich jedoch einfach die gewohnheitsmäßigen Regeln erkennen. Diese Regeln der Konfliktbeilegung gingen aus dem gemeinsamen Druck vom erweiterten Netzwerk der Fürsten und Adeligen zum Frieden aus. In der Zeit von der Isenburger Fehde bis zur Schlacht von Worringen verdichteten sich zunehmend die Verhältnisse zwischen den Fürsten, sowohl in den Konflikten als auch in den gemeinsamen Konfliktbeilegungen und Bündnissen. Die durch derartige fürstliche Beziehungen hervorgebrachte verbreitete politische Ordnung (Netzwerk) förderte die Konfliktbeilegung zwischen den Fürsten und umgekehrt förderte die wiederholte Konfliktbeilegung die Entwicklung der interterritorialen Kommunikation und Ordnung. Deshalb standen die Konfliktaustragung und das Netzwerk der Fürsten in einer Wechselwirkung. Dieses Netzwerk machte 1288 die politischen Ambitionen des Erzbischofs von Köln zunichte. Danach konnte der Erzbischof nicht mehr als der Herr, sondern nur mehr als ein gleichberechtigtes Mitglied ins Netzwerk wieder aufgenommen werden. Dieses fürstliche Netzwerk war zwar veränderlich und noch nicht dauerhaft, aber es weist auf eine Möglichkeit der politischen Ordnung zwischen den Territorien und dem Reich hin. Das vom Königtum gewissermaßen unabhängige autonome Netzwerk der Fürsten gehörte zu der politischen Kultur der „Einung“ im weiteren Sinne. Es soll ferner erörtert werden, ob dieses fürstliche Netzwerk nur ein Charakteristikum im

Nordwesten des Reichs war, und wie dieses Netzwerk sich in den folgenden Jahrhunderten entwickelte.